

吉備公遺跡誌

全

166
362

166-362



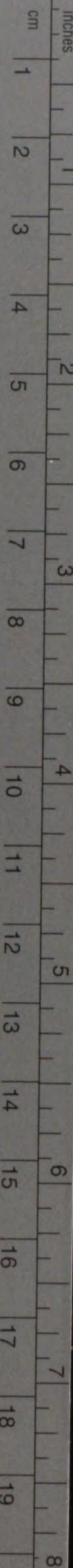
1200701786639

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



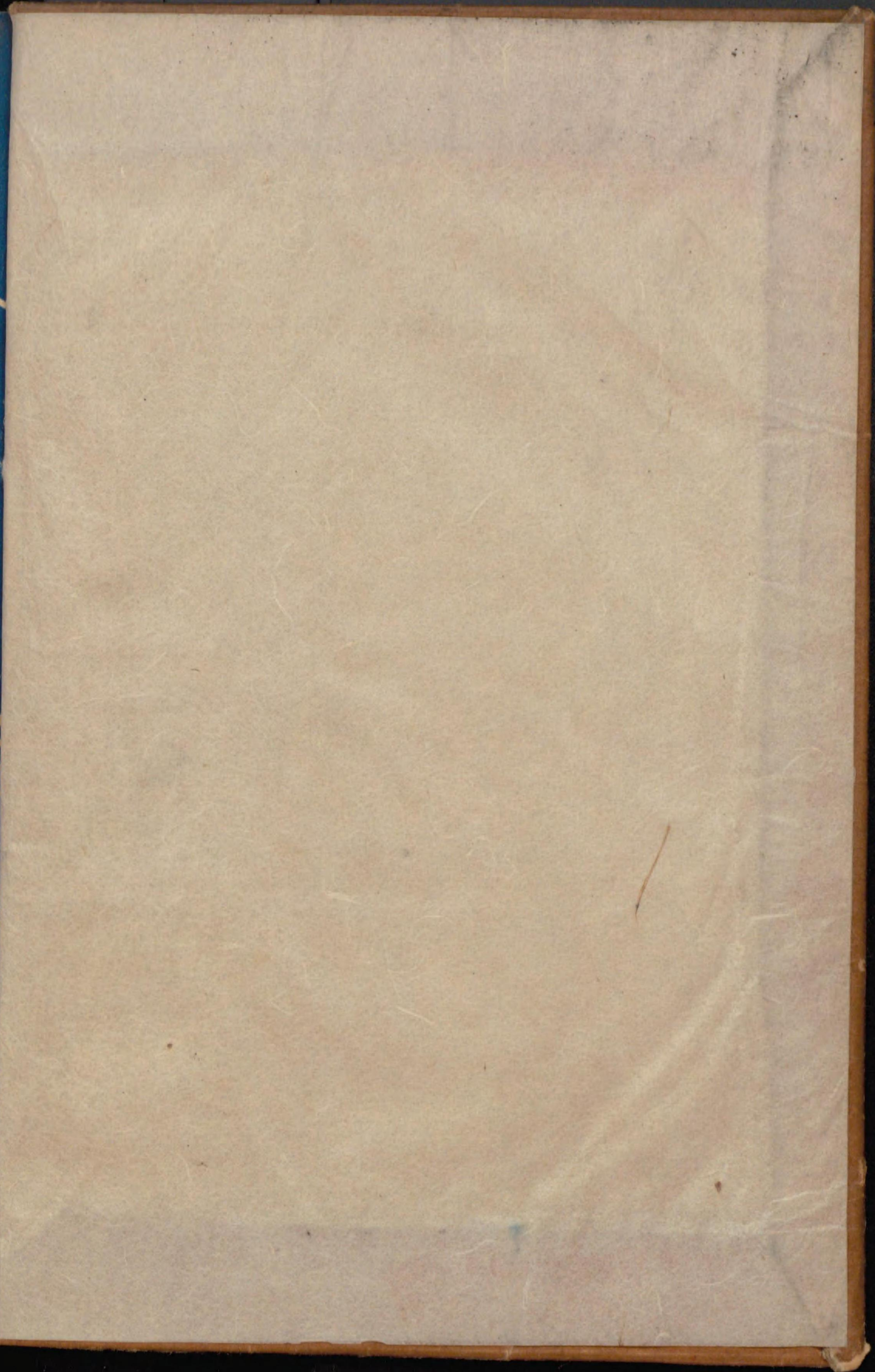
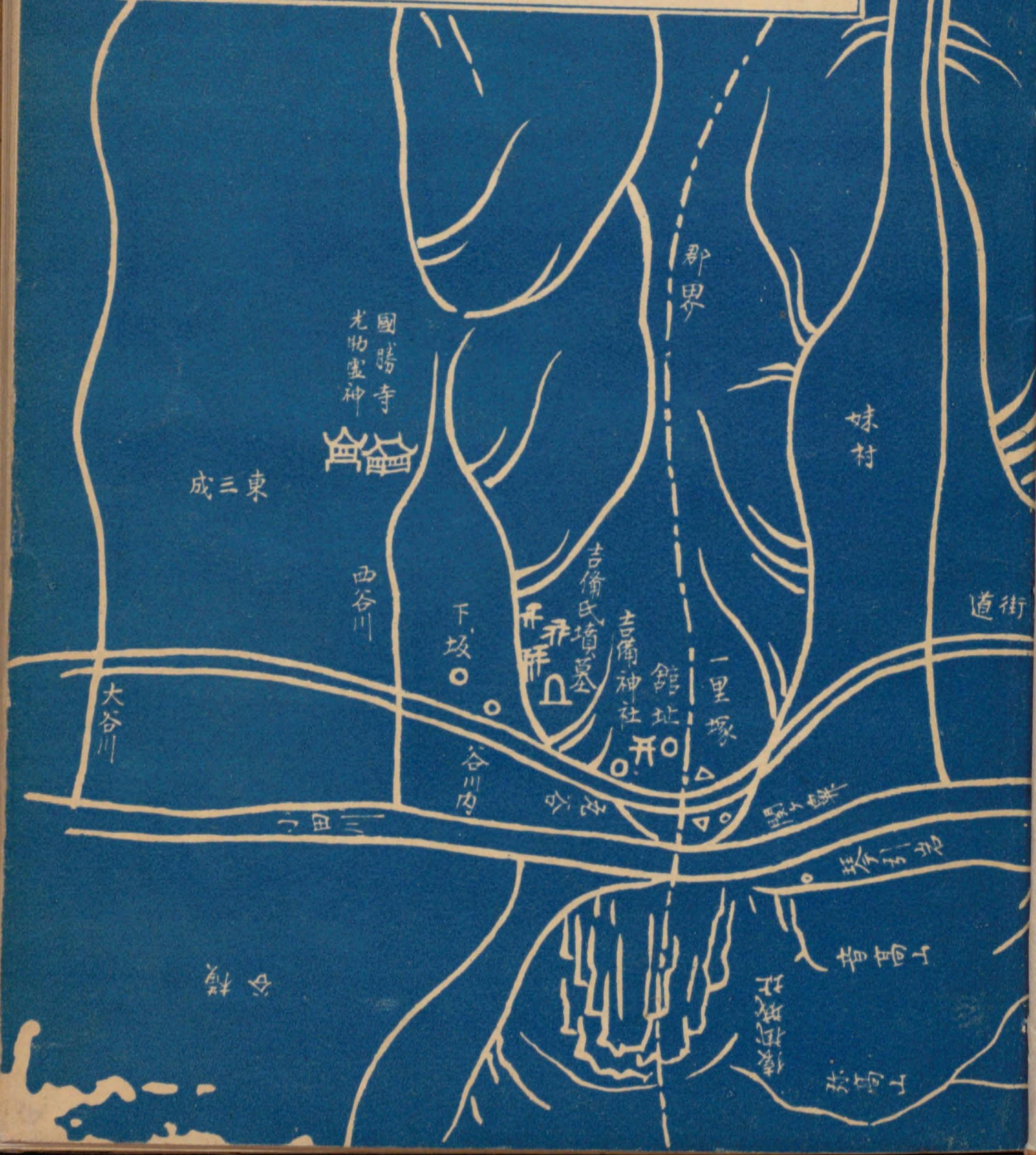
Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



鷲峰山中院

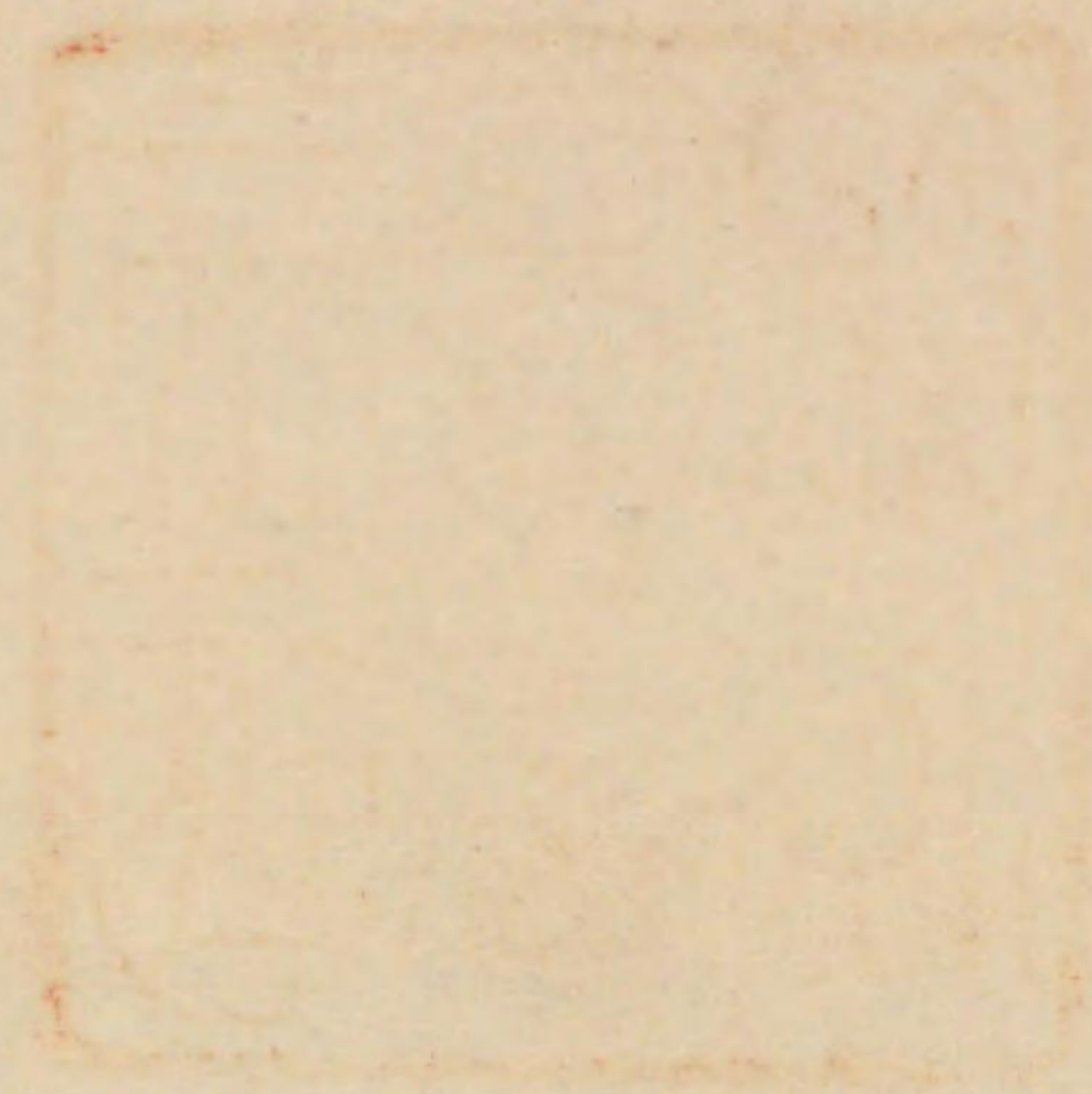
吉備公蹟蹟誌

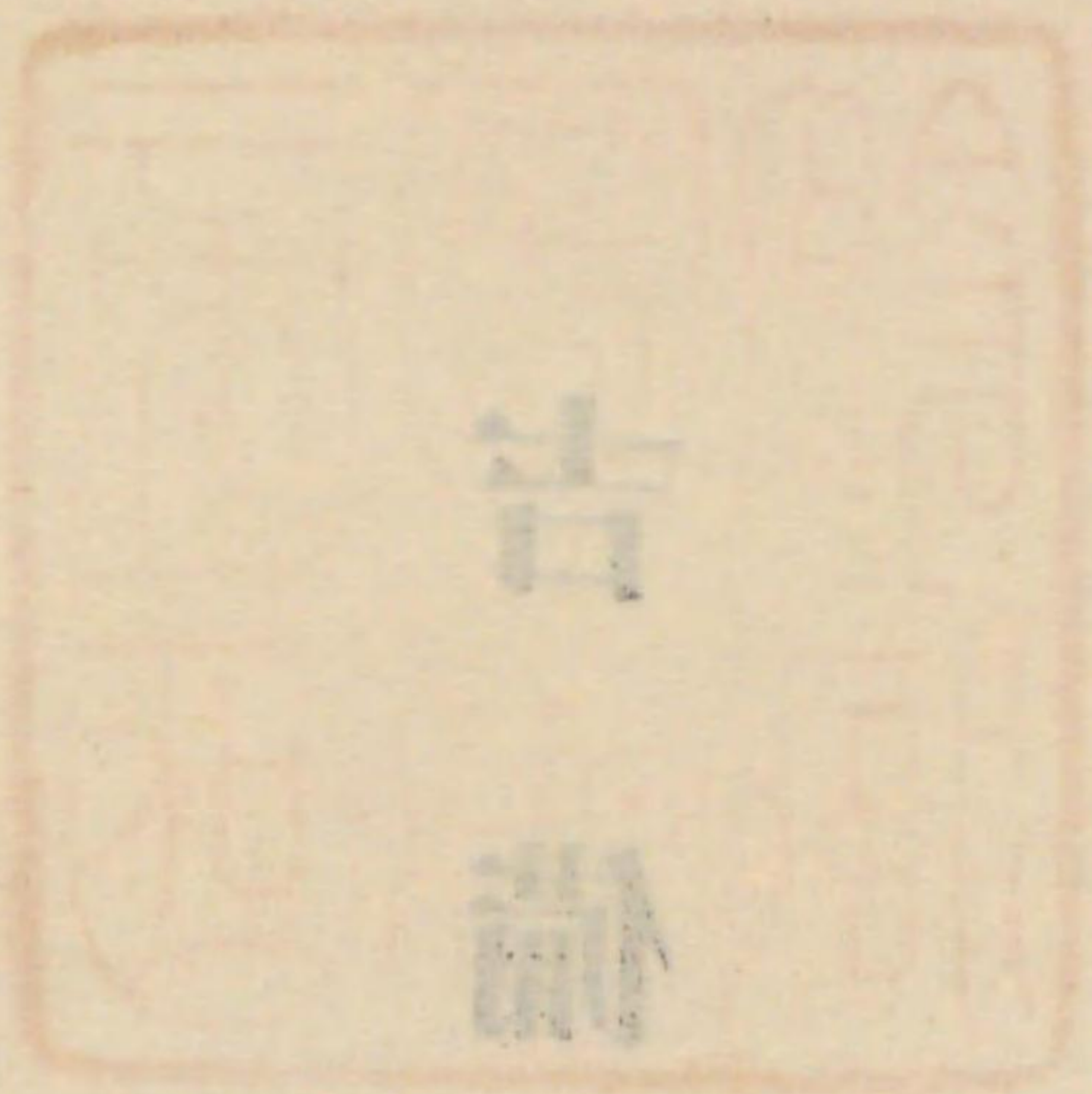




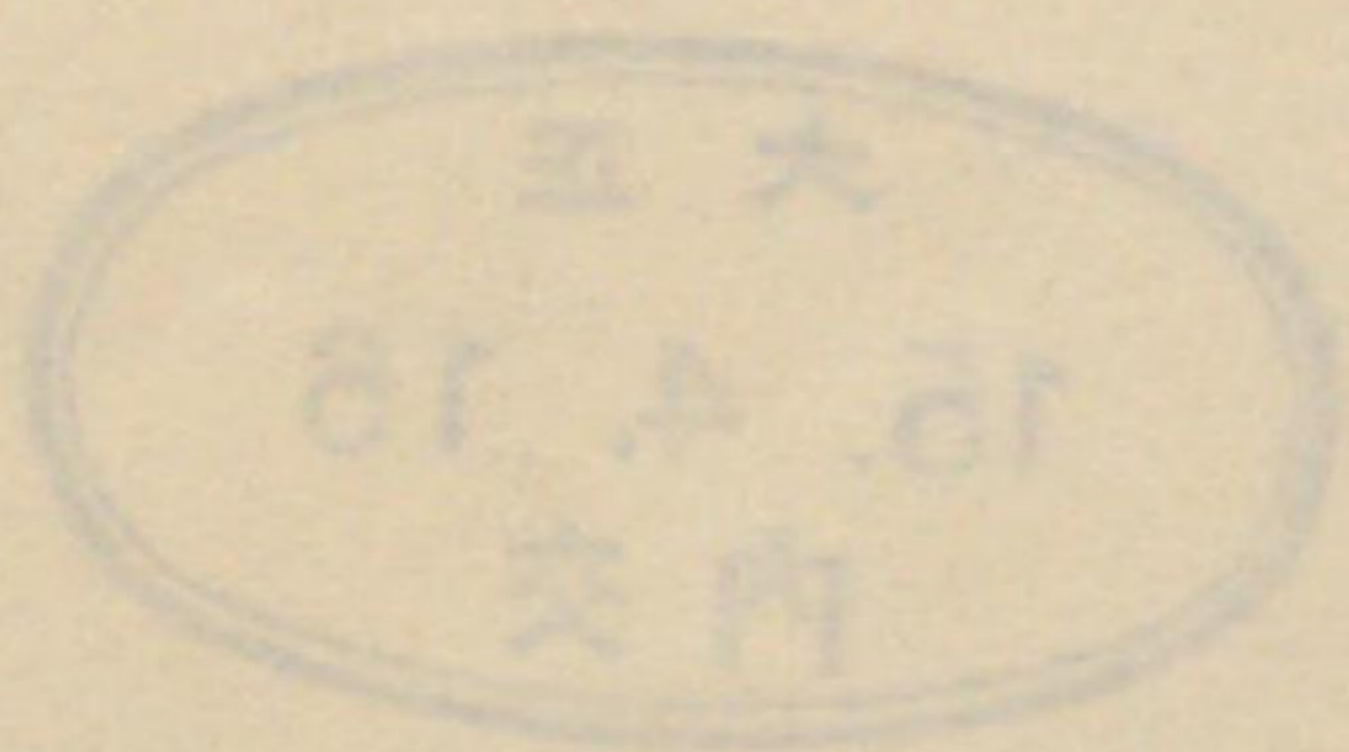
公
遺
蹟
誌

大正
15. 4. 16
内交





吉備公遺蹟集



はしかき

- 一、本編は明治三十三年本會創設以來大正十四年に至る二十五ヶ年間に於ける事業の概要を報告する爲めに編纂せるものなり
- 一、本編記載の吉備公傳は原文學博士が本會の爲めに講演せられたる原稿を更に訂正増補せられたるものなり
- 一、本編記載の吉備公遺蹟雜考は原文學博士が帝國大學の命を受け學術的に多大の日子を費して調査を遂げ研究發表せられたるものを始とし重野文學博士、萩野文學博士、梅原大學教授、井上醫學博士、石坂軍醫監、藤澤南岳、岡直廬等諸賢の高説詩歌を掲げたるものなり
- 一、斯く公の遺蹟に對し高説詩歌並物品金圓を寄せられたる諸賢に向ひ茲に謹んで永久感謝の意を表す

大正十五年二月

吉備保光會

吉備君光會

大五十五年辛二日

の意を案す

- 一、 漢の最精に就く高麗儒者並神品金圃を著する外はる儒賢に因りて其の藝を承けたる者八道儒
- 本と
- 一、 學博士、其土國學博士、西戎軍醫博士、韓醫博士、國直風俗教授の高麗儒者並神品金圃と
- 一、 少上聞書と並りて研究著述する外はるもの故に「重刊文學博士、韓醫文學博士、韓儒大
- 一、 本國儒者○官爵公選諸儒並りて文學博士は帝國大學の會を受け學問の進大の日を費
- 外はるもの本と
- 一、 本國儒者○吉備公は文學博士は本會の爲に引續かざる外はる儒賢を重し其五世儒者
- 一、 神書する欲む引續かざるもの本と
- 一、 本國儒者○三十三年本會唯幾以來大五十四年引至る二十五ヶ月間引付る事業の詳要と

おしよき



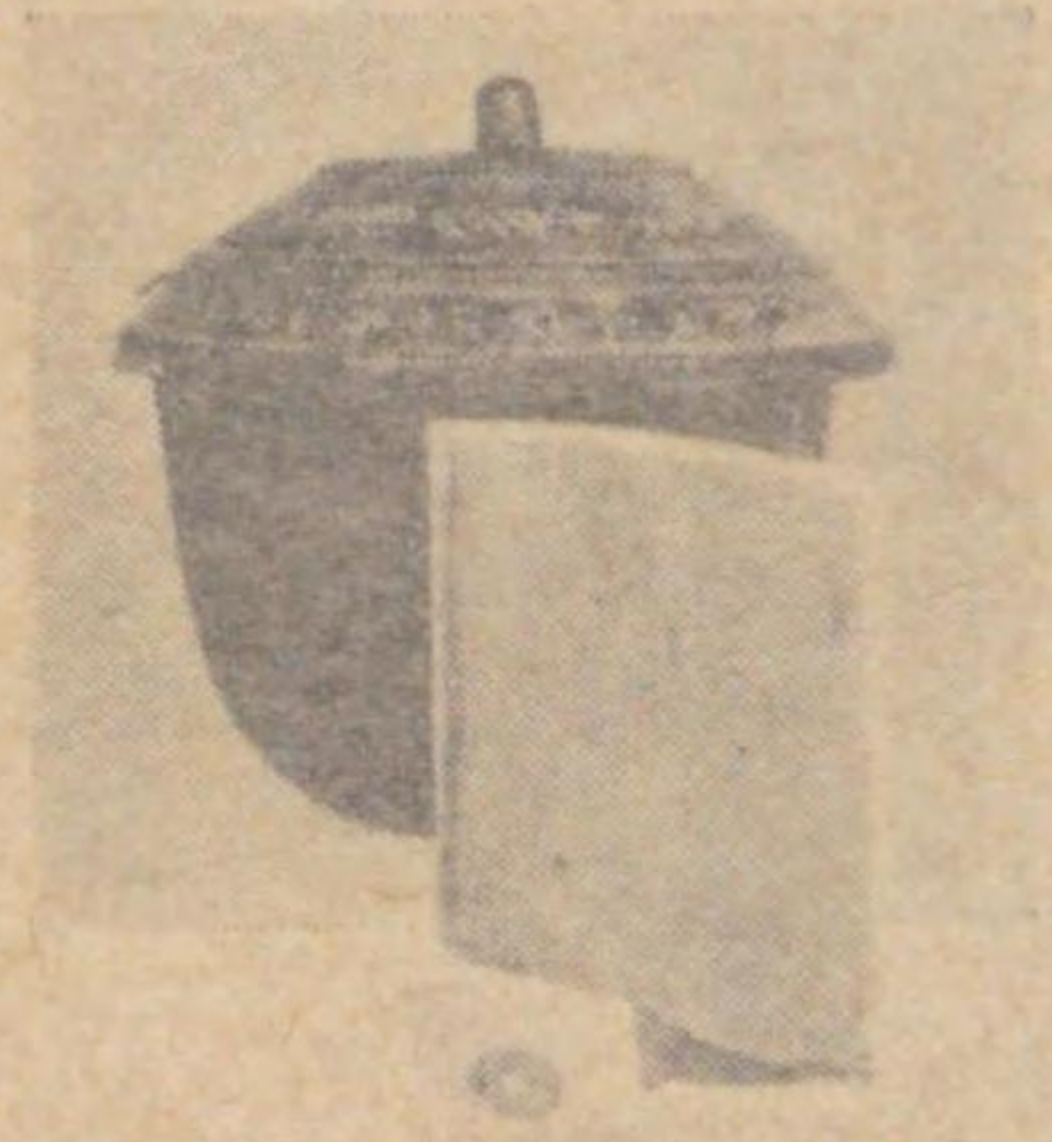
吉備眞備公肖像



吉備眞備公肖像

吉備眞備公

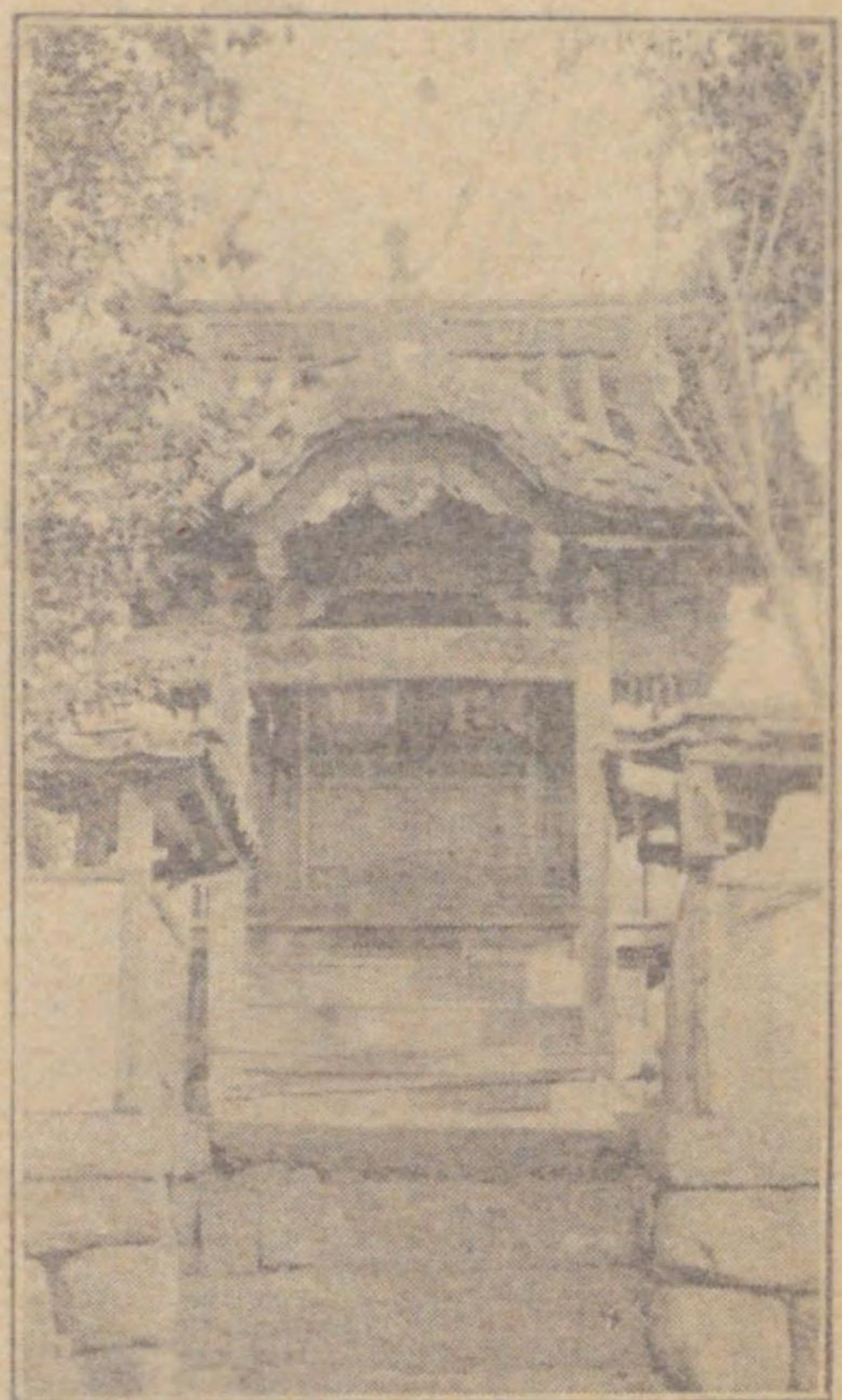
吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公
吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公
吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公
吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公
吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公
吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公 吉備眞備公



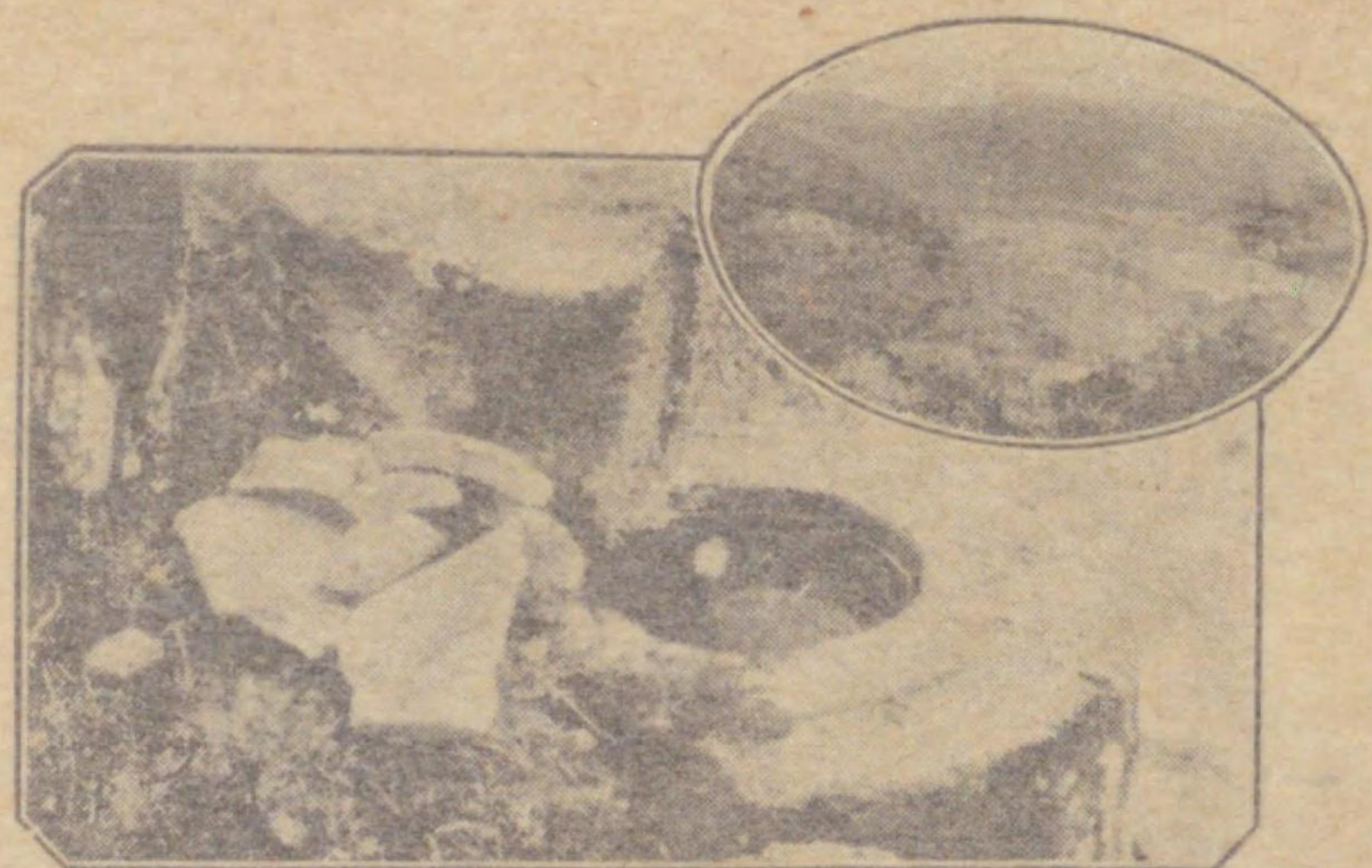
吉備公祖夫人銅製骨藏器
和瓦製墓志



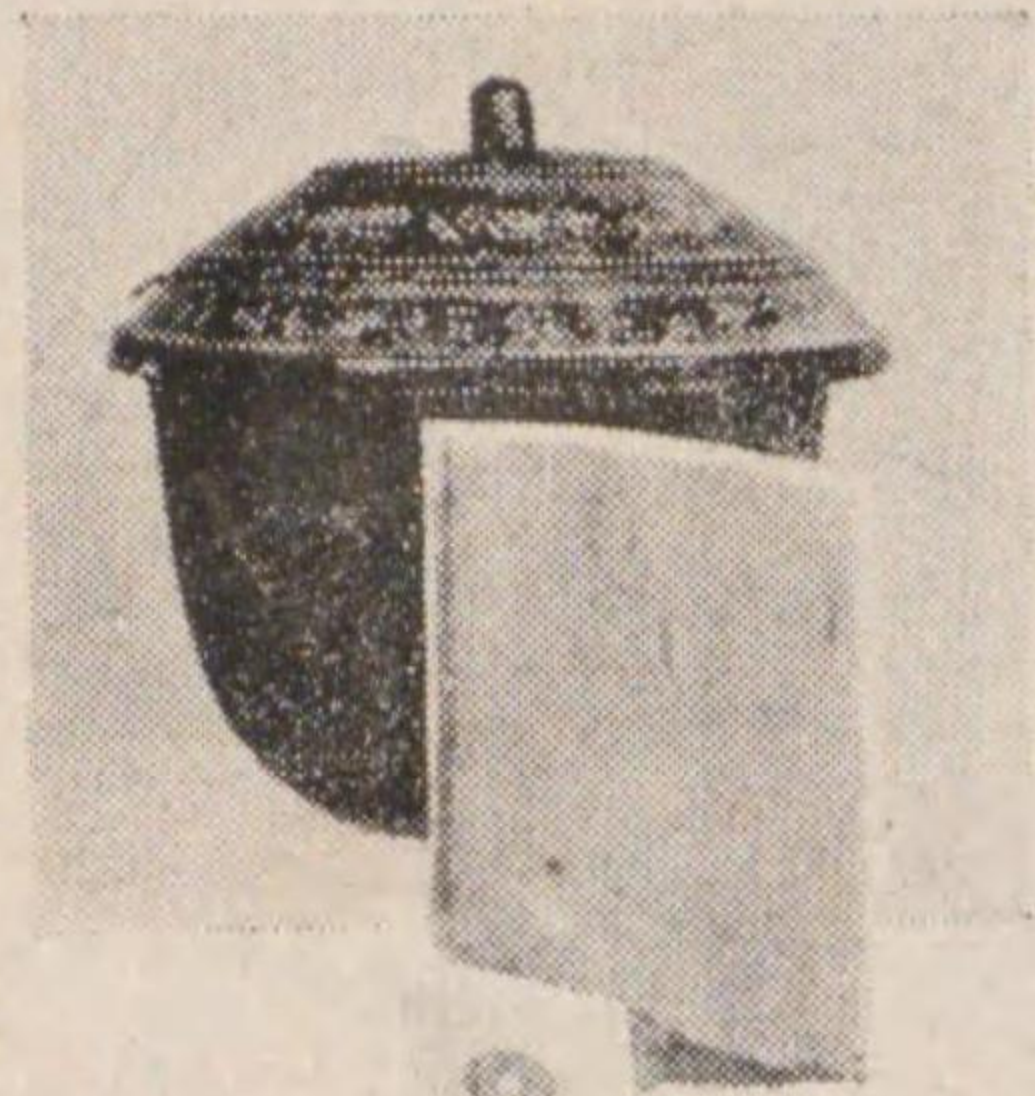
土製骨藏器



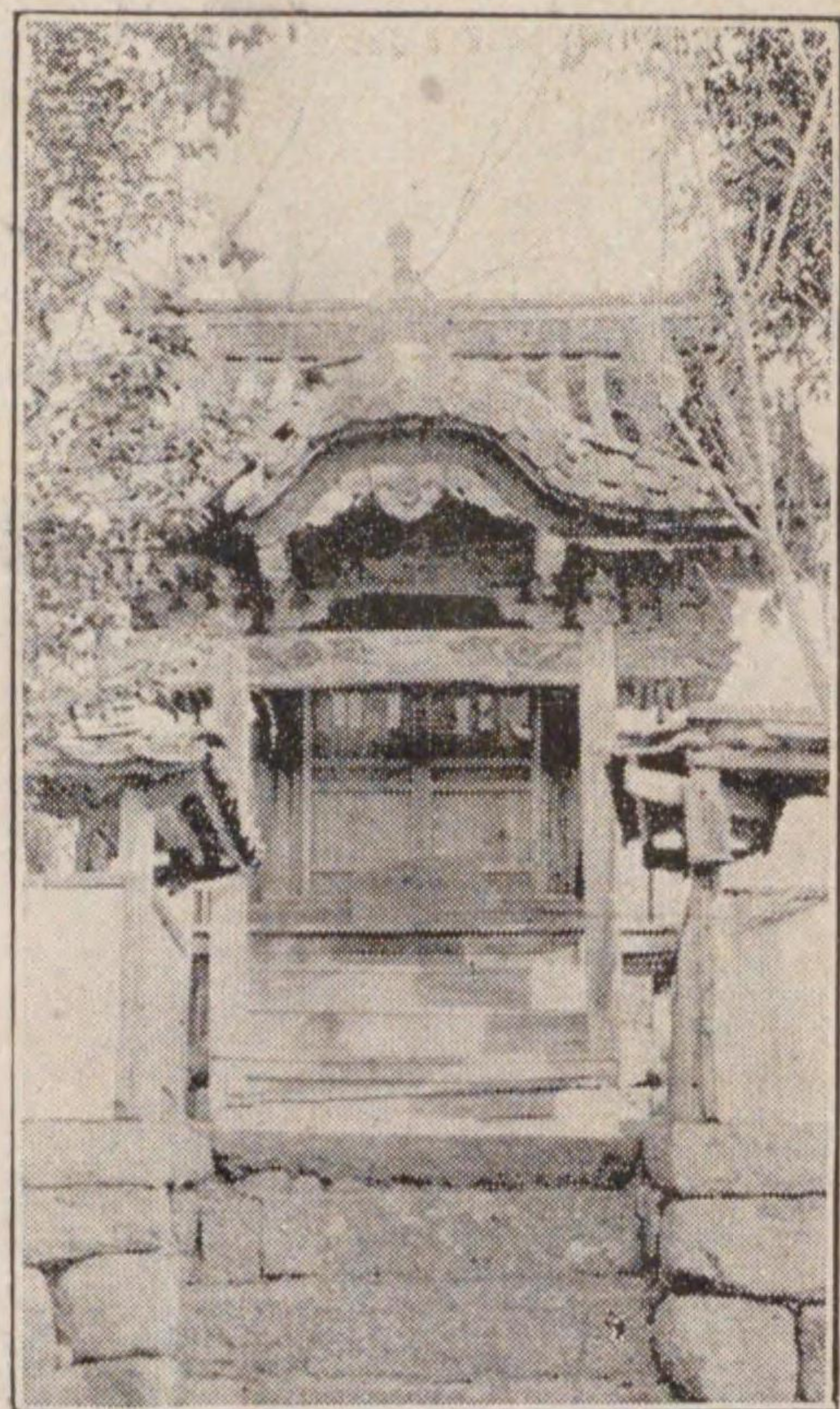
光助靈神社殿



吉備先氏地、石製骨藏器、屋瓦碎片



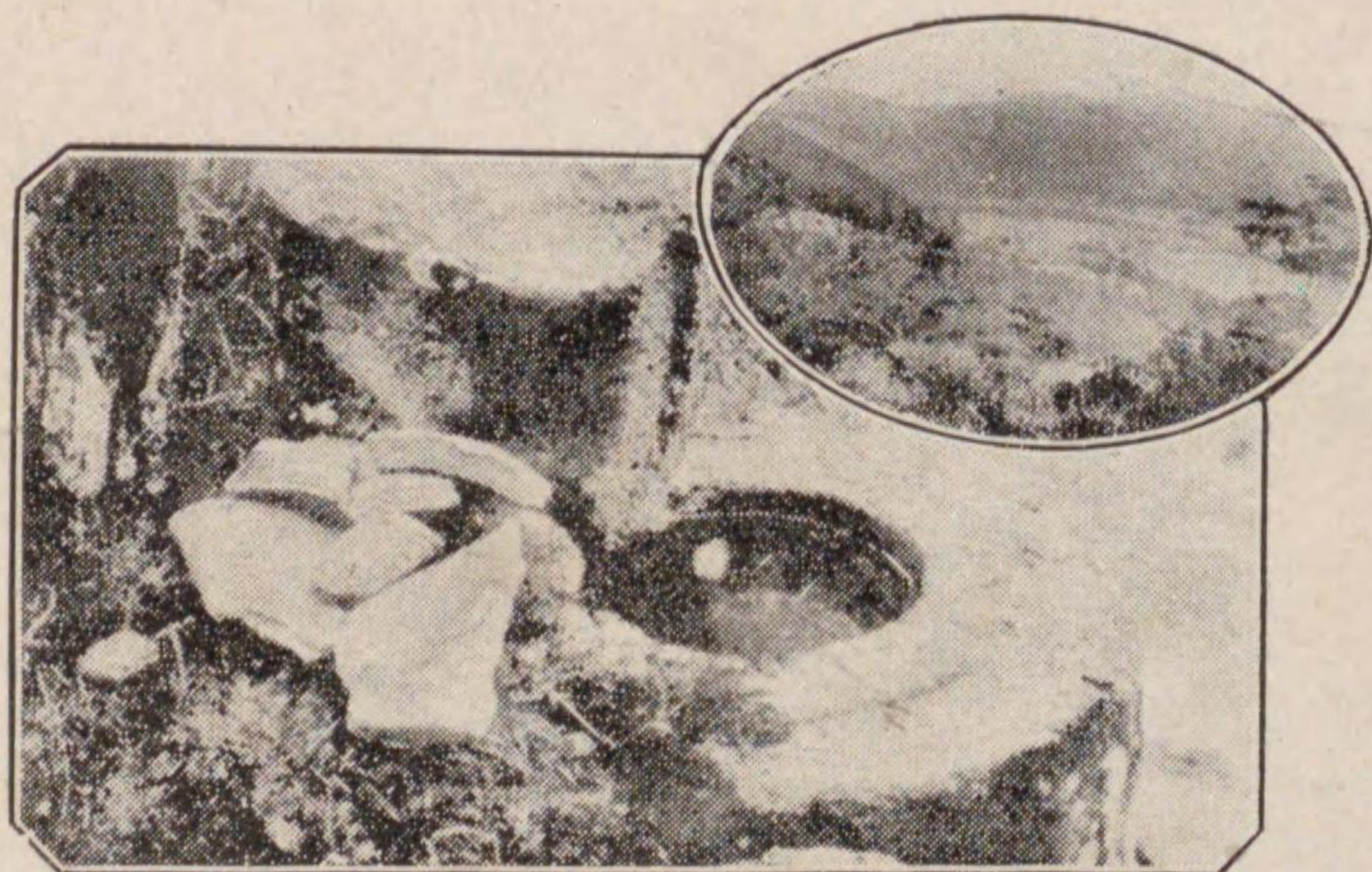
吉備公祖夫人銅製骨藏器
瓦製墓志
和銅錢



光助靈神社殿

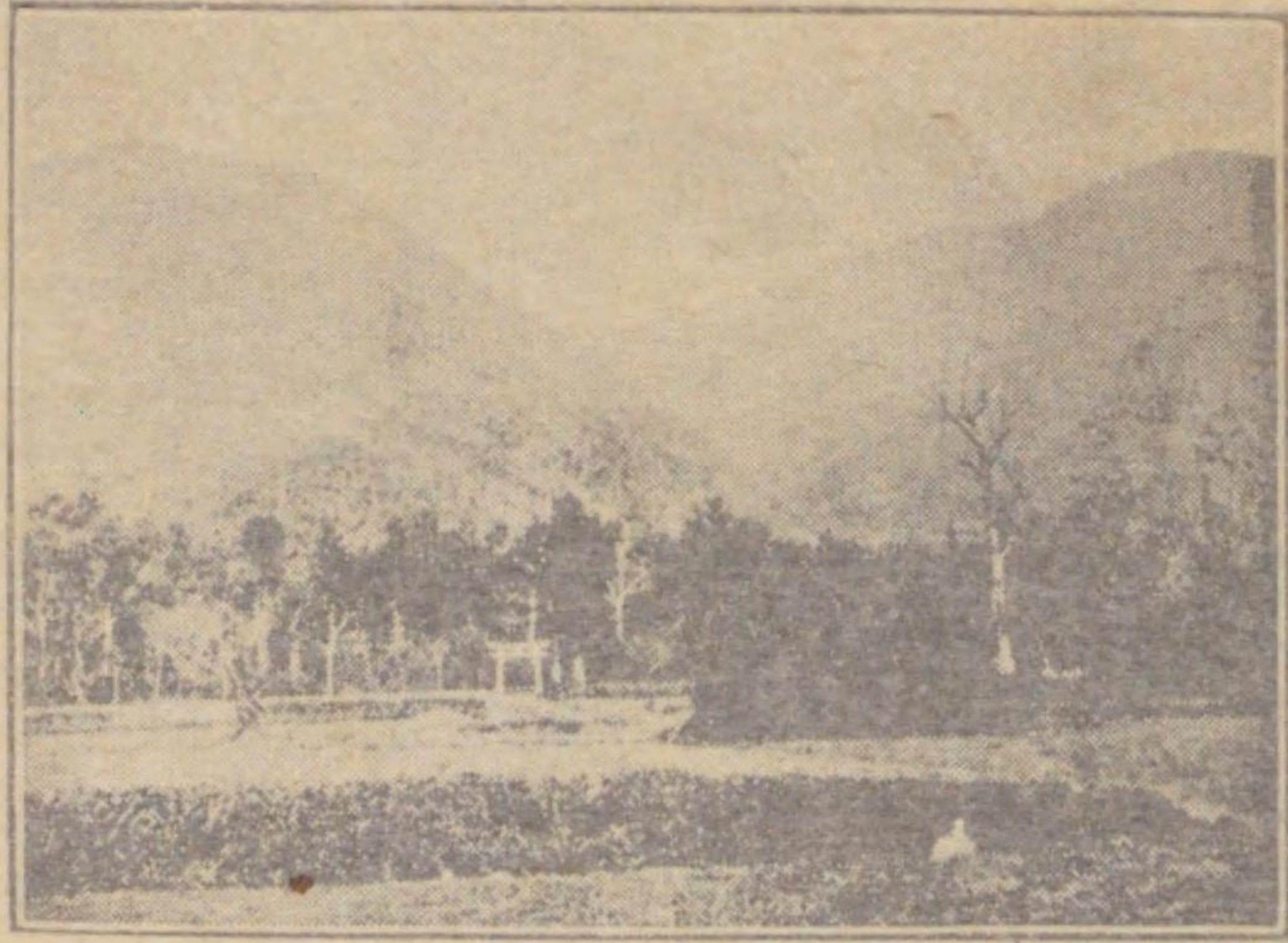


土製骨藏器

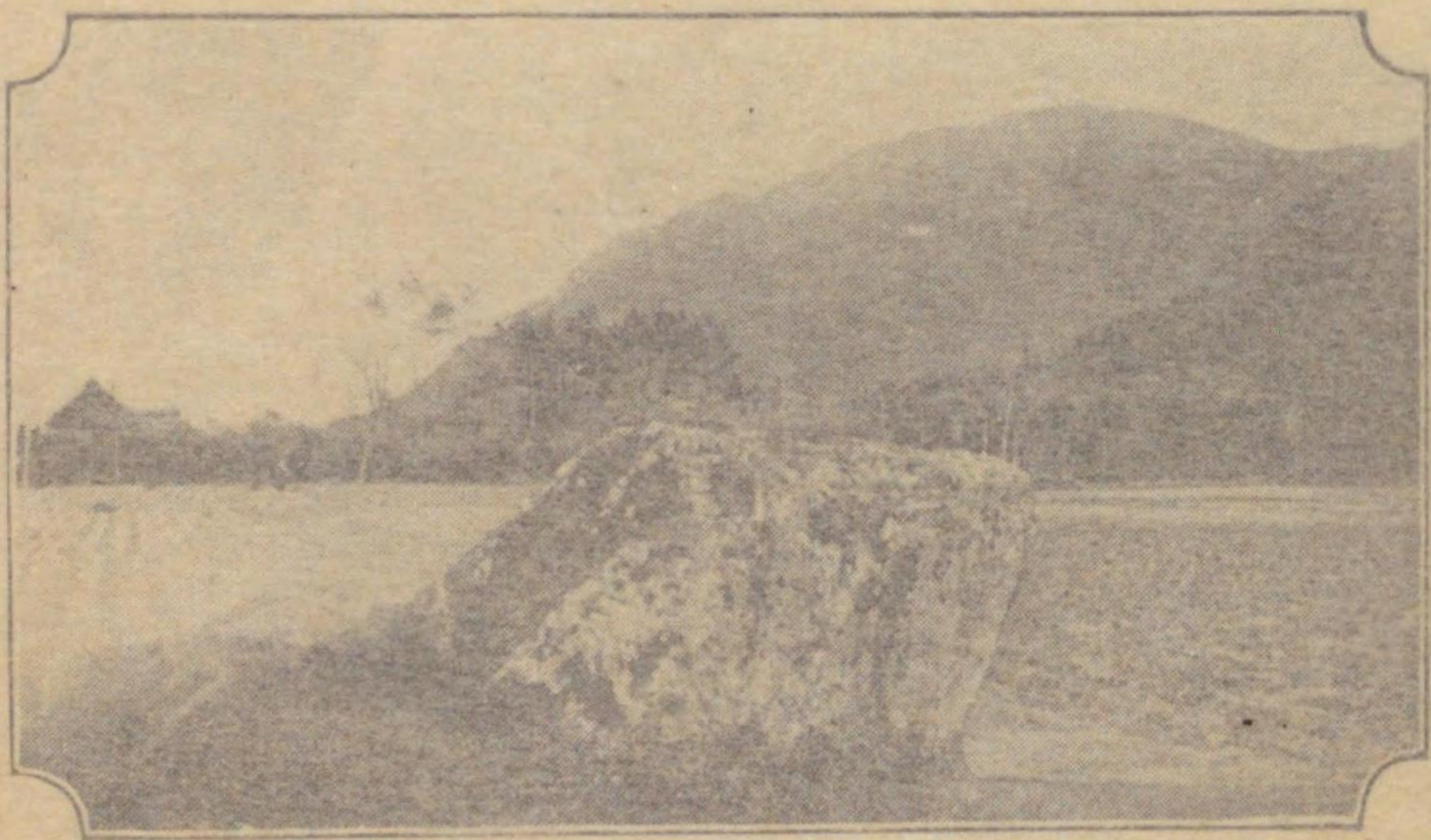
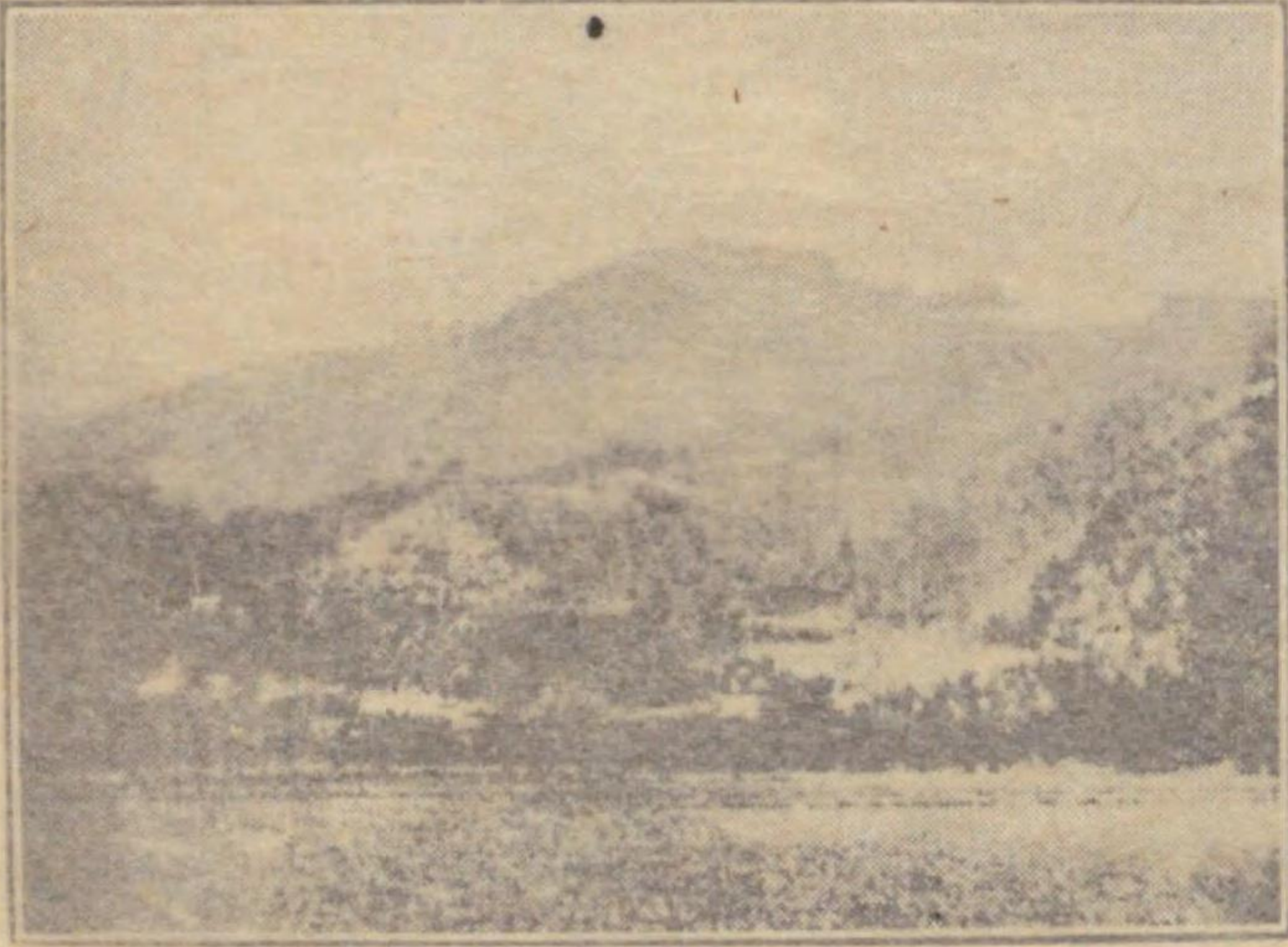


吉備先氏地、石製骨藏器、屋瓦碎片

吉備公館址にある吉備神社



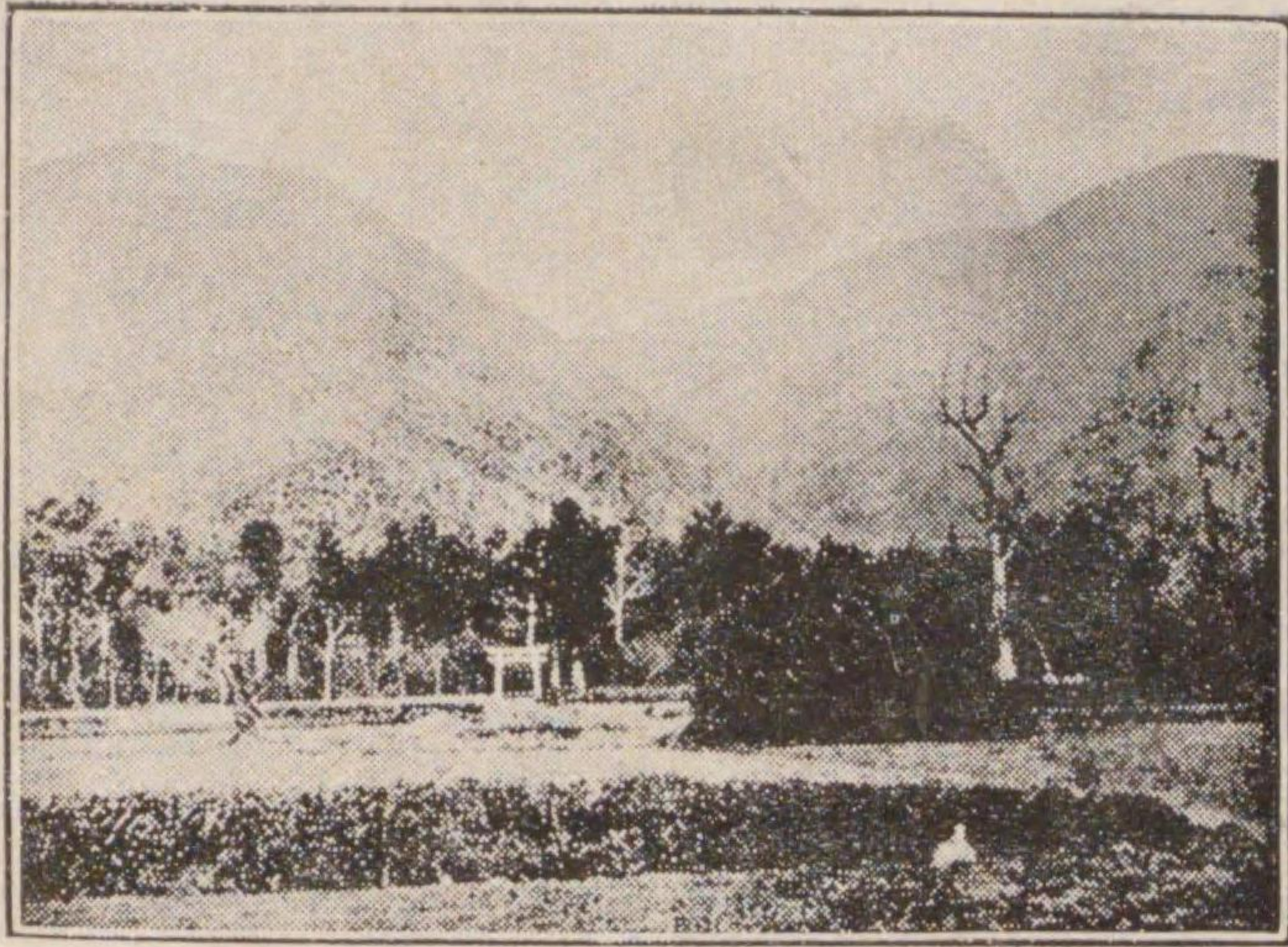
吉備氏墳墓



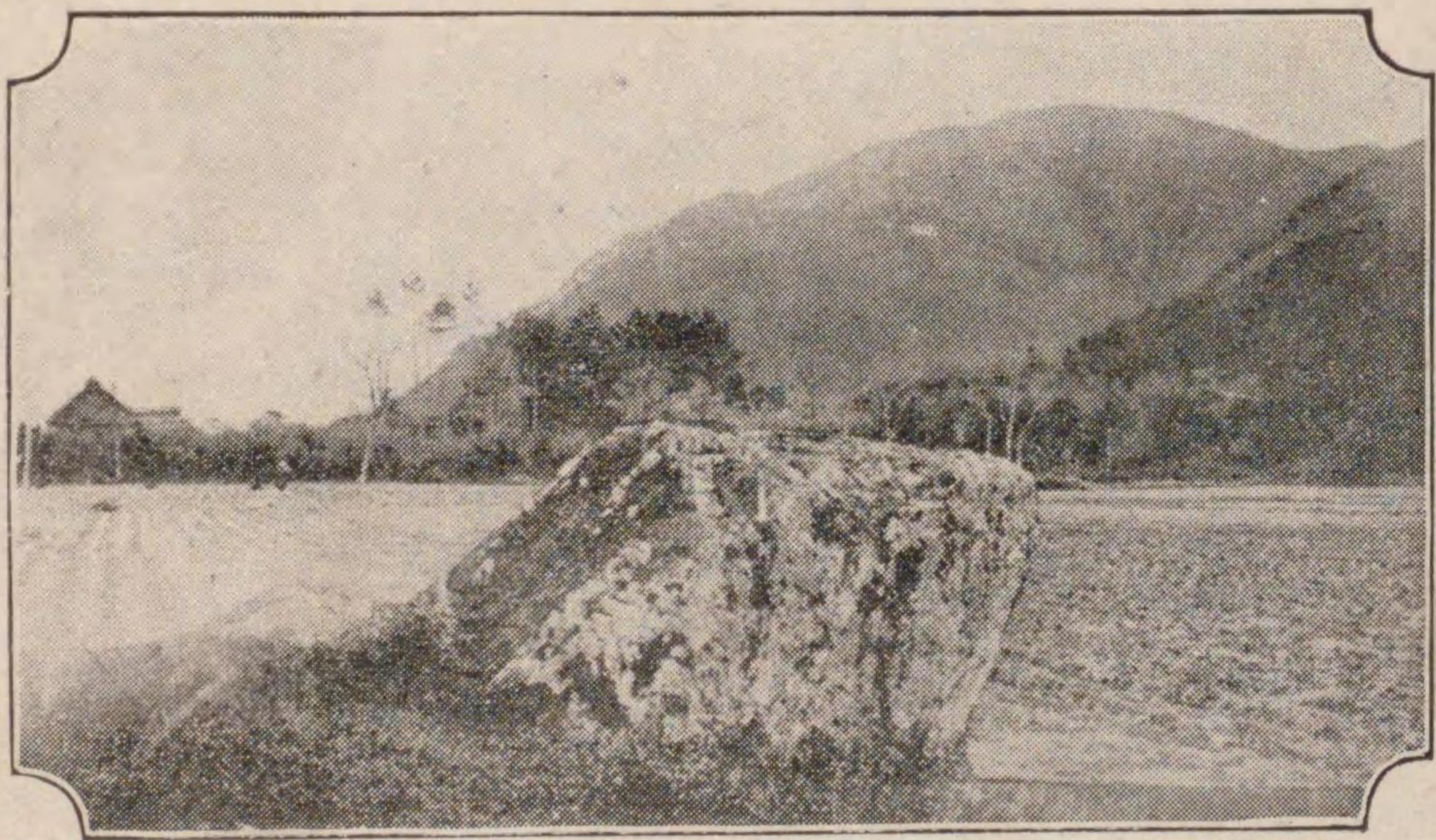
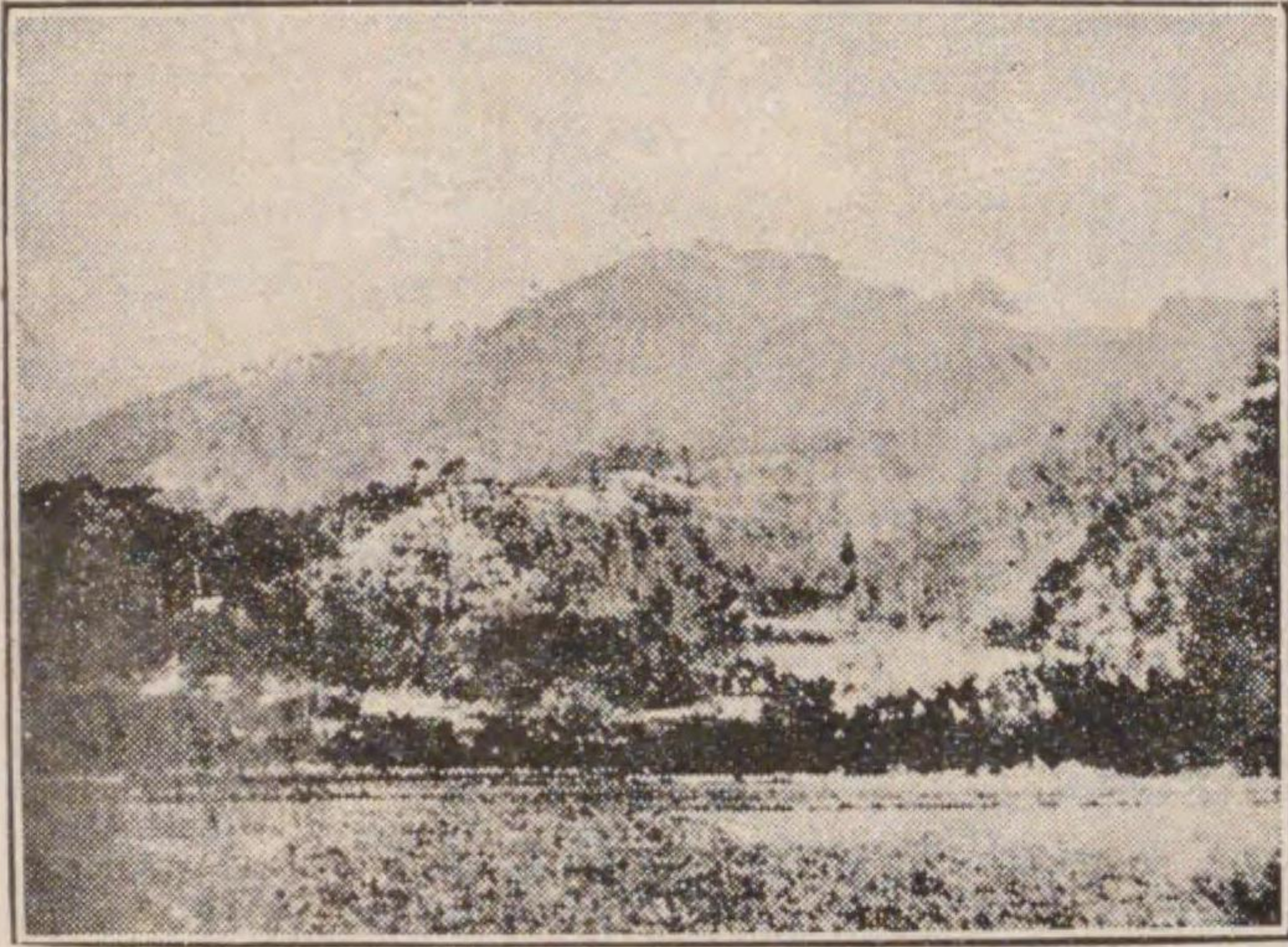
岩琴彈、山高音



吉備公館址にある吉備神社



吉備氏墳墓



岩琴彈、山高音

吉備公遺蹟誌

目次

第一、吉備眞備公傳

緒言	一
一、公の出身	二
二、公の學術	五
三、公の禍難	八
四、公の性格	一二
五、公の功業	二二
六、公の全盛	五一
七、公の勇退	七二
八、公の身後	八一

第二、吉備公遺蹟雜考

一、緒言	八九
------	----

二、吉備公館址……………	九〇
三、吉備氏墳墓……………	九二
四、吉備公祖母夫人骨藏器……………	一〇六
五、詩……………	一一一
第三、吉備保光會及其事業……………	一一二

一、吉備公の遺業……………	一一二
二、吉備公の遺業……………	一一二
三、吉備公の遺業……………	一一二
四、吉備公の遺業……………	一一二
五、吉備公の遺業……………	一一二
六、吉備公の遺業……………	一一二
七、吉備公の遺業……………	一一二
八、吉備公の遺業……………	一一二
九、吉備公の遺業……………	一一二
十、吉備公の遺業……………	一一二

吉備公遺蹟誌

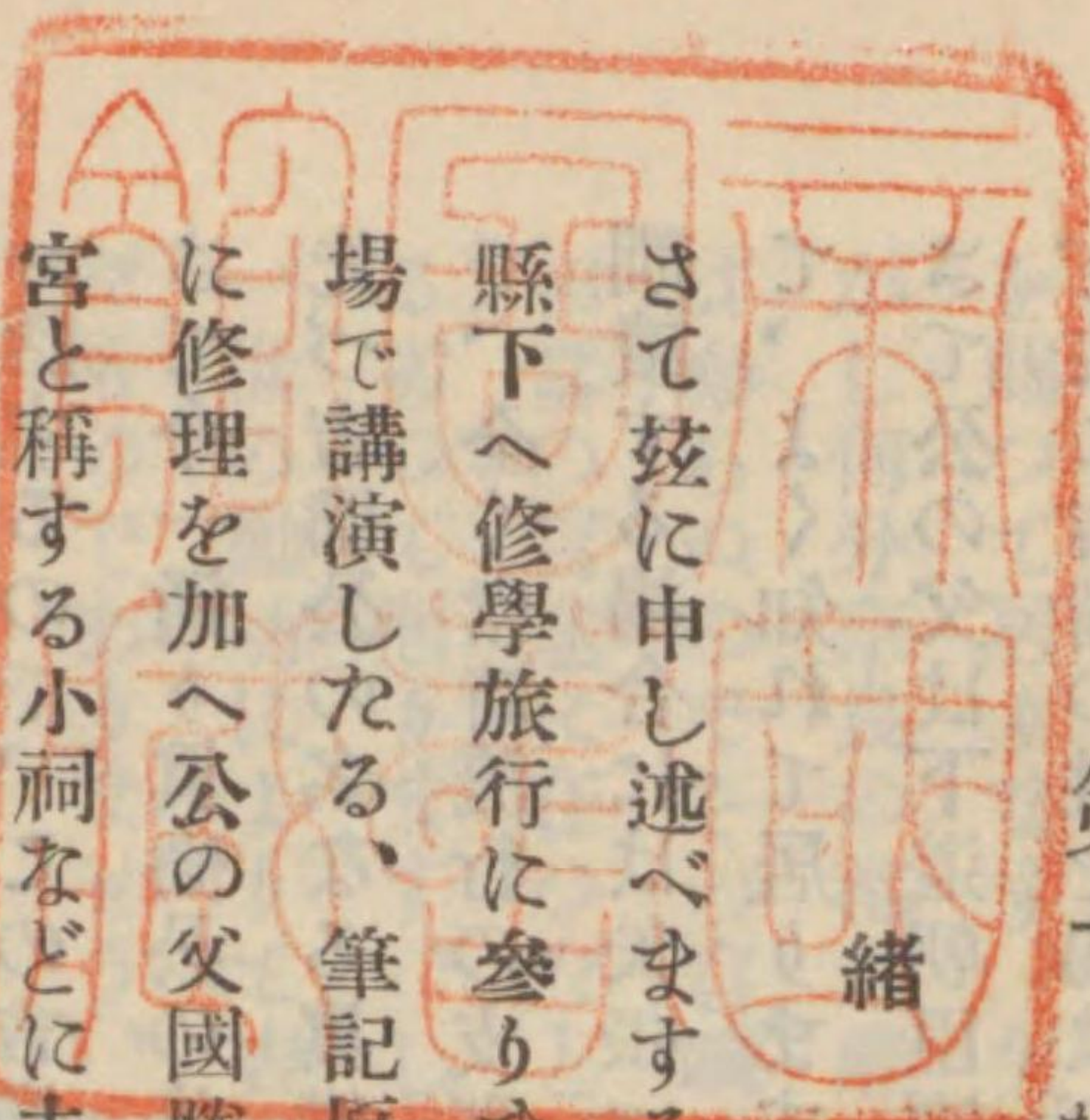
吉備公遺蹟誌

文學博士 原 秀四郎

第一、祭らるべくして未だ祭られざる人 吉備眞備公の傳

緒言

さて茲に申し述べます一篇は今より十年程も以前に、私が東京帝國大學の大學生でありました時分に本縣下へ修學旅行に参りまして、縣下備中國小田郡三谷村大字東三成の國勝寺にて開會せる吉備保光會の會場で講演したる、筆記原稿を訂正したものであります、吉備保光會はその村内にある吉備公一家の墳墓地に修理を加へ公の父國勝の母即ち公の祖母夫人の藏骨器を保管せる國勝寺、及び別に村内にある吉備大臣宮と稱する小祠などに夫々適當なる保管法を立て、研究すべきは研究し、保存すべきは保存して永遠に吉備公一門の光彩と併せて其部落の榮譽とを保持する目的を以て起つたものであります、當時私も其調査に關係しました、其保光會での講演でありますから、題目も本文も幾分かその目的に合ふ様に出來て居るのであります、讀者諸君の御諒察を願ひます、然し乍らその言文の一字一句皆據所のあることでありまして、學術上の責任は無論私の負擔するところであります。



明治四十三年十月東京に於て 原 秀四郎 識

一、公の出身

こゝに掲げましたる『祭らるべくして未だ祭られざる人吉備眞備公の傳』と云ふ様な長々しき題名で、何を話するのかと申しますると、今日都鄙至るところに神と祭られて崇敬されて居る菅原道眞公と履歷功業の頗る似て居て、しかも死後の光榮が之と懸隔のある即ち祭らるべくして祭られざる人吉備眞備公の事をお話するので、この吉備保光會の事業と直接親密の關係ある事柄のお話であります。

さて今一通り眞備公の傳を述べまするに就きて便宜上菅原道眞公の傳と所々對照して見たいと考へます、先づ吉備公の名なる眞備の讀方を申しますると元來之は眞吉備の三字であつたのを中の一字を略したので、全く當時流行の支那かぶれから爲されたことで支那人の名らしく眞似たのであります、されども之を訓讀する場合には矢張マキビと申すので、即ち公の姓名はキビノマキビであります事は一通り研究せられて、よく知れて居ります。

さて公の父は下道朝臣國勝と申して、奈良の朝廷に仕官して、右衛士少尉となられましたたが公の立身すると共に吉備の姓を賜はつたのであります、されば公の門閥は素より低いものではありませんが、寧ろ眞備公その人によりて大に顯榮になられたのであります、尙古いところに溯りてその家の系圖を調べ吉備氏と下道氏との關係を申して見ますると、元來吉備氏が本家で下道氏はその分家筋であつて何れも門閥としては餘程の名流と云ふべきであります、此點に於ては菅原道眞公よりは公の方が少々宜しい様でござります、吉備氏は皆人のよく御承知である崇神天皇朝の四道將軍の一人たる吉備津彦命、即ち今日吉備津神社とし

て三備共に壯大なる祠殿を構へて祭られて居る神の子孫でありまして、云ふまでもなく吉備國第一等の門閥であります、下道氏はその支流であると云ふ條、古くから家を別に立て、世々下道郡に居つたので郡中の大姓でこれまた第一流の門閥であります、されば大化以前の氏族制度の時代には臣姓即ち今日ならば公爵に相當する待遇を與へられて居りますし、その後天武天皇が新姓八等を立てられた時に改めて朝臣姓を賜つて居ります、矢張公爵同様の待遇を受けたのでありますから門閥としては言ひ分はありませぬ、しかし何分奈良の都と離れた備中の出身として仕官したのでありますから、國勝の時代には榮達といふ程には參らぬのでその官職の右衛士少尉は今日ならば第一師團附の士官と云ふところでありまして地方出身者相當の官途に在つたと云ふ丈であります、之を菅原道眞公の父なる是善公の官位と比較して見ますると頗る劣つて居ります、しかし夫だけ眞備公其人の出世が一層榮あることゝなるやうであります、且つ眞備公一世の勳功によりて吉備朝臣なる本家の姓を賜ふことゝなりたるは更に尙一層の榮譽を公の事蹟に加へ得たものでありませう、加之公はその出身の初めから其事蹟が日本歴史の上に著るしき名を留めたる人々と關係が多うござります、其事は追々と申し上げませうが、一にはこれは公の居られた奈良朝の時代と菅原道眞公の居られた平安朝時代の半過ぎとは時勢にも大分相違があつたからであります、さて眞備公は年二十二の時に従八位下でもつて選拔せられて、其時年十六で従八位上であつた名門の公達阿部仲麻呂と共に遣唐使の留學生となり唐の都なる長安で勉強することゝなりました、時の天子は奈良朝の第二世とも申すべき元正天皇であります、この二人の公達は種々の點に於て似合の友人であつて従つて仲善く互に學問を勵んだ事と察せられます、其頃の事を書いて居る歴史には當時留學生も澤山あつたなれども、名を唐朝

まで廣げ得たるものは、眞備と仲麿の二人のみだと書いて居ります。夫から公は唐で勉學すること十九年の長きに及び、一先づ歸朝されました、時は奈良朝の第三世聖武天皇の御世であります、正六位下を授け大學助に任じ、尋で中宮亮となり累進して從五位上右衛士督となるとあります、一寸茲で申し上げたいのは公の父國勝は右衛士少尉即ち聯隊附士官と云ふところまでの官途で、公は出身の初めから第一師團長陸軍大將と云ふ處で、非常の出世であります、勿論父國勝の在官が公の出世の下地をしたので、公の人物が立派なのも父の教育が宜しかつたからであります、要するに公は歸朝早々仕官して、唐國傳來の新智識を活用することゝなつたのであります、是から公の政治的生涯が始まるのであります、今また之を菅原道眞公の事蹟に比べて見ますると道眞公の方が運が好い様でござります、道眞公は父に文章博士東宮學士大學頭彈正大弼刑部卿等の仕官の履歴があつて自分は文章得業生から出身し年二十二の時に初めて對策即ち今日の高等文官試験の様なものに及第して、左蕃助となり少内記となり、三十の年には式部少輔となり文章博士となり三十九で讃岐守となりて地方に下り、四十四の時には御承知でありませうが宇多天皇から非常の御信任を蒙りて中央政府で權要の官職であつた藏人頭となりて居ります、之に比べて眞備公は二十二で留學生となつて勉學に二十年もかゝり四十一の時に歸朝して四十三か四で先刻申し上げた中央政府の官職に就かれたのであります、これからとても眞備公は獨りで朝政を決する様な要路の大官には容易に立たれなかつたのであります、然し乍ら兎に角公は新智識を以て朝廷の任用を蒙り漸次に官位も上達したのであります。

さて又その新歸朝新任官の眞備公の新智識は如何様のものであつたかと申しますると、夫は公が持ち歸らされて朝廷へ献上せられた書物やら器具やらの名前を見れば一通り推測が出来やうと云ふものであります、その時公は左記の品々を献上されました。

- 唐 禮 一百三十卷
- 大 衍 曆 經 一卷
- 大 衍 曆 立 成 十二卷
- 測 影 鐵 尺 一枚
- 銅 律 管 一部
- 鐵 如 方 響 十二條
- 寫 律 管 聲 十卷
- 樂 書 要 錄 一張
- 絃 纏 漆 角 弓 一張
- 馬 上 飲 水 漆 角 弓 一張
- 露 面 漆 四 節 角 弓 一張
- 射 甲 箭 二十隻
- 平 射 箭 十隻

二、公の學術

又公の歸朝と共に唐人袁晋卿と云ふものが遣唐大使に従つて我國に参りまして遂に歸化を致して仕官をし音韻學に通ずるところから、大學の音博士となり後には大學頭玄蕃頭となり從五位下に叙せられ、姓を清村宿禰と賜ひ妻子もありてだん／＼重く用ゐられ後には日向守安房の守などにもなりました、後世眞備公と共に音韻學の大功者と稱せらるる僧空海がこの袁晋卿の事を稱讚致しまして、誦_二兩京之音韻_一改_三三吳之訛響_一口吐_二唐音_一發_二揮嬰學之耳目_一遂乃位登_三五品_一職踐_二州牧_一と申して居ります、後世學者の考案では、この人なども眞備公の學友か何かであつたので其周旋で來朝したのであらうと云うて居ります、夫は兎も角もしてこの袁晋卿も一旦歸化の上先づ大學へ任官した以上は特に音韻學に達し五十音圖及び片假名の發明者とまで云はるゝ新任大學助なる眞備公と協力して我國に正格の唐音を傳へた事と思はれます、眞備公は既に申した通り在唐十九年でありますから無論自由自在に唐音を操られたこと、思はれます、又空海の文にも見えて居ります通り袁晋卿は兩京の音韻即ち今日ならば北京官話とも云ふべき長安洛陽の北清音に通曉して居たので從來我國が百濟國を経て傳へて居た南清音即ち所謂三吳之訛響を漸次改正したので、要するに當時の我大學の漢文科に時文科とも云ふべき實用學科を入れたのでありまして其効や決して少小にあらず、其後世に及せる影響甚だ大なるものありて空海の文も必ずしも所好に阿ねると云ふわけのものではありませぬ、歸朝早々大學助に任せられた眞備公が大學の釋奠の儀式を改正して遂に行幸を仰ぎ得るまでの盛大となるのを見ましても公と袁晋卿との協力同心の事蹟並に其功勞が朝野に認められた事が推測致されます、奈良朝及び平安朝初期の文化が一に漢文學に基礎を置いて居るのを考へ合せて見ても、其發達改良に盡力した公の功績の大なることが思ひやられます、後世平安朝中期の學者なる三善清行が其

意見封事に大學の事を述べて右大臣吉備朝臣恢弘道藝親自傳授即令_三學生四百人習_二五經三史_一明法算術音韻籀篆等六道と申して居りますのは何れ古記を案じて事實を傳へたものでありませう、實際眞備公の履歷中には大學に於ける曆算學の獎勵、曆法改正、怡土城の建造、兵士の訓練、律令の刪定、詠柱の新設、釋奠の完備、音韻圖の創案など政治上の經歷以外に色々見えて居ります。

さて茲で尙稍深く立ち入りまして右三善清行の文章中に見えたる三史五經及び眞備公献上物の主腦たる唐禮百三十卷が如何なる性質のものであるかを前人の研究によりて調べて見ますと、三史五經と申すのはこの頃漢文學を講究する爲めの重要な教科書でありまして、この頃の歴史や令や式やなどによく其名が見えて居ります、續日本記に太宰府の書庫たゞ五經のみあつて未だ三史の正本を備へず云々勅して史記漢書後漢書三國志晋書各一部を賜ふとあり、又大學令及び式には三史と文選とは大經に準ず云々禮記左傳を大經とし毛詩周禮儀禮を中經とす云々、とあります、又本朝現在書目と申しまして平安朝の半過ぎに日本國に現在したる書籍の名を書き列べた目錄書には東觀漢記百三十三卷右隨書經籍志所載數也而件漢記吉備大臣所將來也とありまして、一説には史記と漢書とこの東觀漢記とを三史と申すと云ふさうであります、されば前々條に申し述べた吉備公献上物以外にも公が持ち歸られた書物は多かつたものと思はれます。さて又公の傳來献上品の主腦たる唐禮百三十卷のことは唐書の藝文志に大唐儀禮一百卷永徽禮三十卷開元禮百五十卷とある中のどれかであらうとの事で就中開元禮は眞備公留學當時に出來たものでありますから多分之を持ち歸つたのであらうとの事でありまして、永徽開元共に唐の年號でありましてその禮とは日本の令と同じ法令全書様のものでありまして漸次に前のものを追補増訂したので永徽禮は我國の大寶令などに

も關係ありげにござります、開元禮の名によりても後日眞備公が我國の律令を修正なさる事蹟と思ひ合はざる、のであります、而してこの三種の禮書は共に右に申した本朝現在書目録に見えて居りますから是等の書物が眞備公其他の人々の力により後世に亘りて我國制度の改良文運の進歩を促がす際の良參考書となつたことは容易に推測が出来るのであります。

大衍曆によりて我國の曆を改めることは後に申しますが要之公の新歸朝は今日ならば大英百科全書を土産物として持ち歸り、この中にある文のことは皆覺て歸りましたと云つた様なもので又その百科全書の智識を身を以て實行し實行に供せられたものと云へます。

さて其後公は當時東宮に居られた孝謙天皇に史記漢書等の漢文學を御教授申し上げて其爲め寵遇を辱ふして追々立身出世して正二位右大臣とまでなるので、其間に色々波瀾もあるのでござりまして頗るよく菅原道眞公の事蹟と比較されるのであります、其事を追々と爾後數回の間の記事で申し述べて見たいと考へます。

三、公の禍難

さて又此頃藤原氏の一門は既に榮えて居りまして後世の事ほど甚しいのではありませんが随分朝政に關してチラチラと鋒鏘を示して居ります、面白い事には夫が公の身の上にも大分關係があるので其ことがやはまた菅原道眞公と比較し得らるゝのであります、尤も道眞公は藤原氏の既に甚だ盛になつた時代に出逢はれた丈に其反抗的策路の爲めに忽ち失敗して二度と起ち上ることの出来ぬ様になりましたが眞備公の時

には藤原氏の勢力がまだそれ程は盛んでなく他にも夫々名門大族もあつて左様に勝手な事許りすることも出来ず、且つ又恐らく眞備公御自身にも身の持ち方が宜しかつたので大難が小難で濟んだと云ふ様な趣にも見えます、實の處二度も三度も藤原氏と仲違ひとなりはせぬかと危まれる場合がありますが、中てられながらも避けて通つて、巧に梶を取つて居ると云ふ様子でありますが三度目は少々さつく衝突して居ります、夫でも道眞公ほどの大打撃を受ける事とはならなかつたのであります、先づ其第一番目の不運のお話を致しませう。

その事は藤原不比等の嫡孫たる太宰大貳藤原廣嗣から彈劾案を上奏せられたのでこれは普通の歴史にも有名な事件でござりますから大概御承知の事とは思ひますが、話の順でありますから一通り申して見ますると、この時眞備公と一所に彈劾せられた僧玄昉と云ふ人がありますがこの人は眞備公と同時に遣唐使の學問僧として唐に參つたので唐の都でも才學の譽がありまして眞備公と同時に吾國へ歸つたので色々佛像や經文を朝廷へ献納して居ります、朝廷からも大層寵遇を受けて居ります、唐にて勉強中に學問がよく出来るからと云つて紫衣と申して僧侶として尤も名譽とする衣を賜はつた事があります、そこで吾國の朝廷からも同じく紫衣を賜はりまして僧正の位を授け内道場に居らしむとあつて天子の御住居近くの御堂で佛法を修める事となりました、紫衣と申すのは後世にても大分やかましいものであります、是は唐朝でもこの頃初まつたことで日本でもこの頃から初まるのであります、兎に角僧侶としては名譽の上ない事ではありません、要するにこの人は眞備公と従前からの關係もあり學問才能出所經歷と云つても皆似て居りますから僧と俗との差別こそあれ餘程親密の交際をして居たのであらうと後世の學者が考へて居ります、夫が

廣嗣の氣に入らぬので玄昉を惡む餘り眞備公をも惡むことゝなつたのであらうとの事であります、素より深く立ち入つた原因は後世からは分りませぬ、但し玄昉は普通歴史に書いてあるやうな奸惡のもので無かつた事は一通り研究が届いて居ります、歴史家のうちに多分玄昉は他の僧の仲間から才學あり榮譽あるを嫉まれ、眞備公も實は同じやうに嫉妬からの迫害をうけたのでは無からうか眞備公の同心一跡とも云つてよい阿部仲麿が容易に歸朝をせぬのを見ても大抵當時の事情は察せられる、藤原廣嗣など云ふ藤原氏總本家の殿様は必竟お先につかはれたので吉備公や玄昉に反對して陥擠を試みた黒幕内の狂言作者は別にあるだらうと皮肉な事を申して居るものもあります、しかし左様な觀察も宜しいかもしれませぬがこの時の眞備公の態度を見ますと實に穩やかなゝされ方で餘り言ひ過ぎては却つて公の徳を汚すことゝなりますから、くわしい事情は深く詮義立せぬが宜しいでござりませう。

何にしても廣嗣のなされ方が餘り殿様の吾儘過ぎることは少し考へのある者には誰でも分りますから朝廷に於ても廣嗣の言葉はお取上げがなく却つて徒らに事を起すものだとの名によつて征伐を加はれた事はこれまた先刻御承知のことゝ考へます、當時藤原氏の一門も多くて廣嗣の親身の者も少くござりませぬが皆禍を恐れて何等手出して之を助けたものはありませぬ、眞備公から申せば眞の冤罪でありますか公がこの際身を謹みてよく禍を避けられたのは頗る感嘆すべきことでありまして眞備公玄昉共にこの後無難に世に立ちて居りましたが玄昉の方はだんご評判が宜しく無くなりまして數年の後に筑紫觀世音寺造營の司となすと云ふ様な名義で左遷されました従前賜はつて來た禮遇を止められました、夫のみでなく其觀世音寺が出来上つて供養をした大層な盛んな儀式の最中にその儀式の導師たる玄昉は空から何とも知れぬ魔物

に引き上げられました何日かの後にその首が奈良の興福寺に落ちたと云はれて居ります、その當時にこれは廣嗣の怨靈だらうと云つた様ですが多分その魔は黒雲でなくて黒幕の中に隠れて居たのであらうと後世の學者は考へて居ります、眞備公は公明正大に身を持たれたと見えて黒雲もかゝることが出来ませんでした、公の人と爲りをこの邊からお察しある様特に申し上げて置きます。

のみならず公は廣嗣の事あつてより却つて官位も進み色々と思寵を蒙つて居ります、即ち公は廣嗣の事あつた天平十二年に正五位下に叙せられ十三年に東宮學士となり皇太子即ち後日孝謙天皇と申された方に禮記と漢書との講義を申し上げることゝなりました、十五年に奈良の都の内裏の大安殿即ち紫宸殿で群臣を宴會にお召になり、皇太子は親から五節舞と申す花やかな儀式の舞をお舞ひになり右大臣橘諸兄は恭しく賀詞を申し上げ太上天皇即ち元正天皇は歌をお作りになつて皇太子をお褒めになる、群臣みな喜びを申すと云ふ大層に目出度席上で皇太子お附きの官吏は皆位を一段づゝ上げられました、中で公は特に二段を上げられました即ち從四位下となりまして右の右大臣橘諸兄がその詔をその場で讀み上げると申す洵にはやこの上もない面目を施しましたその翌月東宮大夫となりました、學士たること故の如しとあります、やがて十八年には吉備朝臣の姓を賜はることゝなりました即ち今まで分家筋の下道朝臣の姓を本家筋に更められたのでありまして、朝臣姓とは前刻にも一寸申した通り今日の公爵に相當するのであります、これまた極りなき名譽と申さねばなりません、この時公の御年は五十二歳であります。

尙序に申しあげますと公が廣嗣から云ひ掛りの災難を蒙つたのは四十六歳の時で其前年なる天平十一年の四十五歳の時に母の楊貴氏を失つて大和國宇陀郡に葬られました、尤も父國勝の逝去の年月は分りませぬ

この時は公は重ね重ねの禍でありましたが、五十歳前後の目出度事の重なる時に公の長男なる泉といふ人が生れて居ります、公四十九歳の時に生れた事に研究の結果別つて居ります、泉の母即ち公の夫人は何人であつたか未だ研究が届きませぬ、兎に角公は晩婚で晩年に子を得られたのであります、新に吉備朝臣の姓をも賜はることゝなつて先づよく人の申す一門に光彩が生ずることゝなつたのであります、然し乍ら波瀾曲折頗る多い公の一生のお話はこれ位では済みませぬ、まだこれから色々失意の事や得意の事があるのでござります、夫を追々申し上げませう。

四、公の性格

さて引き續きて公の年五十三歳とられました天平十九年に右京大夫に轉職となりました、翌年天平二十年に太上天皇即ち元正天皇がお隠れになりました、公はその大葬の儀式にも關係された様子であります、この頃の大葬の儀式が餘程唐の風をお用ひになつたことはよく人の知つて居ります、元明帝陵の刻字碑文と申しまして今までになく御陵の上に唐風の碑文をお建になつた事を見ても知られます、この時公が大葬の係りの一員として色々唐國傳來の學問で儀式を整へたことゝ察せられます、またこの年に公は大學に於て孔子のお祭をする即ち釋尊の儀式の次第並に所用の服装器物のことを改め定めたと云ふことで、後に大學へ行幸を仰ぐに至つたことは初めにも一寸申し上げました通りでござります、これ等のことは公の學問と共にその平生の人となりが見えられ、察せられる事であると考へます。

その翌年は我が國では珍らしくも初めて黄金が陸奥國より出たと云ふ有名な歴史事件のあつた年で、日本國の榮も奈良の都の賑かさも頂點に達し聖武天皇は皇后皇太子と御同列で朝臣の百官以下奈良の都の人民までも御供をして東大寺の大佛御参りになるすめろぎの御世の榮ぢやと申してこれ亦後世に有名なる黄金花咲く陸奥の歌を大伴家持が咏ひ、その黄金の目出度事から天平感寶と年號を改める、それで皇太子即ち孝謙天皇が御即位になつて同じ年に三度の改元で天平勝寶となる、朝野共に醉へるが如き有様であつて吉備公とても一門の光彩の私事の喜びに引き續きおほやけの目出た事殊更從來恩遇の淺からぬ東宮孝謙天皇が天子の位にお即きになるので心の限り力の限りその御儀式の奉行に骨を折つた事と考へられます、この時公は從五位上に叙せらるゝとあります。

以上申述べた件々が公の爲めには一先づ幸運の頂上で不意のことから再び禍が公の身の上によりかゝつて參つて今度は公も大分中てられて筑紫へ左遷されました、夫はよく人の知つて居る藤原仲麿即ち惠美押勝の爲めでありまして、御承知の通りこの人は孝謙天皇から非常の御信任を受けて官位急に進み朝廷第一の權を振ふことゝなつて、元來藤原氏嫡流の出でありますから随分と吾儘の振舞があつて先づ第二の廣嗣が出て參つてしかも朝廷の有力者と申すのでありますからこれに中てられては堪りません、牢屋に入られ殺されると云ふ大難にかゝるものもあつたことは御承知の通りでござります、尤もこの時は廣嗣の亂からはや十年も過ぎてをりますから夫と關係があるかも知れませぬが、夫よりは殿様かたぎの仲麿には公を烟たく思ひ公が氣に入らなかつたのでありませうか、素より謹直なる公に何の過失のあらう筈もなく特に公も充分の用心して仲麿の氣に逆ふ様な事を爲られなかつたのでありませうから罪の被せ様も無かつたのでありませう、ただ何となく孝謙天皇即位第二年なる天平勝寶二年に筑前守となりて西に下りまして俄かに筑

前守となりました、御承知の續日本紀にはこの事を記して從四位上吉備朝臣眞備を左降して筑前守と爲すとありましてツマリ何等の過失があつて譴責をして官等を下げたと云ふ意味で左降と云つたのでありますその過失は何かと申せば多分ハツキリとは云へぬことでありませう、同じ續日本紀のグット末の方で眞備公薨去の條に略傳様のものを掲げましてこの筑前守に左降したことを述べて何分太宰大貳廣嗣の祟が止まぬからだと書いてあるのは餘程滑稽なことで笑ふにも堪へませぬ、先づこの續日本紀は後世藤原氏の權力の盛んな時代に編纂されたものと云ふことを御承知置きを願ひます、これは後程公の薨去後の吉備氏一家のことをお話するにも必要のことでありませう、しかし左様な込み入つた話は暫くお預りとしてただ道理の上から考へましても廣嗣死後十四年の間に眞備公は隨分と出世なされて居ります、その間廣嗣の祟りなど云ふことは何處にあるかと思はれる許りでそれを急に廣嗣の祟りなど申するのはホンにおかしな話で多分その祟りの怨靈は黒雲でなく黒幕に隠れて居ること玄昉の時と同じであらうと考へます、尤もこんな風評を盛んに言ひ立て、何も知らぬメクラ千人の世俗の耳目を欺き世間ではそんなことも知らぬ分からずやの連中が好い氣になつて噂をして廻はつたのであらうと後世の歴史家も考へて居ります。

さてこの筑前守に左降された事が頗るよく菅原道眞公の太宰權帥左遷と云ふこと、比較されることは直ぐに御氣付の事と考へます、この時公は歳五十六で道眞公の左遷の時は年五十七先づ同じ年輩であります、夫で道眞公は悲哀の極兩三年中に薨去されることは御承知の通りでありますが眞備公には左様なことはありませぬ寧ろよくその職に勵んだ事が見えます、その事は追々申し上げますが要するにこれは兩公の境遇また時勢などの相違もあつた事でありませうが一つには性格の差違もあつた事と考へます、その後三年を

立ちて公は却つて其性格を發揮し人物を見せる様な事業に關係されて居ります。

其頃また遣唐使を派遣することとなりまして歴史上有名な藤原清河と云ふ人が大使となり大伴古鷹とてこれまた頗る史上有名な人物が副使となり公も亦副使となつて天平勝寶四年に出發したのであります、この度の遣唐使は事の外に歴史上でも有名であつて且つ重大な事蹟を遺して居ることは多分既に御承知のことと考へますが尙念のため少々申して見ますと、先づ藤原清河と云ふ人は藤原太后即ち聖武天皇の皇后なる光明子の甥に當るので即ち權門の殿様であります、遣唐使の無事を祈らんため參議石川朝臣等が伊勢太神宮は申すまでもなく五畿七道の諸社に奉幣しまして大使副使は内裏に召されて節刀を賜はる留學生に至るまで皆位を一階づつ進めらると續日本紀に出て居ります、其外萬葉集にもこの遣唐使のために特に宴會を開き御酒下される天皇と皇太后とより御歌まで下されるとあります、その御歌が萬葉集に見えて居ります、また友人は友人で各饒別の歌をよむ夫が皆萬葉集に見えて居ります、多治比鷹王や山上憶良やの貴人名家が咏んで居るので吾々のことに感じが深いのであります、大伴や石川や山上やみな大化革新以前からの名家であつてこの時代には藤原氏以外まだ舊族の多はかつた事は之でも分ります、吉備氏や阿部氏なども門閥としては是等と匹敵するのであります、さて又遣唐副使は元來一人でこの時は大伴古鷹が之と極まつて居たのであります、が急に又副使を一人増員して夫に眞備公がなつたのであります、これには何か公の様な立派な學問と性格とを持ちて居る人物が必要な事情があつたのであらうと思はれます、その事は追々申し上げて居るうちに自然と分ります、藤原清河は權門のお殿様で多分無能の人であつたのでありませう、大伴古鷹は武官の家の人で豪傑肌の麤剛の人らしく思はれます、之につきて公の様な温厚であつて而

かも學問も才能もある人が必要であつたのでありませう、委しくは後程申すまがこれによつて公の人物が分るのであります。

さてこの遣唐使が唐の都へ参りますと、その時阿部中麿はまだ唐に居りましたので唐の天子は之を接待委員と云ふ様な役にして大に我遣唐使を優遇せられました、時の唐の天子は有名なる玄宗皇帝であります、清河以下が玄宗に謁見致しますと玄宗は其威儀容貌の立派なのに感心せられてナル程日本は禮儀君子之國だと云はれたとの事でありませう、やがて仲麿の案内で唐の御殿や寶藏なども見せて貰ひました、玄宗は餘程の御感心あつたと見えて清河と公との姿を繪にとらせたとあります、大伴古麿は繪にならなかつたと見えて其事は見ませぬ、清河は大使でもあり權門の人でありますから御挨拶と云ふ點からでも繪になる筈で次に古麿を置いて公を繪にしたのは公が二十年間の留學で充分唐風の禮儀を心得て居られたのも一つの理由でありませうが一つは公の謹直なる性格と優美なる態度とが人を感じさすに足る點があつたものと見えます、またこの大伴古麿にはこの時に起つた有名な事蹟があつてその人物がよく解るのであります、夫はよく人の知つて居る話でありますが序に申しますと、この時唐へは四方の國々からその文明を慕つて留學生やら使者が來て居りました、その時玄宗が舍元殿と云ふ日本の大極殿と云ふ様な御殿で各國の使者と面會しました處が、如何なる理由であつたか列んで居る使者の席順を見ると東の側が第一席新羅第二席大食と申して今のアラビヤの事でありませう、西側の第一席が吐蕃で今のチベット國で第二席が日本となつて居りました、そこで古麿が承知せず彼是と八釜しく云つてツマリ新羅の使者と入れかはりて東側の第一席に清河以下の日本の使が着席した事となりました、之は古麿が歸朝の後に朝廷へ奏聞した言葉があるので

知れるのであります、これ等の事蹟によりて同じ役目たる公の舉動が分り従つて性格が自づから見ゆる様に考へられます、尤も使者がいよいよ歸國する時に玄宗は公にも古麿にも銀青光祿大夫と云ふ稱號をくれて居ります、清河へは送別の詩など下されて居ります、兎に角優待されたのであります。

そこでいよいよ歸國となり阿部仲麿も共に歸る事となりまして唐の都を出立して當時日本と唐との交通の要津であるところの明州の港即ち今日の寧波のことでありませう、あの港まで出て参りました玄宗は仲麿にも詩を下され王維李白など云ふ何れも皆立派なる唐の詩人が仲麿の友人として別を惜む、仲麿も詩を作つて離別の悲を述べるなど色々とお話があります、有名なる青海原ふりさけみれば春日なる三笠の山に出でし月かもといふ歌はこの港で作つたのであります、夫から歸りがけに遣唐大使副使仲麿も共に打揃つて有名なる鑑真和尚と云ふ高僧の處へ参つて日本へ共々参つて佛教を廣めて下さいとたのむ、鑑真は承知はしましたなれども支那人が惜んで日本へやらぬ様にと水陸の番所を設けて之をとめる、大伴古麿の英斷でツツト自分の船へ鑑真や弟子をのせる、夫から四つの船と申して必ず四隻ある筈の遣唐使の船が帆を上げて日本へ向ふ、生憎暴風が吹いて清河や仲麿は日本へかへる事が出來ず、公と古麿及鑑真の乗つた二隻と第四船とがヤット日本へ歸つて來るなど云ふことはこれまた普通歴史の上で有名なことと既に御承知のことと考へますからグツト略します、この鑑真を招待して参ると云ふことが當時佛教の漸く盛大になれる日本には重大のことであつて、聖武上皇、孝謙天皇がわざわざ公を遣唐副使に御人選になつたのはツマリ公ならば充分に鑑真の信用も得られ話も出來る、即ち通辯なしに心の底をあけて話することが出來ると御認めになつた上のことであらうとの事でありませう、この鑑真の事は後にまた公の功業につきて特に申し上げる

時に再び申しますが夫にしてもこの鑑眞招待にも古鷹と公とは手柄の現はし方の違つて居るのを御注意ある様希望致します、これ等皆公の性格を見るに足る事蹟であると考へます。

元來公は有名な人でその事蹟が前申した如く日本歴史の上に甚だ明かに遺つて居ります、何れも重大事件であります、夫でありますがら續日本紀にも特に略傳が附けてあります、尤もこの續日本紀は前申した通り藤原氏有力時代の編纂で少々曲筆とまでは云へぬかも知れぬが手加減してある様子でござります、夫でもサスガに公の功績は善く云ふ外はないと見て研覽經史該涉衆藝と先づその學問を褒めまた勅語の句を引いて往學盈歸播風弘道遂登端揆式翼皇猷などと云つて居ります、尤もこれ等は公が右大臣となつて朝政を助けたことまで云ふのであります、公は一旦失意の人となつても優容迫らずよくその職務に盡くして榮達せられるのでこれ亦公の性格を見るべき一つの目印であります、然し乍らまた見様によりましては随分批評も下せるものでありまして更に後世水戸藩で作りましたる有名なる大日本史の列傳に立てられたる公の事蹟の書きぶりことに例の彰考館一派の學者の秋想烈日のいつける様な身にしむ様な筆で書きました論贊などを讀みますと大分面白からぬ趣が見えます、要するに此以前に公が僧玄昉と並びて彈劾せられた事と、また後日公が藤原仲鷹や僧道鏡と並に朝廷に立ちて、法皇と稱したる道鏡の下に就て右大臣たる身で時艱と申しますと當時の日本國の危機で之をだまつて見て居たのが唯官位に戀々とした爲めであらう、横着者であらうと云ふので餘程氣に入らなかつたと見えて少々オマケも添へて正々堂々と云つた風に悪く申して居りますからたまりませぬ、一寸一例に讀んで見ますと、其濟世安民之略不勝持祿保位之計などあります、これはまだ宜しいが阿諛順從無所匡拂とある、眞備公一人責

めるのは酷であるがその次に君臣之義安在哉と云つては少々筆が荒すぎます、別に致此諂媚若婦女然蓋其爲人雖有才學而優柔不斷隨人俯仰惟以固寵持祿爲念とあります、これ等は水戸派の學者が拙者は斯様に見極めたと勝手に云ふ丈で別に證據があるわけではありません、其次に虚名可欺天下後世也矣と申すに至つては前の君臣之義安在哉ほどひどくはないが然し乍ら随分と恐ろしく六つかしく叱りつけたものであります、先づコミヤコツバにけなしたものであります、けれどもこれは元來大義名分の爲めにと云ふ水戸藩歴史の大方針を極端に發揮して見當違ひに公を鎗玉に擧げたので何等證據のない想像を加へ感情を交へての所謂論贊所謂史論でありまして史學上何等の價値のない文章であります、天下後世を欺くべきかと云つたのは夫子自らの文章の事を云ふものであります、差あたりもし公の御子孫の中に氣象の方でもあつたら大審院へまで參つても事實の審按をして貰つて名譽回復の手段を講ぜらるゝ筈でありませうが生憎公の御子孫は斷絶して居られるのは眞に以て御氣の毒千萬であります、この點がまた菅原道眞と相違なのは公の爲め重ね重ねの不幸で、なるほど廣嗣の様にまた道眞公の様に死んで怨靈となり泣いて天に訴へて雷となつて敵を打つたならば氣味がよい事であるかもしれないが而し公はそれをして居られぬ、夫が寧ろ公の性格の價値でありませうが、徳川時代の精神界を風靡した水戸派史論の武士道の標準からは碌でなしに見えたのでありませう、而し斯様な側の人物は今日とても能く見受けるので事務の才があるなど云はれて一方から重寶がられますと一方から小策すぎの小股すくひの横着ものとか洞が峠主義の内股膏藥式の赤萬的人物とか大分變な言葉も出來て居ります、水戸派及其末流の史論は恐らく世間目前に斯様な人物のあるのを見てよい加減に之を公の身の上にかぶせて想像したので、之を御得意の達者な漢

文調で一層手厳しく書いたのだらうと事理の分つた人は考へて居ります、實際眞備公は所謂事務家所謂刀筆の吏としての才能があるのみでなく政治家としても兵家としてもその局の長官となつては夫々相當に功績をあげて居ります、夫は追々と申しませう、特に道鏡の一件で公を責めてヒドイ批評を下すのは全く無理でありまして御承知でもありませうがこの時には右大臣たる公の上には左大臣藤原永手が居ります、これまた藤原氏嫡流の門閥で一族も廣く權勢もあります、その一族には後日エライ事を仕出かす藤原百川など云ふ若手の働きものも居ります、事實この二人は後に公を迫害して辭職させて居ります、左様な筈の藤原氏さへ道鏡を何ともすることは出来ないのに公が如何にして事を起されませうか、強ひて公の爲め執るべき道を擧げるならば早速に官職を退いて風月を友として隱居するか夫でなければ暫くたまつて居て時機を見て匡正の方法を講ずる外ないので、ことに公は孝謙天皇に東宮以來特別の恩遇を受けて居られますからもはや七十以上の餘程老齡にかゝはらず朝政になづさはつて公事の過少なからん事を期して居られる、恐らく間接に孝謙天皇の御身の上の私事にも萬全の計を人知れず立て居られたことであらうと察せられます、御承知であませう後日孝謙天皇が河内の弓削の新宮へ行幸になつて不思議の御病氣になり都へ御歸りになつても御全快がない、其時に何とか申す尼が私が御療治致さうと願ひ出たとき藤原百川が劍を抜いて之を逐ひ拂つたと云ふ話があります、孝謙天皇はやがて病の爲め御崩去になつて天智天皇の末なる光仁天皇が立つのでありまして眞備公は依願免官で郷里に隱遁するのであります、この暫くの間の事情のくわしい事はとても後世から分りませぬがもし何等かの術があつて眞備公をこの世に迎へ同時にまた水戸派一流の史學者連を集めてその間の事情の真相並に夫についての公の苦心の程を話をする様にしたならば如何で

あらうか、多分理に強くて情に脆い武士道の權化たる徳川時代の學者は皆涙を垂れて公に謝罪するだらうと私は考へて居ります、序に君臣之義安在哉の評語を百川の方へ附けることゝすれば事は愈落着であります、すが温厚なる公の徳として夫は見合せよと云はるゝでありませう。

然し乍ら私は明白に茲で諸君に御注意かたがた御斷りを致しますが、人の傳紀を書くとき兎角徹頭徹尾その人を完全無缺の何等過失のない神の様に仕舞ふものだと古から人が申して居ります、時に公の勲功を明にしてその遺蹟の保存を目的として起りたる吉備保光會の會場でその事業を援助するため來りたる私の話であるから萬が一にもその弊が起らぬとも云へぬ、他所の人から曲學の過があると云はれては我々の世問に對する面目よりも公の徳を汚すことゝなる罪が寧ろ重いのでありますからこの點について天下尙後世の公論を待つ、決して一派の學者の心配をした様に虚名などで欺きはせぬとして置きたいものであります、實の所人の性格の長所は即ち短所であると申す言葉もあります通り、温厚寛容の徳の反面には優柔不斷と云ふ不徳と云へば不徳と云はるゝ點が公にあつたかも知れませぬ、然し乍ら之も公としては止むを得ぬことで、田舎出身の何等の後援もなき門閥家たる公の境遇と當時既に盛大となりかけて居る藤原氏の活躍特に他氏に對する迫害に辣腕を用ゆるを辭せず、之を容易に制することが出来ぬと云ふ時勢の有様なども皆公のためには氣の毒の次第となつたのであります、而してこれ等の點は皆頗る菅原道眞公と似て居ります、が今日から見れば公の性格人物が道眞に比して少々違つて居る、少しは大きかつたと云ふことは恐らく具眼者の承認を受け得らるゝことだらうと考へます、尙公の功業が如何に大きかつたかと云ふことは引續きまして申し上げます。

少しく立ちかへつて遣唐副使として入唐を終り歸朝をした頃の公の事蹟から申上げますと、公が歸朝の時に舊友阿部仲麿も歸朝する事となりました、その兩人が久々にての面會引續いて唐の朝廷にての公の會見何れ次第と旅館との間に私の訪問も行はれたであります、燈を排けて故國公私の事情も細々と話したのであります、それ等のことは歴史の記事が缺けて居りますからとても分り様はありません、たゞ前後の事情自他の境遇を考へ合せてそんな事であつたらうと考へる丈であります、幸にして仲麿が歸朝して吉備公と異体同心と云ふ風に、奈良京の朝廷の爲めに力を盡すこととなりますれば如何なる立派な事蹟が起り如何に奈良朝の歴史が變つて居るか夫は餘程意外な事があつたでせうが、不幸にして仲麿の乗つた船は風のために吹き去られて日本へ歸ることが出来なかつたのであります、吉備公の乗られた船も随分難儀な目に會ひましたので遣唐使船遭難と云ふことが見えますと太宰府でも大に心配して使を出して諸所を尋ねますので今日ならばさし當り佐世保鎮守府に電報を打つて軍艦派遣を命ずると云ふ位の騒ぎであります、元來遣唐使時代には航海法が不完全であつたと見えてこの時に限らず何の時にもよく遭難したと云ふ記事があります、これは多分御承知の方もありません、左様な難儀は航海をして前後二度まで入唐して學問を勵み國と國との交りを厚ふし兼て唐朝の文明事業や人物を入るゝに盡力した吉備公の事蹟は實に立派な功業であります、さてこの時吉備公の船は幸ひと今の沖繩縣の海を過ぎて益救島即ち今日の鹿兒島縣下大隅國の南方にある夜久島のことであり、あの島へ天平勝寶五年冬の十二月に流れつきましてツマリ太宰

府の方の博多の港へ歸る邊がなく直ちに風の吹くまゝの土佐沖の難儀な航路を通りぬけて矢張風や波に苦んだと見なまして歴史には漂蕩してと六つかしい字が書いてあります、さうして翌六年正月にやつとの事で紀伊國牟漏崎に着くとありますから、今日の和歌山縣下西牟漏郡田邊町の邊に流れついたので其艱難辛苦はとても今日日本丸や天洋丸や地洋丸でサンフランシスコあたりへ贅澤を云ひ乍ら到着するのと比較になりませぬ大變な相違でござります、これ等もよく御知り置きを願ひます、さて吉備公はそれから奈良の都へ参りました復命に及んだこと、思はれます、この時に同じく遣唐使の別使たる御承知の大伴古麿の船は鑑真和尚を載せてこれも大層難儀をしまして今の沖繩縣の沖繩島からやはり夜久島につきまして更に薩摩國の地方へ着くことが出来ましたので是は六年正月には太宰府へ着いてをります、元來鑑真和尚を我國へ迎へて來ることがこの度の遣唐使の重なる事業の一つで、わざと眞備公を先例になき第二の副使としたのも其爲めであらうと學者が考へて居る位でこれやがて公の功業の一つになるのであります、さてその鑑真和尚はその年の二月難波津即ち今の大阪の邊へ参りますと時の權大納言藤原仲麿の使が迎へに出る、其他數十人の僧侶が迎へに参つて御目見にする、奈良の都へ着くと皇族の御方が羅城門まで出迎て慰勞の旨を賜はり東大寺へ住所を定められる、在京の僧續々と御目見に來る宰相大臣納言參議以下の官人が來て拜する、愈々勅使正四位下吉備朝臣眞備が正式に慰勞の勅旨を賜はるのであります、其詔の要點は今日に傳はつて居ります、餘り六つかしくありません、これが我國の文明進歩に大關係ある佛教の興隆の大事件で吉備公の功業としても重大な事柄でありますから夫々讀み上げませう。

大徳和尚遠涉蒼波來投此國誠副朕意喜慰無喻朕造此東大寺經三十餘年欲立戒壇傳受戒律上

自^リ有^ニ此心^一日夜不^レ忘今諸大德遠來傳^ク戒^ヲ冥^ニ契朕心^ニ自今以後授戒傳律^ニ任^セ和上^ニ右の通りでござりましてツマリ律宗と云ふものがこの時初めて日本で榮ゆる基を開いたのでその律宗の儀式なる戒壇を立てること菩薩戒を受くることその他いろ／＼歴史上に有名な事柄が着々と行はれまして、聖武天皇も戒を受けられて御自身に沙彌勝滿と申され三寶之奴と稱せらるゝまでの御信仰で皇后皇太子みな戒をうけられるので下野の薬師寺筑紫太宰府の觀世音寺にも戒壇が立ちまして有名な僧侶みなこの鑑真から戒を授かります、追々民間に流行することいふまでもありません。

さて鑑真は傳燈大法師の位を授けられ奈良の都の最中に唐招提寺といふ大伽藍を建て、その隨從の諸弟子とこゝに居り、持戒の力を以て國家を保護せんといふ大なる信仰を以て佛教の爲め同時に日本國の爲めに力を盡くすことゝなつたのであります、事茲に至るまでに盡力した吉備公の功業は、前回唐より歸朝の際に唐人袁晋卿と共に大學の教課の改良に盡力したよりも遙に偉大であります、佛教を信仰するといふことが國家を保護するといふ理想と何の關係があるかといふことは當りませぬ、天下の人々上は皇室朝廷より下民間の百姓まで鑑真及びその隨從の人々のもちて參つた當時世界稀有の盛なる唐の文明の事物儀式思想を熱心に信仰して之を實行しますれば、我日本國の文明を進め社會の道德を正しくし國家の安寧を保つ上に大功のあつたことは間接の結果なりとは云へ承認せねばなりません、持戒の力を以て國家を保護するといふ鑑真及び其弟子の理想は立派に歴史の事實となつて現はれて居ります、餘り脇道へ這入つて恐縮ですが實際この鑑真といふ人は眞に宗教家らしい態度の人でありまして、ズット以前から日本の留學僧と交つて居つて、佛法は東に流るといふから日本で大に之を興さうと決心して何度も何度も出發して故障

があつて中止になり、其辛苦の間に盲目となつても志を挫かず十二年もかゝつて六度目にやつと日本へ來たのでありまして、佛教の學問を深く研究して居ること申すまでもなく、大藏經などは空で覺て居たので、日本へ參つてのちに人に日本に古くからある大藏經を讀まして之を開き乍ら一々其の間違つて居る點を直したとあります、大藏經は佛教の大部の御經の一大叢書であることは吾々門外漢も知つて居ります、人のよく申す徳川時代の塙檢校保巳一の群書類從の話などは兎ても比較にならぬのであります、その外鑑真は音樂に通じて居たので當時恰も盛んに日本へ這入つて來て居た南方の外國樂の樂譜や舞の振を大分手傳つて改良したのであります、勿論日本の音樂が佛教の興隆と伴うて盛んになつたことは御承知のことゝ考へます、又鑑真は藥の鑑定が出來まして盲目のことですから鼻で嗅ぎて眞偽を分けたとあります、ツマリ舶來の醫學に伴へる藥劑學の發達にも盡力したのであります、勿論この時代に於て敬田院悲田院施藥院など申す今日の養老院孤兒院感化院などいふ慈善事業、特に貧民救助施療などいふことは皆佛教と關係のあることはこれ亦普通の日本歴史にもあることでござります、要するにこれ等は鑑真が社會の安寧幸福の爲め計つた一事業であります、その外鑑真は澤山の經文の外に王羲之の筆蹟とか種々の美術彫刻書畫香物藥物等を持ちて參り、又その隨行者のうちに支那人の僧侶の外に胡國人崑崙人膽波人などが居ります、これ等は何れも支那の南方地方と佛法の本源地印度との間の航路にあたる國々の人で、其國柄丈に語學などに長じて居つたのであります、勿論鑑真の從者以外にこの地方の人々が二人三人は早くから日本へ來てをりますが、要するにこれ等のことによりて支那を経ることなしに直接に印度の佛教に關係ある色々の物を日本へ入れたので、日本の文明が支那かぶれ以外に少々立派なものがあると云へるのも其つながりの

絲はこの邊から引いてをるのであります、早い話が今日語學流行の世で賢い方々が色々なことを仰しやる
 その中にも支那文字は象形文字とやらで音が完全に出ぬ音の變化と共に變化することが出来ぬ、夫である
 からその國の文明も字と同じ事で何千年たちても化石した様に少しも進歩せぬと申して居ります、西洋の
 ローマ字のエー・ビー・シ、や日本のカナはその點が自由で文字が自由自在に活動する妙用がある如くに
 其文明も着々と進歩してをるなどと申します、これには色々議論があるが要するに支那文字は今日の文明
 の活動世界に不便のものであることは文明の利器たる電報一つ打つに容易ではないことを見てもわかりま
 す、ローマ字や日本カナで無難作にやる様には行きませぬ、理論なしの實際の問題であります、さてその西
 洋文字同様に活動の妙用がある日本のカナは如何にして出来たか、日本の奈良朝の様なあ位支那かぶれ
 の世の中に支那とは丸さり精神の違つた音ばかりうつすといふ印度の梵語の文字の精神を傳へたのは誰の
 手柄か事實に於て今日のローマ字即ち西洋のカナも梵語の文字と關係がある偶然ながら日本の五十音圖と
 そのカナとも之と關係がある、實に五十音圖の發明とカナの發明とは奈良朝だの平安朝だの云ふ五百年や
 千年位の僅かの時代の日本國民の爲め許りではないので終古萬世日本民族のあらん限り日本國家の存せん
 限り一方に東方文化の源たる支那の文字と調和しつゝ、一方に西洋文化の源たる梵語ギリシャ、ローマ等の
 文字の精神を傳へ得て充分によくその兩文明の長所をとりて之を統一することが出来る様な基を開いたも
 のであります、その種子をおろしたものは誰だとお考へになります、又如何なる手續で夫が出来たとお考
 へになります、こゝまで申して參りますと吉備公を以て奈良朝の功臣などと云つたり、菅原道真公に比べ
 たりするのは抑も未だして公は實に日本民族の恩人であります、委しいことは尙別に五十音圖のことを申

す時に申しませう、吉備公は大學に居つて吳音を廢して漢音即ち實用音を入れた通りにその後また支那文
 字とその音韻以外に方外の友たる鑑眞及びその從者の學力などを利用して印度梵語の音韻をも研究して日
 本人に適當なる實用文字即ちあの五十音圖とカナとを工夫されたのであらうとは早くから人々が考へて居
 ることでもあります、これまた重大なる公の功業の一つであります。

さて右に申した通り天平勝寶六年公の年六十歳の高齡で遣唐の大命を首尾よく仕遂げ風波の難も幸に免れ
 まして正月紀伊より歸京し色々復命に及んだこと、見えます、二月には鑑眞和尚を慰問する勅使となつて
 居られます、其三月といふにかけて咲く花の匂ふ奈良の都では遣唐使歸朝以來珍らしき事盡して上下賑や
 かな事であつたであります、歴史上には三月唐國の信物を山科(天智天皇)陵に奉ると云ふことまで書い
 てあります、ついで四月の春の光がのどかなる好き時候となつて鑑眞和尚の爲め先づ東大寺に戒壇を立
 て太上天皇(聖武天皇)皇太后天皇が戒を御受になり、朝野の僧俗數百人皆戒を受けると云ふ未曾有の儀式
 が行はれます、其最中に公は太宰大貳といふ名義は次官で事實上の長官たる職に榮轉すること、なりまし
 た、長官即ち師には王族を戴くのであります、又例の大伴古鷹と共に正四位下を授けられました其他入唐
 の面々皆位階を陞せられて居ります、當時藤原仲鷹が盛に威權を振うて居りましたから公の勳功は頗る酬
 いられたといふ條まだ大きに其志を伸すとは行かなかつたのであります、その翌年仲鷹が紫微内相となり
 まして色々官職制度を唐臭く改稱すると云ふ歴史上有名の事件がありますが、公はこの時多分任地たる
 太宰府に居られたのであります、充分に其職の爲めに盡力せられたことは公の性格からも考へられます、
 但し仲鷹には忌まれて居たのでありますから其改革案の議には參與しなかつたであらうとは後世何人も考

へて居る事であり、其翌年即ち天平勝寶八年でなく八歳といふ年に公は献議して怡土城を築き充分に太宰府の防備を行ふことに致さうと申出ました、朝廷嘉納ありて公をその專任の係りと致されました、やがて天平寶字二年には淳仁天皇が御即位になります、この頃唐國では有名なる安祿山の亂がありて玄宗皇帝が蜀に幸せらるゝ楊貴妃が途中で殺さるゝなど後世誰も知つて居る大騒ぎでありまして日本へもその事が聞かされて人々みな注意して居ります、日本から渤海と申してその頃今日の満州と朝鮮の境の邊に獨立國がありまして日本と交際して居りますので使者を御遣はしになる事があります、その使者なども心配して唐國大亂の由を上奏致します、朝廷にても容易ならぬ大事と認められまして太宰帥船ノ王と太宰大貳吉備朝臣眞備は俱に碩學の聞かあつて重任を授けた次第であるが充分謀議して上奏せよ萬一兇胡が西の唐國に破れて東の方の我國へ亂暴をしに來ぬとも限られぬからの勅語であります、そこで太宰府から四ヶ條の奏問をして居ります、これは大きに眞備公の功業を見るべき事柄でありますから其要點を申し上げて見ますと、第一條は警固式の規定によると博多壹岐對馬等の要害には一百隻以上の船を供へ置くべき筈のところ夫がなくて萬一の變あるときは如何とも爲し難い、第二條に太宰府には從來東國の人を防人即ち警備隊として居つたのであるのに今日は夫を罷めて管内たる西海道だけの防人しか居ないから守備薄弱で困る、第三條には夫にかゝわらずその防人を怡土城の築造に使役するから尙更都合がよくない一應築城事業を中止して防人共に戦法を修練致させたい、但し大貳たる吉備眞備の意見では且つ耕し且つ戦ふと古人も云つて居るから五十日は戦法を教習し十日は築城に使役すると云ふ割合で事を行ひたいと申せどこれには反對論が少なく無い、第四條に以前勅があつて兵士には調庸などの税を奉ることを免除されて人民に餘

裕があつて宜しかつたが今日太宰府管内の百姓は随分疲弊をして居るから何卒相當の恩典を下されたい、以上が四ヶ條の意味であります、さて夫に對して朝廷では御評議があつて船は官費で造るがよい、東國の防人を用ゆることゝ租税免除の恩典は詮議に及び難い、太宰府管内の防人の處分は眞備の意見通り取計への事でありました、即ち怡土城建築の事は引續いて行はれることゝなつて公は專任の係りでもありませんから營々として身を勞して公事の爲めに盡され其學問技術を實地に應用して國家萬全の大策を完うすることゝ骨を折られたことでありませう。

さてこの怡土城築造と云ふことは公の功業として願る重大なる事柄でありますから尙少々これにつきて申し上げて見ますと、先づその城の位置であります、其名を怡土城と云ふ位でありますから何れ其當時の怡土郡即ち今日の福岡縣系島郡の南部にあつた事と誰も考へられませんが、其一旦廢滅しましたから其細かさ點までは充分に後世の人に知られず歴史上名の高い割合に地理上の實際を考へ定めることが困難でありまして、徳川時代に福岡藩の領分であつて色々學者もあり地理書も出來ましたが説が二つに分れまして一方は雷山と云ふ山の上に其跡があると云ひ、一方は今の怡土村の高祖神社附近に其遺蹟が存して居ると云つて居りました、今日多數の學者の意見は怡土村の夫であらうと云ふことになつてをります、私は怡土村説が賛成でありまして其城趾と思はるゝところを調査しまして實測圖と照合して地圖を作りました、尙私はこの頃有名なる大事業の蝦夷征伐の爲めの城や柵など云ふものゝ遺蹟を調査して見まして怡土村の遺蹟即ち怡土城趾であるといふ説をますます信じて之によりて一層公の精神に景仰すべき點のある事をも覺りました、以下尙その話を致しませうが茲で又例によりて公の事蹟を一寸菅原道眞公に比べて見ます

と前申した通り公は太宰府官僚の中に反對説があるに係はらず自ら是と信じた事は一步も曲げず朝廷の裁決を仰いで着々として築城の事業を進め一方防人を教練し一方之を工事に使役して居ります、道眞公が都府樓はたゞ瓦の色を遠望するのみ日夕觀音寺の鐘聲を空に聞くのみと云ふ憂愁二年の閉居の後に薨去せられるのは大變な相違であります、尤も時勢と云ふことを入れて考へて見ることになると容易に二公を輕重するわけには參りませぬが兎に角に眞備公の事業と共にその性格をも見ることの出来るのはこの怡土城築造の事蹟であります。

さて眞備公は在唐十九年で歸朝の際に書物と共に武器まで献上されたこと前にも申し上げた通りでござりますから其眞備公が城を築くと申せば何人でも多分唐の都の洛陽や長安を防禦する城壁と同じ築き方をするだらう即ち今日の支那の北京の様な四角形か長形に煉瓦石の大城壁を造らして作つたのであらうとお考へになるかも知れませぬが事實は全く反對でありまして、奈良の都では藤原仲麿が人唐もせぬのにハイカフがつて再度の入唐から歸朝早々のしかも戦法の達人と云はる、公は怡土城を唐風に築かず全く日本在來の築城法で築きある趣であります、即ち一方高磯神社の高祖山を要害にたのみましてその山麓にある小高き土地を蜘蛛手に流れ出る溪川の水を甘く取り込みまして大なる半月形の長土手を以て之を圍みましたのでその長土手は石と土と木とで出来て居りまして煉瓦石などはありませぬ、勿論四角でも長楕形でもなく巧に地勢と相應じて蜿蜒として蛇のうねり行様に山の麓の然るべく城と定めた區域を三分して其二だけ圍ひ残りの三分の一は山それ自身がさつ立ち居るので先づ人間が坐つた時の膝の上を城にしたと御考になれば宜しいので勿論決して長火鉢や角火鉢の様な支那風ではありませぬ、強ひて申すならば多分大昔朝鮮

の新羅百濟あたりから傳へたものでもありませうが、しかし元來支那の様な大陸的大平地が無くて山が目と鼻の間にある様な日本國の地勢に適當した勞少くして功多きつまり日本國式化した築城法であります、これはこの時代に蝦夷征伐の爲め築かれた多賀城(多賀國府とは少し別)桃生城、伊造城、玉造塞、雄勝城みな同様の趣でありましてその後平安朝に出来ましたる膽澤城志波城も同様かと思はれます、これ等諸城塞のうちには却つて後日怡土城を模範にして出来たものもあつたかも知れませぬ、尙太宰府の直接防禦の任に當る大野城、記夷城なども皆同様でありまして太宰府自身は奈良京平安京と共に長安洛陽を眞似た經營であります、有名なる水城の長壘は寧ろ折衷式に出来たので練瓦の城壁ならぬ土石の長堤であります、して西の方面だけを防いだのであります、何れ折がありましたらまた詳しいお話も致します。

閑話休題と致しまして公は唐の兵術を學び唐の都城藩鎮の制を熟知して居るに係はらず太宰府僚員の反對説を排して決行するまでの意氣込なるに係はらず、その築城法は地勢の狭小なる群島國の我日本國に適當なる固有法によられて大陸法の直譯などは爲られなかつたのであります、これ實に有難い點でありまして前に申した通り公が漢文學に精通し唐音に修熟して居て實用學科として學生に之を教習せしめたに關せず一方には好く本邦の語法を考へられて五十音圖を定め惠澤を後世子孫に遺されたと同じ精神から出たのであります、又其親友たる阿部仲麿が李白王維など云ふ大詩人と知り合でありながら明州埠頭月に對しての感懷を先づ三十一文字の國風の歌に咏み、而して後之を漢譯してその唐人の友人に示したと同一精神から出たのであります、眞備公の方はその精神を寄せた事業が五十音圖と云ひ怡土築城と云ひ何れも重大なものでありますから、其後世子孫を感化すること量に於て遙かに仲麿の事蹟に優ります、勿論實に於ては同

一でありませう、要するにこの點に於ては公の行動は日本國史を一貫する所の精神と好く一致して居ります、公は立派なる國民的英雄と云ふべきものであります、奈良の都にあつて徒らに空名ばかり唐がつて居る仲鷹輩の企て及ぶべからざる點でありませう、さて一千何年かの後に若し公の精神の在るところを察し得ずして徒らに形式に拘泥して大陸風の直譯をして得意になり、妄りに支那がつたりアメリカがつたりする輩がありましたならば實に甚しい非國民的根性と云ふべきもので夫は獨り公の罪人たるのみに止りません、公の餘徳は一千年後の現代人をも訓誡するに足るものがあります、猶引續きて起りたる公の武功の事蹟を申し上げますと、其翌年即ち天平寶字三年に新羅征伐の爲めとあつて朝廷から太宰府にお命じになつて行軍式をお定めになりました、授刀衛や中衛の舍人即ち今日ならば近衛師團の若手の士官を太宰府なる公の手許に遣はされて色々支那流の兵法を練習さすこととなりました、公の學問は益々實地に應用されることとなりましたので、歴史には諸葛亮(孔明)の八陣孫子の九地及び結營向背を習はしむと書いてござります、後世學者のうちには怡土城建築やこの八陣九地の事蹟や並に以前公の献上せられた唐禮百三十卷中に軍陣の法もあることを申しまして公を以て大江匡房以上の我國軍學の鼻祖だと云ふて居るものがあります。

この以後數年間の公の事蹟は武勳でもち切ります、朝廷に於てはこの頃盛んに蝦夷征伐を行はれて多賀城の修造桃生雄勝兩城の新築などの大事業があるのに何故事々しげに不意に新羅征伐などを仰せ出されたのが其真相は分りませぬが、其準備は頗る大袈裟で右の外山陰山陽北陸西海の諸道には船五百隻を作らしめ九州諸國には甲刀弓箭を造らしめ美濃と武藏には從來新羅の歸化人が土着して居りますから其國から二十人の少年を撰み出して新羅語を習はしめたりなんかしてをります、天平寶字五年には公のお年は早六十七歳であります、この時に仲鷹の子の惠美朝狩は東海道節度使となり南海道節度使にも人が出來まして公は西海道節度使となつて居られます、準備の船一百二十一隻兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十人何れも三年の田租を免除されまして出征準備として弓術馬術等の戦法の練習殊に新に定められたる五行の陣を調習し、又遣りの兵士は兵器の製造に使役すとあります、怡土城建築と同じやり方で何れ公の指揮と見えます、翌年の六年には太宰府が朝命を受けて綿襖鎧と綿冑とを作りまして其總數二萬二百五十具之を東海南海西海三道節度使の料とすとあります、其作り方は全く唐國で新に作った様式と同じであるとのことでこれはこの頃我國から御承知の藤原清河を迎ふる爲めに使者が唐國へ行つて歸朝の時に見本を持つて來たのだと學者が研究して居ります、さて其様式と云ふものも歴史に大略書いてありまして之をよく讀みますと五行之陣のことからして眞備公の軍學の價値が分ります、分り易い様に申し上げて見ますと先づ二萬二百五十を五つに割ると四千〇五十となります、其四千〇五十を一組として一行之色の揃の甲冑を着けるのでそれが木火土金水の五行の數丈あるのでツマリ大部隊の兵士を動かす便法から出來たので夫に五行など云ふ少々宗教的な裝飾を加へたものであります、大部隊の運動などは太平の續いたこの頃の日本では忘れて居たので支那から學ぶ必要があつたのでござりませう、其處が眞備公の手柄の立て所であつたのでござります。

さて又この甲冑を歴史には綿襖綿冑とありますが是はツマリ木綿織のサシヨの事で後世の火事裝束の様なものだと思考へになれば大分想像がつかます、支那朝鮮には今でも武具として使用して居ることは後日東

京に御出でになりましたら靖國神社の遊就館の陳列品につきて御覽あるやう一寸御注意致します、襖とは綿入の衣服と云ふことでツマリ綿入のサシコ半天の様なものがあるが當時の鎧即ち甲であつたのであります、尙歴史の記事には五行の色にかたどりて甲板之形を畫くとありまして鎧たる半天の地色が夫々相違あるのみでなく皆夫々違つた色のサシコでさして胸の所へ今日陸軍士官がつけて居る様な肋骨形の紋を書いたのでその紋は即ち舊來の木や革や金で作つた甲のオドシの工合を真似たのであります、この甲板之形と云ふのが日本固有の鎧のを寫したるか夫れとも支那のを真似たのか夫れは今研究中でまだ何ともきめては申しあげられませぬが、私はその甲と云ふのは多分日本舊來の鎧即ちカハラと云ふものゝ事であらうと考へて居ります、御承知でもありませうが先度本郡(岡山縣小田郡)の新村で發見しました大化以前の日本の鉄製鎧即ちカハラの鎧も胸の所が肋骨形になつて居ります、これはその後東京帝室博物館で御買上げの上陳列になつて居りますから折がありましたら御覽なされたら宜しうござりませう、また妙なことを申し上げる様でござりますが今日北海道のアイヌの言葉で衣類にサシコをするのをカハラをすと申して居ります、是は多分彼等仲間での綿襖のサシコのカハラの鎧を真似ることを知つてから後の事ではないかと私は考へて居ります、愈左様であるとすれば公の遺澤はアイヌにまで及んだことでもあります。

さて話を元にかへしまして五色の下地に別々の五色の絲でサシコにする方法までも歴史上にありますけれどに註釋的の説明を添へて申しますると

青地には赤糸にて(木、青、東、左)

赤地には黄糸にて(火、赤、南、前)

黄地には赤糸にて(土、黄、中、中)

白地には黒糸にて(金、白、西、右)

黒地には白糸にて(水、黒、北、後)

夫々紋様を出すのであります、五行の法によつて作れば天地の理に合ふて事毎に成功すと云ふ様な信仰心を兵士に持たして大に其勇氣を勵ましたのか知れませぬ、この五行によりて事を行ふと云ふのは非常に古くから支那を中心に東洋諸國に行はれて居たのであります我邦とてもこの時初めて知つたのではありませぬ、滿州から出て來て高麗の國を興した英雄は其の部下に白部黄部赤部など云ふ五行の五色に合はせた五大部隊を作りて配下の豪族を皆これに配當して大功業を立て王様になつて居ります、日本の大化以前の民族時代にも是に似た考があつたかも知れませぬ、部下の文武諸員を五部に分つことは何か歴史にあつた様ですが今一寸思ひ出せませぬ、奈良の都の位置を定めるにも五行の説によつたとの事でありませぬ、兎に角眞備公が主として作られた太宰府の行軍式も案外唐法ソツクリの直譯でなくて矢張彼の長を取り我短を補ふと云ふ大主意で出來て居たかも知れませぬ、その年の四月に始めて太宰府に弩師を置くところによりてもその事が察せられるのでござります、弩と云ふのは多少機械仕掛をして大きな弓を飛ばす武器のことです、當時支那にもありましたなれど云ふに足らぬので日本のは案外に發達して居たのであります、夫は前刻も申し上げた有名な三善清行の意見封事の一節にチャンと證據の明文があります、夫を一寸讀み上げませう。

臣伏見、本朝戎器強弩爲神、其爲用也、短於逐擊、長於守禦、右語相傳云、此器神功皇后奇巧妙思、

別所製作也、故大唐雖有弩名、曾不如此器之勁利也。

左様な結構な弩も太平の結果人が忘れかゝつて居たのを太宰府へ更めて始めて置くことゝなつたのでありまして、これまた事實上の長官たる公の見識精神のある所を知るべき點であると考へます。

さて又その年の十一月新羅征伐の準備着々と進行したによつて伊勢の太神宮は申すまでもなく天下の神祇に奉幣しまして、特に西海道の大社たる香椎廟には以前には太宰帥たる船王の奉幣があり今度は參議式部卿(兵部卿)藤原巨勢麻呂が奉幣の爲め參つて新羅征伐の爲め武術を調習する由に奉告して居ります、然るにそれほどの大々の準備に關はらず、新羅征伐は何時の間にか止めになつて居ります、歴史の記事では新羅が貢物を奉らず偶朝貢するかと思ふと國書の文面が無禮であるから之を征伐せられるのだと書いてあります、中止になつたのはその後新羅が恭敬の禮を致したからだと後世の歴史には書いてありますが、是等は皆實際の事實に合ひませぬ、後世學者のうちには多分當時權威を振ふた藤原仲麿が名を外國征伐にかりて兵力を自身の手に集め都合よく征伐が出来て手柄とならば、尙一層威權を以て萬人を壓服せうとの下心であつたのが失敗したから自然に止めになつたのだらうと申すものと、又一つは唐國の大亂は止んだとは云へ朝鮮滿州境はまだ騒動があるし、日本でも蝦夷征伐があるのだから折角召集した兵士の心を腐らさぬ様に士氣を振興する手段として新羅征伐を宣言したのであらう、後世にもその例がある様だと考へて居るものがあります、前説ならばハイカラがりの無謀の仲麿の考へらしく、後説ならば沈着なる遠謀のある眞備公の獻策であるかとも思はれます、決斷は容易につきませぬ、さて新羅征伐は中止になりまして太宰府で立案したり製造したりした綿襖甲綿冑などは弩と共に蝦夷征伐の時に大きに役立ちて居りまして其記

事澤山に歴史の明文となつて居ります、弓や矢や丈ではアイヌの方が遣ひ方が巧いのに弩のある爲めに之を撃退したり、又金や木の鎧では猿の如きアイヌ相手では立ちまわりが出来ぬが綿甲冑でこちらも敏捷に働けたのであります、其他怡土城が築城の模範となり五行之陣或は八陣九地結營向背などの法が行軍や戦闘の技術の進歩を助けたことは無論でありませう、これ皆公が間接に國家に盡した功業であります。

のみならずその後公は直接に軍功を立て、居ります、夫は後日藤原仲麿が謀叛した時に公は急に召されて軍事を參畫すとありまして巧に兵士を指揮して賊軍を壓倒したのであります、この事は後程にも申し上げます、要するに公は武事に於ても絶大の智識と技能とを持ちて居られたのみならず、尤もよく之を實地に應用して國家の爲めに功業を立てたのであります、武勳のことはこれ位で終りまして、次に當時の文明事業の隨一なる曆法の改正に關する公の功業のことを申し上げませう。

さて前々來申し述べたる公の功業のうち文學上宗教上軍事上工學上の事蹟に引續きまして理學上の事蹟とも申すべき曆法の改正のことを申し上げます、夫は公が未だ太宰大貳の御役で九州に居らるゝうち天平寶字七年に従來行はれたる儀鳳曆を廢して大衍曆を行ふと云ふ事の御話であります、公がこの曆法の改正に關係して直接の指揮を爲される爲め御上京があつたか夫とも前申した陣法同様太宰府まで其道の屬官を御呼びになつて御指揮があつたかその處までは分り兼ねますが何れにしても公の學識が基となつて出來たことは充分推測致されます、先づその事から少々申して見ますと既に公の學問の御話をする時に申し上げた通り公が在唐十九年の勉學を卒へて歸朝なされた時の朝廷への獻上品には大衍曆經一卷大衍曆立成十二卷測影鉄尺一枚といふ名が見えて居ります、又前から何度も申し上げます通り公が留學せられた頃の唐の

玄宗皇帝の開元時代と申すのは支那文明の絶頂に達した唐朝中にての其又絶頂と云ふべき時代でありましてあらゆる文明の事業が人才輩出と共に着々完成せられて居りまして開元禮と申す法令全書兼百科辭典の完成されたことも既に申し上げた通りであります、曆法におきましても元來天文曆法の上達を以て有名な支那人のことでもありますし特に御承知の通り大昔から天の星の運行や日食月食などに注意して天子が國を治める誠めとする事が支那歴史の上にもある事でござりますが、夫がこの唐の世になりまして技術も上達するし器械もよくなつて人物も出て一層其道が進歩したこと、考へられます、支那の歴史の記事によりまするとこの玄宗皇帝の開元年中に河南の地と申して黄河の南方なる平原地方で天体を測りて南と北との方角を見定め道のりを定めることの方法即ち今日申す子午線測量といふ天文學上の事業が行はれて居ります、これは曆法の方にも關係があるし又地理學の方にも關係があります、地理學では測量や地圖製作の方に應用するのであります、要するに學術の進歩した證據でござります、左様に分つて見まするに前に申した通り吉備公がわざ／＼お持ち歸りになつて朝廷へ献上されました測影鉄尺と云ふ器械は鉄尺の影の長い短いからして天に在る太陽の高さをも測りまして冬至の一番低い時から夏至の一番高い時迄の間即ち一年間の色々の季節の日取などを適當に見定めたり、或は日が真南へ廻はつた時即ち正午の太陽南中の時の影を測る器械で子午線測定と關係のある名を付けた鉄製器械で吉備公留學の頃に唐朝で新に作り出たるものであらうかと思はれるのであります、其後支那でだん／＼曆法の改正が行はれることは追々申し上げますが地理學の方でも地圖にだん／＼精密なのが出來まして地域方尺圖など云ふ地圖が我國へも傳來して參つた事は前刻も申して日本圖現在書目錄に其名が見えて居るのを見ても分ります、今日傳はつて居る奈良

の諸大寺の寺領田圖なども支那の製圖法を傳へたものであることがだん／＼分つて居ります、是等はまた別に御話をする事もござりませう、吉備公が熱心に怡土城築造に盡力された事などを考へて見ましても公が地理測量の事に通じて居られた事が分ります、要するに公は支那の學問の粹を取り來りて我國文明の進歩を助ける大功業を爲し遂げられたのであります。

尙大衍曆の事を申しますると今申した通り唐朝ではこの曆道の方にも人才輩出でこの頃切々とその改良進歩が企てられて居ります、即ち唐朝の歴史の記事によりますと唐朝約三百年の間に曆が八度改まつて居りました、第一番目を戊寅曆と申しまして第二番目のを麟徳甲子曆と申します、この麟徳甲子曆と申しますのは李淳風と云ふ人が作つたので之は餘程精確なものであると時の人が推服して居つたのであります、第三番目に大衍曆が之に代つて行はれたので開元九年に僧一行の作るところで詳しく云はゞ開元大衍曆であります、之に註釋書が出來まして吉備公がそれを持ちて歸つたのであります、それから暫くすると第四番目の寶應五紀曆といふのが行はれます、以上は吉備公の御話に關係のある曆でござります、次に建中正元曆元和觀象曆長慶宣明曆景福崇玄曆など云ふのが行はれるのでこの中には平安朝になつて我國へ這入つて來たものもござります、さて今度は我國の方の歴史で吉備公の頃までに曆法が如何様になつて來て居るかと調べて見ますると、どなたも御承知の通り推古天皇の十年に百濟の僧勸勤と云ふのが始めて曆術を貢すところがあるのが日本史上曆に關する初めての記事であります、未だ世に行はるゝまでに參らなかつたとあります、次に持統天皇の御世になつて元嘉曆を用ゐられやがて儀鳳曆を用ゐらるゝことになるので、儀鳳曆と云ふのはツマリ麟徳甲子曆の事で支那の儀鳳年中即ち日本の文武天皇のかの大寶令の作られた制度完

成時代に新に傳來することゝなつたから夫で儀鳳曆と云ふのだらうと後世の學者が考へて居ります、その次が即ち今度の曆法改法で吉備公を初め其他の人々の盡力で大衍曆が行はるゝことになるのであります。さて又大寶令の規定のうち天文や曆法や算術に關係ある學制の部分を讀んで見ますと

大學寮 式部省所管 學生四百三十人

明經道 紀傳道(後に文章通)

明法道 算道

陰陽寮 中務省所管 學生三十人

陰陽道 天文道

曆道(別に漏刻科あり)

とありて課目がよく整つて居ります。

さて天平寶字元年と云ふ年は吉備公が遣唐副使として二度目の入唐から歸朝されて太宰大貳となられた天平勝寶六と云ふ年より五年目また大衍曆採用の天平寶字七年より七年前の年に當るのでござりますがこの年に八月と十一月とに二度勅が下りまして天文陰陽曆算その他の學問をする學生又その學問で諸國々府の官員となつて居る博士等に充分の學問を勉強する様にとあつて學校へは學田を下され官員のためには其學生が初めて任官した時にはその教師へ御禮をする様になどと注意をして居られます、斯の如く色々御注意のあるのはやがて曆法改正のある下ごしらへの意味もあつたかとも思はれるのであります、そこで大寶令や今申した勅の文章などを讀みますと天文曆陰陽等の學問をするものは例の三史五經や漢書の天文志晋

書の天文志史記の天官書周易孫子新撰陰陽書五行大義漢律曆志晋律曆志大衍曆議その他天文のこと星のことと算術のことの書いてある三色簿讚韓楊要集、周髀定天論など云ふ書物を習ふのでござります、何れも漢文の書物で支那から傳來したもので、中にも大衍曆議は僧一行の作で大衍曆一卷曆議十卷と相伴ふものでありますれば、これ等に關して唐國直傳の深遠なる學識を有せらるゝ吉備公が間接に直接に其事業の進歩に盡力せられた事は云ふを待たぬことであると考へます、しかし其後にも遣唐使もあちらへ參り學生も參つたことであるから必しも太宰府に居らるゝ吉備公のお力を借らずともだらうと云ふ人があるかも知れませぬが、尙よく實際の事情を調べて見ますと、此時唐では又もや曆法を改めまして日本で大衍曆を行ふことゝなつた天平寶字七年は唐に於て大衍曆を廢してから六年目に當るやうだと學者が申して居りますから、この時の我國の大衍曆採用は全く吉備公が傳來以後特に學生を訓練して充分その道に達する者が出來るのを待ちて御實行になつたのであつて、愈以て吉備公の御盡力と並に徒に直譯を事とせず多少の工夫を施して我國情に適する御苦心とが並々で無つたかの様にも考へらるゝのであります、何度も申しました三善清行の讚辭も大に尤な言ひ條でござります、尤も我國歴史上でどれほど精密に大衍曆が用ゐられて居るかと云ふことに就きては只今少々取調べて居ることもあるのでござりますからこれは追つて別に御話することになるかも知れませぬ。

先づ以上にて文明事業の随一たる曆法の改正に關する吉備公の功業の御話を終ることゝ致します、何分にも吉備公の功業事蹟は山の木の如く海の魚の如く數限りもなく餘り澤山でとても容易に御話が仕切れませぬからこれからはグット短かく要點丈を御話致しませう、夫でもまだ御話は中々長うござります、又吉備

公の功業の中で何時頃の御事蹟であるか年代のくわしく知れぬ事柄もござりますが是等も便宜上茲で一まとめにして御話すること、致しませう。

さてこれから公の功業の重なるものを一括して御話致しますがその内で先づ第一に五十韻圖のことを御話致しませう、これは先刻鑑真和尚を迎へて來られた時の御話の内でも一寸申しましたが、この五十韻圖のこと、これと關係の深い片假名の事とをよく人が混雜して考へて居たりまたこれを公の發明だらうと云ふことを確かな證據が無いからとて信用せぬ人もござりますから、是等につきて一言お話をするのでござります。

吉備公が五十韻圖を發明したと云ふことは公の時代のことを書いた正確な歴史即ち續日本紀には見えて居りませぬ、その他公のことを賞讃して十三道の學問に通じた人であると書いて居る扶桑略記にも見ませぬ、公の傳記につきて意外の材料となる御承知の三善清行の意見書にも見ませぬ、是等より遙かに後世の人の著述であるところの倭片假名、反切義解の序の一節には明かに片假名も五十韻圖も吉備大臣の作るころであるかと斷言して居ります、其文章を讀んで見ませう。

(上略) 到於天平勝實年中、右丞相吉備眞備公取所通_三用于我國_一假字四十五字_上省_三旁偏点畫_一作_三片假名_一抑四十字音響反_三阿伊宇江乎五字_一此乃天地自然之倭語焉是故豎列_三五字_一横列_三十字_一加_三人同音五字_一爲_三五十字_一且又横十字隨_三唇、舌、牙、齒、喉_一備_三宮商角徵羽變徵變宮_一七聲_一奇哉世俗傳_三稱之_一云_三吉備大臣倭片假字反切_一有_三其口訣矣_一 (下略)

右の通りでございます、さてこの倭片假字反切義解は其名の通り右に申す吉備大臣の五十韻圖に註釋を施

したものでありまして作者は南北朝時代の末の頃の人で花山院流なる藤原長親と云ふ人で有名なる後醍醐天皇の忠臣大納言師賢卿の孫で御自分も南朝へ仕へて權大納言となりまして君に仕へて忠なることは申すを待たず、親の喪に居ること三年で平安朝の紀夏井以來我國未だ見ざる孝子であると時人が嘆服して居ります、その生れ付き謹直温厚の人であつたことは明らかでございます、尤も性質の温良と云ふこと、學問の巧拙とは別であるのです、けれどもこの方は和歌の道に長じ音韻の學に通じて居たので南朝の准勅撰集なる新葉集にその歌が載つて居り、耕雲千首と云ふ自家集もあり耕雲和歌口傳と云ふ著書もありますし、源氏小鑑とて源氏物語の註釋書を作つて居られますし、又仙源抄と云ふ假名遣ひに關する議論を書いたものもあつて、漢字の音韻を用ひて假字を整へんとしたるなど一通り一家の見解を備へて居られた人でござります、左様な性格と學識のある方の著書に右の文章があるのでござりますから、南北朝の末に世俗の人のみならず一部の學者も慥に吉備大臣が片假名と五十韻圖を作つたのであると信じて居たことは事實であります、尤も足利時代と云ふ時代は王朝文學の眞趣味を解する者がだん／＼無くなりまして、あやしげな註釋書や無意義の秘傳口訣などが流行すること、なる時代でござりますから長親卿の著作だとても時代の弊を脱することは出來無つたかも知れませぬ、されば後世徳川時代の國文學復興の時期になりましたこの義解の書物の評判は賛否まち／＼で寧ろ否の方も中々きつい批評をして居ります。

しかし夫等のことは今こゝで一々御紹介する違もありませぬから茲では兎も角も時間少なに決論をせねばならぬ處でござりますから甚だ僭越の様で公の尊靈に對しても恐縮の至りでござりますが、諸君にも御免を蒙りまして簡単に私の考だけを述べて、吉備公が五十韻圖を修正せられ改作せられたと云ふ事が尤も眞

實に近いだらうと云ふ意見を申述べて終ることゝ致したいと存じます。

元來我國に萬葉假名や片假名や平假名が行はれぬ時代に全く假名の様な文字がなかつたかと云ふ事は有名なる神代文字有無の論争以來むづかしい問題でござりますが、しかし神代文字の有無は別とし所謂神代文字と稱するものゝ眞贋は別としても三韓交通以來文化も相當に進みたる日本國に於て全く言葉の組立も違ふ支那の文字に關係なしに何等か音を示す符號の様なものなりともあつたであらうとは苟も常識あるもの起し得る考でありまして、符號の様な音を示すもの即ち今日申す聲音文字であつて、漢字の珍らしき用法に目のくらまぬ人ならば夫が立派な文字であると認めねばならぬので、即ち徳川時代に奈良の古寺から古い田地賣却の證文を探り出して其内に一種の聲音文字のあることを見付け出した學者の見識と功績丈は是非御紹介して置かねばなりません、それは穂井田忠友と云ふ人でその古證文は天平勝寶元年のもので田地賣却を證明した郷長即ち今日ならば村長の桃尾の臣の印が明瞭に今日も朝鮮に傳つて居る諺文の假字と比較が出来てモモヲと讀めるので分り易く云へば今日のローマ字綴りと同様に子音と母音とを組合せて音が出る即ち音を示す字が出来た様になつて居るのでござります、その字体は頗るよく所謂神代文字とも一致するので神代文字といふては言ひ方が悪いので三韓服屬時代の日本朝鮮共通文字といへば間違は無いのでござります、ローマ字綴りの様なものと云へば既に其組立法に五十音の原理の様な規則があつたこともわかる次第でありまして、日本や朝鮮の様な言葉の國では必ずしも漢字の影響を受けずとも符號の様にこんな字が起り得られた筈でありまして、その方に説を立てるものは奈良朝になつても假名交り文で作らるる宣命と云ふ勅語なども昔はみな假名で、その假名はこの符號の様な音聲文字であつたらうと信ずるので

ありまして私も素よりその説を信じて居ります。

然るに聖徳太子以來天智天皇以來漢文學が花の様だ錦の様だと人々にもてはやされて符號の様な野蠻臭い文字は日本に背いた新羅が能く使ふので、日本人の大部分は皆嫌つて之を棄て顧みぬと云ふ有様のところ不思議にも桃尾ノ臣と云ふ人は物好きさからか見識あつてか之れを印影に作つて漢文學盛行の奈良朝の天平勝寶元年の證文へ堂々として證明のしるしに押捺した、其お影で一千年後の今日我々後世子孫に我國民の祖先は漢字以外に自國の言語に最も適當なる音聲文字を持つて居たのであると覺らして呉れたのであります、其尊き古證文の印の寫しは理麿發香と云ふ書物に出て居ります、又少々まづござりますが中等國史教科書五年用にも其縮寫が出て居ります。

さてその天平勝寶元年と云ふ年は吉備公の御傳紀にとつては如何なる年であるかと申しますると、實に吉備公の御働さ最中と云ふ年であります、天平七年は約二十年の留學を終りて歸朝以來新智識を以て盛んに朝廷の御用をつとめて居た時代であります、袁晋卿と云ふ北清音の達者な學者と大學で大に盡力して居た時代であります、夫から後にも西海道へ御赴任になつて又遣唐副使となつて二度目の入唐で今度は鑑真和尚やその弟子從者などの印度の學問や音律の上手な人を連れて參つてそれと交際し往來したのでありますやがて太宰大貳となり新羅征伐の準備は殊に太宰府で盛んに行はれたのでありますから色々新羅の事情を御調べにもなるし其事務の係りの者を御選任にもなるし、又新羅の使者と御逢ひにもならうし又朝廷から御定めになつた美濃武藏二國の少年の新羅譯語生即ち通辯どもを御覽になつたこともありませう、吉備公の學問は前申す通り扶桑略記には凡所傳學三史五經名刑算術陰陽曆道天文漏刻漢音書道秘術雜占一十三

道とあり、三善清行も感嘆して公自ら傳授して學生に五經三史明法算術音韻繪篆等六道を習はしむと云ふ位でありまして語學には中々達して居られます、それであるから若今日傳つて居る五十韻圖と云ふものが何時起つたかと云へばこの頃が起るべき時勢である、誰が作つたかと云へば吉備公の様な學問があつて吉備公の様な地位に居られた方が作つたと云ふが一番信じ得らるゝ言ひ方であります、けれども前申した通り五十韻圖の原理といふべき父音母音を縦横に合せて新しき子音を作る方則ち之をローマ字綴りの言ひ方で云ふならば子音と母音とを合せて新音を作る方法の道理は我日本國民は朝鮮半島の屬領の人民と共に多くの昔に知つて居たのであります、左様でござりますから吉備公が五十韻圖を創案した新作したと云つては少々言ひ過ぎになるので、吉備公が其支那印度及び朝鮮新羅にも存する各種の文字や韻に關する書物などを見られ人にも話をして見て古く我國にも存して居た日本國民の適當な音韻圖をよく調べられて、其原理法則は素より自然の良法でもあるから之を保存して既に日本人に嫌はれて居る新羅と同じ形の假字は捨て、萬葉假字の様な漢字と關係のある假字をなるべく漢字らしい形で作つたものでありませう、その假名が今日の片假名と同一であるか今日の片假名より今少し劃が面倒であつたか夫は分らぬが要するに今日の片假名と幾分關係のあるものでありませう、之を一言に云つて仕舞へば吉備公の居られた時勢と吉備公の人物學問とが誠に都合よく出來て居て從來五十韻圖の規則を少し變じ文字の形を全くかへて今日吾々の五十韻圖と片假名との基礎となるものを作られたのであつて、公平無私に云ふならば公のこの功業は五十韻圖の修正改作と云ふのが一番適當でありまして、一方から云へば公が袁晋卿と謀りて漢音を入れて百濟傳來の吳音を廢したと同様で新文明の建設に意を致したのであります、又一方から云へば怡土城の修築にある點までは唐風工藝の長所を利用して大体日本の國土に適する様に仕上げたのと其やり口が似ておるかとも考へるのであります。

さて斯様な風の五十韻圖と片假名文字又はその基礎となる文字を作る様な時勢と人物は公の時代と公の外には前にも後にも歴史を見渡したところ一寸見當らぬ、之は多數の學者の云ふところで藤原長親卿の倭片假名反切義訓の説も中々無意味のものでなくて、其見解は當らずとも遠からずだらうと私は考へて居るのでござります。

大分長くなりましたが今一呼吸に公の功業としての相當の重大事件なる律令改正のことを御話致しませう、是も年代はいつか分りませぬが律令二十四條を刪定し輕重の銓錯を辨じ首尾の差違を正すとあつて中々の大功でござります、其時公の片相手となつて共に働きました人の姓名も身分も其人物も大略知れて居ります、其人は大和宿禰長岡といふ人でその姓名から容易く推測せらるゝ如く、大化以前からの名門の人と見えますが宿禰姓丈に門地は一段公より低うござります、又その人は從四位下で世を終るのでござりますから多分律令改正の時にも公が主任でこの人が副任で細かい事はこの人がして公が大体を占め括つて事業を完了したのであらうかと思はれるのであります、不思議な事には御二人の性格が甘く左様になる様に出來て居ります、何でもこの大和長岡と云ふ人は法律研究が餘程お好きであつて何れ大學の明法道あたりを卒業したのでありませう、御自身で色々御研究もなされたが大分疑問があつて困つて居たとあります、これ蓋し獨學工夫の結局誰でも出喰はす問題で其勉強大に感服すべしであります、そこで遣唐使の留學生となつて唐の都で勉強して疑問は氷の如く解けて勇んで日本へ歸り任官して大に國家の爲めに盡すのでこの點

は餘程公と合ひ口らしい經歷の人ですが持つて生れた性質は何とも仕方が無いものと見えて、何でも法律一點張りの少しも餘裕のないやり口で今日でも何とかかとか能く人の口にかゝるが別に悪人と云ふではないが下のもの泣かせの男であつたと見えます。續日本紀にこの人の傳があつて當時言「法令」者就「長岡」質之(中略)遷河内守政無仁惠吏民患之(中略)以三年老自辭去職」と甘い文句でその性質を髣髴かせて居ります。

この人と共に事を行つた吉備公が温厚寛裕の人物であることは既に御承知の通りで、是は朝廷でも餘程御考へあつての御人撰かと思はれます。これに公の人物學問を知るべき間接の材料でありまして大伴古鷹とも違ひ菅原道真とも幾分違ふところに公の人物が見るのでござります。是等のことは尙後にも申し上げます。この時の改正律令は其後桓武天皇の延暦十年から實施せられたとあります。

それから今一つ公の功業のうちでは是は太宰府の學校のことに盡力せられた御話でござります。年代は充分に分りませぬが何れ公が太宰大貳として御在官中のことと思はれます。御承知の通り太宰府は支那や朝鮮との交通の要衝を控へて西海道の九州三島を管轄する大きな役所のあつたところでその役所の都府樓などは甚だ立派なものであつた事は今日現に礎の石や瓦などが残つて居るのを見ても知れます。そのまた太宰府の町の作り按排は奈良京と同様に支那の都の洛陽長安を真似たものでありまして一通り其遺蹟も知れます。既に新編國民地圖にも載せてあることは先刻も申し上げた通りでござります。また都府樓と並んで觀世音寺と云ふ大きな御寺もありまして又鑑真和尚が東大寺へ戒壇を立てられて天下の僧侶に戒を授けられた時の西海道のもはこの寺で受ける様にとて戒壇を立てられましたことも歴史に見えて居ります。續命

院など申す今日の無料宿泊所の様なものさへあつたのでござりますから其他にも行政上の官廳の外に色々の建築もあり大層賑やかな事であつたらうと思はれるのであります。西の都など云ふ言葉さへ出来て居る位であります。そこに又學校がありまして都府樓や觀世音寺や並びにあつた様でござりますが之を學業院と申しましたのでつまり西海道の學生を教へたものでありませう。後世學者のうちに此の學校は吉備公の献議で出来たのであらうと申すものもありませんが夫は儘に分りませぬ。さて大江家次第と申します書物は御承知の大江匡房の家に傳へたる朝廷の儀式などを書き集めた書物でござりますが之を讀んで見ますと吉備公が學業院の爲めに盡力せられた事績が載せてあります。夫はかうです。

吉備大臣入唐、持弘文館之像來朝。安置太宰府學業院。大臣又命百濟畫師奉圖彼本。置大學寮。これは多分間違の無い御話であります。大江家は菅原家に並びて文學の家としても有名で大江匡房の名は吉備公菅公につぐことは御承知の通りでござります。尙その像は今日も太宰府神社に傳つて居る銅像であるなど云ふ御話もあります。是は追て取調べてまたお話をすること、致しませう。次にその像を畫に寫して奈良の京なる大學寮に置いたと云ふことも眞實のことでありませう。前にも一寸申し上げた通りに公は大學助となつて袁晋卿などと大きに學科教授法のこと盡力せられたこともあります。また釋奠と云ふ孔子の御祭の儀式やその器具や色々立派なものにしたお話もあります。尙後日大學へ行幸を仰ぐに至つたお話もあります。之は公の全盛のお話と共に後程致しませう。御承知の通り公はやがて奈良の京へ參られて參議中納言大納言右大臣とだん／＼御昇進になるのでござります。其右大臣となられた翌年の神護景雲元年に大學行幸があるのでござります。矢張其頃のお話で神護景雲三年に太宰府から朝廷へ次の様な願

書を差し出しました。

五〇

太宰府言。此府人物殷繁。天下一都會也。弟子輩志學者稍多。而府庫唯五經有。未備三史。伏乞列代諸史各一部賜。

そこで朝廷御許可ありて三史と三國志と晋書とを各一部賜ふたと歴史に見えて居ります、この時公は右大臣ながら前に太宰大貳たる關係もあれば充分御周旋あつたこと、察せられます、三史のことは先刻も申し上げました通りでござります、三國志とは蜀漢志と魏志と吳志との總稱でありまして御承知の曹操や劉備關羽張飛や孫權などの時代のことが書いてある歴史でありまして、その前の時代のことは三史中の後漢書にあるので又後の時代のことは晋書にあるのでござりまして時代は連続するので即ち列代の諸史が揃ふのであります。

さて又何度も申し上げます通り公は在唐十九年で十分に學識を蓄へて居られます、特に御承知の三善清行の意見の封事にも伏見古記「朝家之立大學也。始於大寶年中。至天平之代。右大臣吉備朝臣。恢弘道藝。親自傳授。即令學生四百人習五經三史明法算術音韻籀篆等六道」とあります位で、以前大學寮に就職の時に親切に學生を教授ありたる如く太宰府の學業院に於ても時々學生の爲め講話様のことをなされ特に大學生に北清音の實用科を課した如くに、學業院の學生には太宰府の管内であるだけに一層實用的の語學を課し、且つ又先刻も申し上げます通り新羅征伐の準備を太宰府で行はれたこととござりますから新羅語などの練習や更に進んでは渤海國の言語なども練習する様にと學生を勵まされたであらうと推察せられるのでござります、其後渤海の使者は北海道に來ない様に必ず太宰府で應接する様にとの命が下りまされたり、

又太宰府管内なる對馬の史生に新羅語を學ばしめたと云ふ歴史の記事があります、史生とは書記の様な役人であります、公の經歷から云つても語學獎勵と云ふことはありさうなこと、思ふのでござります、或は五十韻圖の修正改作の腹案なども大分この太宰大貳御在任中に思ひ付かれたので無からうかとははた推測をして見るのでござります。

何分にも公の功業は餘り澤山にあつて中々こんな事では盡きませぬがまた公の全盛のお話をする時にも自ら公の功業が分りますし別にまた申し上げたい事もありますから功業の御話はこれで一段落と致します、下手の長談議で大分御退屈の方も見受けれます、少々時間も長うなつて居りますから今一度休息致しまして後刻には公の全盛、公の勇退、公の身後と三ヶ條に分けて簡単に申し上げて夫で愈公の傳紀のお話を終ること、致しませう。

六、公の全盛

さて前刻には公の功業について長々と御聞取を願ひました、これから愈進んで公が其門閥其學問其人物其功業の拔群なりしたため朝廷の優遇を受けて顯榮の官位を得て全盛を極むる御話を致します、其内にも亦自ら公の功業公の人物にかゝる御話を致すことにも相成ります。

話は元にかへりまして公が太宰大貳として御在官中のこととござります、元來公が都を離れて遠方の官職になつたのも時の權家藤原仲麿に烟たく思はれたからだらうと云ふことは先刻も申しましたが、仲麿の迫害は益甚しくなりましてさすがに温厚なる公も堪へ切れませんでした、天平寶字八年は公の御年七十に相成

ります事でもありますし旁以て辭職の表を太宰府まで差し出しました、この辭表提出のことは後日公が書かれた文章中に見えて居ります、然るに太宰帥船の王は公と共に碩學を以て聞けた人でありますから充分公の同情をもちて居られるのでありませう、未だ之を上奏致しません其うちに公は造東大寺長官と云ふ職になつて奈良の都へ參ることゝなりました、東大寺のことは別に申し上げずともどなたにも御承知のことゝ存じます、公に代つて太宰大貳となつたのは佐伯宿禰毛人と云ふ人でござります、これで公の辭職が仲麿の謀反して誅せられた時に其輿黨であるとの罪で多勸島守となる人でござります、これで公の辭職が仲麿の迫害であつたと知れるのでござります、さて又石上朝臣宅嗣が太宰少貳となり佐伯宿禰今毛人が營城監となりました、營城監とはかの怡土城修築を監督する役と見えます、かくて公は折角心を籠めて作りかけた怡土城の築城工事も見捨て、任地を去るのでござります、一旦は奈良の都へ參りまするが素より首尾面白からぬ境遇となつたのですから病と稱して御郷里にお歸りになります、この時のことを公御自身の文章で「以病歸家息仕進之心」と記してあります、誠によくよくのことと愈官途を斷念したといふのであります、前後の事情から考へても其家といふのが備中の故郷の家であることは分ります、さて又斯の如く暴威を振ふ藤原仲麿の方の有様は如何にと見ますると、是より先き天平勝寶元年仲麿は正三位大納言紫微令中衛大將となり文武の顯職に居りて寵遇の厚さまゝに萬機の政を己のまゝにするところから大分に人から惡まれました、寶字元年には當時の藤原氏に比して優るとも劣ることなき名門橘奈良麿が之を除かんとして、却つて仲麿からひどい目に逢はされて居ります、能く吉備公の引合ひに出まする大伴古麿はこの時に橘奈良麿の黨だと云はれて拷問されて杖で打ち殺されるのでござります、其他にも王族や名門で大分流罪になつた人もご

ざります、この時公は太宰大貳として赴任して居たことは前に申し上げた通りでござります、仲麿はこの年に紫微令内相となり、太保となり、姓を惠美名を押勝と賜はり、加封三千戸田一百町を賜はり私に錢を鑄ることを許されるなど色々歴史に書いてあつて大抵御承知のことゝ存じます、天平寶字四年に大師となるので、これ等の紫微内相とか大師とか申す目新しい官名は皆仲麿が立案で唐官めかして作つたので、ツマリ大師とは太政大臣に相當するのでござります、位は正一位となります、其男子三人は四位で參議となり中にも惠美朝鴉は歴史上有名の男でござります、外にも四五人の男子が居りまして歴史の記事にも衛府國司に任じ其餘顯要の姻戚ならざるなく獨り權威を擅にして猜防日に甚しくとありまして、人からも大變妬まれ惡まれて自分も惡しく用心して大分人を疑つたりなどしたので、吉備公なども迷惑を蒙ることゝなつたのでござります、さて吉備公が愈々斷念して郷里隱遁と決心した天平寶字八年はツマリ仲麿の黨と其の反對黨とが最後まで暗闘をつゞけて大破裂をした時と見えます、仲麿自ら都督使となりまして兵權を振り私かに多數の兵士を集めん爲め太政官符を偽造したので愈々謀反だと認められましたので、仲麿も事露顯と知つて奈良の都を逃げて近江へ下つて行きます、この時の吉備公の行動は當時の正史たる續日本紀には明かに書いてありませぬ、たゞ三位藤原永手に正三位を授け正四位下吉備眞備に従三位を授くとあるのを見て其時てうど公が御在京で何事が御盡力あつた事と察するのでござります、公卿補任と云ふ書物には九月十一日仲麿謀反す、(吉備)大臣其必ず走るを計り兵を分ちて之を遮る甚だ籌略あり、賊終に謀に陥る功を以て従三位勳二等を授けられ參議中衛大將となるとあります、公自らの文章には、忽有兵勳急召入内、參謀軍務事畢校功、因此微勞累登貴職とあります、勳二等になつたのは續日本紀では亂平

ぐの後の翌年正月の事となつて居ります、而して藤原永手は勳等は何も貰ひませずして公及び實際兵を率ゐて征伐に従事した藤原藏下鷹佐伯伊多智坂上菊田鷹牡鹿島足などが勳二等を授けられて居りますから公は實際軍務に係りて參謀指揮のことを掌つたのでありませう、これ亦その學識を用ひて國家に盡くし功業を立てたのであります、何んでも此亂の時には仲麿が妻子部下を引き連れて宇治から逢坂の山を越えて東近江へ行かうとしたので、官軍は佐伯伊多智が山城守日下部小麿と宇治川傳ひの御承知の鹿飛米炊など云ふ邊の難道をかけ抜けて先き廻はりをして瀬田橋を焼いて仲麿の行先を遮つたので、仲麿止むを得ず西近江から愛發關にかゝり息子の辛加知が越前守でござりますから之へ行かうとしたのを又伊多智等の率ゆる官軍が之を撃退しましたので、その内に藏下鷹が奈良の都から追ッ掛けて來て之を打ち破るのでござります、公卿補任に賊の必ず走るを計り兵を分ちて之を遮ると云つたのはこれでありませう。

さてこの亂の結末として仲麿の一族黨與が重き罰を受けたのは申すまでもなく、かの新太宰大貳たる佐伯毛人も多祓島守に左遷されて居ります、恐れ多けれども淳仁天皇も天位を退かれて孝謙天皇が御重祚になること御承知の通りであります、藤原永手は仲麿と從兄弟の間柄でござりますが罪を蒙りませず、却つて位を陞せて重く用ゐられるのでござります、公が之と一段違ひに重く用ゐられますので從三位參議中衛大將となること今申した通りでござります、大寶令の規定並びに奈良朝平安朝の慣例を見ますると同じく官位とは申せ三位以上參議大納言以上は中々重いもので三位以上は特に朝廷から家令を下さるのでツマリ附人となるべき役人に官吏を用ゆるので其有様はたとへて申さば今日の各宮様の御待遇と似て居ります、平安朝になりましてよく人の申す公卿殿上人地下と申す三つの別がありまして、三位以上が公卿でメツタに

なることは出来ませぬ、餘り三位に上りたくて五年も八年も十年も待つてやつとなれるのです人が之を「まつのくらゐ」と云つたとあります、多分三位と云ふ音が松位の音と似通ふから洒落言葉が出来たものと見えますが何にしても大層人の上がりたる位で、その次の四位は椎の實の椎にたとへて御承知の源三位入道頼政が「上るべきたより無ければ木の下に椎を拾ふて世を渡るかな」と鬱懷を吐漏して七十五歳で漸く松の位の三位を頂戴したことは人のよく話すことでござります。

さて公は一旦の不運に年齢もたけた事であるから進仕の心を息めたとまでの御決心であつたのが風雲に際會すと云ふ工合に甘く軍功を立て、人の容易に上れぬ三位となり、又中衛大將と申して全く今日の近衛師團長の職に就きましたので、又兼官の參議は御承知の通り中大納言左右大臣とつゞくものでありまして御同職が數人あつてその御評議の結果で天下萬機の政が行はるゝのでござりますから極めて顯要の職たることは申すまでもありませぬ、公は實に文武の高官人臣の上位に就かれたので上には皇太子以來恩遇淺からぬ孝謙天皇を頂くことゝなつたのでありますからこれから公の全盛時代でござります、以下追々其全盛のお話を致しませう。

孝謙天皇御重祚即ち稱徳天皇の天平神護元年は公の御年七十一でござります、この年天皇は大和河内和泉へ行宮を御作りになり又紀伊へ行幸の御準備で藤原永手と公とが御裝束司長官と云ふものになつて居ります、永手と公とはこれから何時も同じ様な役目をする事になつて居ります、この年に僧道鏡が大臣禪師から太政大臣禪師となり法王の位を賜はるのでござります、其翌年二年正月に公は中納言となり三月には大納言となり十月に従二位右大臣となるので永手は左大臣となるのでござります、そこで太政大臣道鏡の

下に此二人の大臣が居つて最高官位に備はるのでござります、公の全盛この時にあるので夫が後世學者の氣に入らず大分ひどく批評せられて居りますがしかしその中には見當違ひの妄評もある事で既に先刻も申し上げました元來徳川時代の學者は吉備公の時代のことを自分の時代に引きあて殊に漢學直譯の倫理道德で議論をするからその議論が當りませぬ、公の爲めに迷惑千萬と御察し申したい事が色々あります、先づこの頃の學者で文章でも書き書物でも作らうと云ふのは大抵御かゝへ儒者で、ツマリ江戸で浪人して居て艱難辛苦の間に學問をして居たのが何等かの機會で諸國の大名に百石とか百五十石とかで召し出されるが上乘の部でござります、御大名の方では顧問の様な考で時としては政治上の意見を御尋ねになることもあります、左様な事があると侃々數千言漢文で盛んに孔子孟子の言葉を引用して意見を申しますが、大抵は時勢に適當するのが少ないので家老や用人の實務家は之を用ひませぬと議合はざれば去るとか何とか矢張り孔子が本文通り辭職して仕舞ふのでありまして、たゞお大人しく師範とか教職とかで書物の教授か編纂でもして居れば却つて無難なのでござります、何れにしても大体似た様な考を持ちて似た様な境遇を出たり退いたりして居るのでござります。

左様な學者連中が吉備公の傳を大略讀んで見ると田舎の出身で漢學上手の處から官に用ゐられたとあるこれは大に自身達の身の上に似てをる、然るに其出所進退が明かでないとして兎角言行が儒教の道理に合はぬ様に見える甚だ宜しくないとして前にも申した通り大層な見慕で叱り付ける様な文章を作つたのであります、なれども夫が全く見當違ひで先づ公は田舎出身とは云へ門閥は極めて高い方で決して學者連中の一人の様に何とか村の水呑百姓の次男三男が好きから思ひ立ちて五年七年も江戸で辛苦しながら學問して百

石取の士分格になつた名譽の事などと云ふのとは比較すべきものではありません、又留學して學問をして來たと云つても學問をする才が最後の目的で無くてその學問を以て官職につきて官僚として働くために朝廷の御評議で門閥家から選抜されるのであつて、強いて徳川時代のことになとへるならば水戸侯の御次男とか池田侯の御分家とか、外國との交際親睦をも計る意味をも兼ねてイギリスのロンドンとかフランスのパリとかへ御留學になつて、やがて御歸朝になれば政事總裁とか老中首座とかにだん／＼御就職になつて國家のために御盡力のあるやうにとの希望は自他公私共に豫め持ち居たのでありまして、決して浪人學者が御かゝへの御いとまのと氣兼苦勞をした事蹟と比較すべきものではありません、勿論留學の時にも相當従者なども召し連れられたので歸朝の後とても立派な御生活をなさるのであります、若し又萬止むを得ず官に就つかねぬとか或は一旦御就職の後御辭職になつて御郷里に隱遁なさるとしても門閥家としての優遇は受けらるゝ筈でござります、然し乍ら兎に角出來る限りは一身上の私事などは顧みないで實に眷々として公事に盡くし朝政を助けるのが皇族氏族の門閥家たる選抜を蒙りて留學を卒へて歸朝したる吉備公の理想であるべき筈でありまして、今日の言葉で申さうならば政治家として公の徳義であるべき筈でござります、宜べなるかな公は朝廷より受くる待遇の厚薄にかゝらず自家の運命の幸不幸にかゝらず、歸朝の初に大學助となり東宮學士となつてより以來時には西海道に左遷されても人を怨みず天を怨みず、唐國傳來の新學問を以て自家の力あらん限り朝政の進歩下民の幸慶のために盡くして居られます、これ蓋し浪人學者どもの夢にも想ひ得ざるところであつたであります、また以て公の人物を見るべしと云ふべきところであります。

さて吉備公は天平神護二年三月に大納言になられました時に奏問の上で二本の柱を奈良の宮の中壬生門の西の所へ立てまして其一本の柱には凡被_三官司柳屈_二者宜_下至_三此下_一申訴_上と又一本の柱には百姓有_三冤枉_二者宜_下至_三此下_一申訴_上と書きました、つまり無實の罪や言ひ掛りを受けたものはこの木の下へ来て申し出ると書いたので同時に彈正臺即ち今日の裁判所の官吏をして其訴状を受けしむることに取計らはれました、御承知の通り支那の昔には堯舜の御世に敢諫之鼓誹謗之本と云ふものがあつて今日にても諫鼓鶏の故事として人が能く知つて居ります、唐の世にも匭使院といふ役所があり、日本にても大化新政の時に鐘と置とを朝廷に設くとありて何れも冤柱柳屈の者なき様にとの取計ひであります、公はこれ等の故事や新令を考へ合はされて斯様の御計畫を實行されたものでありませう、中壬生門と申しますと平安朝の内裏の美福門と一致するのでありますが奈良朝と平安朝にては宮殿官署の配置など多少の相違はあつたので多分奈良の宮では彈正臺がこの壬生門の内にあつたのでなからうかと人が申して居ります、尤も彈正臺が下々からの訴状を受けることは大寶令にも規定のあることでござりますから是時に公の功績と云ふのは二本の柱を立てて人に知らしめたと云ふ點にあるので好く上の仁恵をひろめ下の幸福をすゝめたのは公の功業の一つとなるのであります、さて公は好く上に奉じ下を憐み門閥あり學問ありて人物が高く功業が大きいのでござりまするが仲鷹の様な無法人の妨げがなき上は充分に官位御昇進のあることは固より當然の事であり、果せるかな同年十月に右大臣に拜し從二位に叙せられて居ります、其時の勅は即ち宣命と云ふものでありまして後世に傳つて居ります、公の事蹟に大關係があることでござりますから少々手はかゝりますが其本文を書いて御覽に入れませう。

吉備朝臣波朕我太子等坐之時余師_天止之教悟_家多乃年歷_奴今乃身毛_良不敢_阿物乎夜晝不退_之天護助奉侍乎
見禮_波可多自氣_奈然人_天止之恩乎不知恩乎不報_波聖乃御法_仁禁給_流物仁在是以天吉備朝臣仁右大臣之位授
賜止勅布天皇我御命乎諸聞食上宣

右の通りでござりまして之を分り易く申し上げて見ますと、

吉備朝臣は朕(孝謙天皇)が皇太子として東宮に居た時から師として色々教へ諭しの用をつとめて長い年月を経たのであるが今日老齡(七十二)に及んでも所勞だとも云はず晝夜身を盡くして朕が政を助けて居る實に忝けないと思ふのである、凡そ人として恩を知らず恩を報いぬのは善くない事で聖人の教にも誠めてある、それ故今吉備朝臣の勞と恩とに報いたため右大臣を授けるのであるから汝有衆よく朕が意のある處を知れ。

と云ふのであります、之を大日本史の吉備公傳には簡單に勅以_三青宮舊恩_二拜_三右大臣_一授_三從二位_一とありませう、よく公平に分り易く書いてあります、恐れ多いことではありますがこの時の孝謙天皇の御身の上を考へますと實に御氣の毒千萬でござります、時勢は日本歴史上有名な奈良朝の最中で日本の文明は進歩の頂點に達し皇室の御隆盛も前代無比であります、御自身は御婦人の身で御年既に五十であります、素より御配偶はありませぬ、御世嗣につきても色々間違が起つて實に御心配の事と恐察致します、臣下には立派な人物が多く出てをります、其代り黨争が激しくて王族まで引き入れて黨派を組んでの争ひ血を流し人を殺すことを何とも思はない有様で御世嗣の定まらぬのも畢竟この邊から來て居るので一口に申すならば御婦人の身分と侮つて朝臣の面々で賢くて悪い奴ども或は勝手な眞似をし或は巧に欺き奉るのであります、御

婦人の身の見聞廣からず御心弱き點もあらば多少の御手落のあるものも止むを得ぬことで歴史を書くもの又歴史を讀むものは充分御同情申し上げて御事蹟を見ねばなりません、もし孝謙天皇が男性であれ丈の御事蹟をなされたのならば立派な明君と云はれて居る筈でござりまして、又云ふても詮なき事ながら英國の皇室の様な慣例が我が皇室にあつたならば時勢と云ひ御事蹟と云ひ全くエリサベス女皇と比較して御稱讚申し上げべき方でありませぬ、道鏡の任用を彼是云ふのは過つてをります、吉備公の御任用につきても門閥人物學識功勞から云つて何等不當の點はありませぬ、僧侶は法外であるから道鏡は門閥にかゝらず御任用になつたのかも知れませぬが實のところ道鏡の門閥につきては後世大分疑問になつて居ります、其學問が俊秀であつたことは何人も知つて居ります、鑑真和尚の優遇から考へて見ても當時佛教崇拜で佛教の信仰で國家がよく治まると上下の人々が皆信じて居た時勢なることを察せねばなりません、今若し西洋の歴史を讀んで見て人々が、願ふてまでもローマ法王の足を嘗めたりするのを見て自ら人格を棄てたものだと云ひ、各國の帝王大臣等みな甘んじて内政外交にローマ法皇の干渉を受けたのは無能だからだと云つて仕舞へば、西洋の中世には英雄豪傑明君賢相は一人も無い事になります、夫では歴史の事實に合ひませぬ、宗教の信仰は全く別なものであると考へます。

さて又公の片相手なる藤原永手は廣嗣仲麿の一族でしかも従兄弟の關係のものであるに關はず天皇は却つて其父祖の功勞やら皇室との姻縁を思はれて優遇して居られます、しかも事實永手と百川とは獅子身中の虫の様なものであつたので、之を御氣付無つたか或は御氣付はあつても四方八方の關係上止むを得ず御任用になつたのか素より後世からは充分に分り兼ねますが信仰の上から道鏡を御任用になり又人物を見込んで吉備公を御任用になり一門多く權力少なからぬ永手と共に大臣の位を授けて政を行はしめられ、御年五十にもなられた婦人の身で天武天皇持統天皇の隆興せられたる皇威の敢て失墜なき様日夜御心を勞せられた天皇の御身の上を御察し申せばただ、恐縮の外はないので、この間の事情を能く知つて居る吉備公の御心勞も亦並々ならぬこと、察するのであります、後世學者の内には道鏡と和氣清麿とに關する事件をさへ或は藤原氏の惡辣手段なる者から糸が引いてあつた縁人形一坐の所作事の様なもので無つたか知らんと言ふものさへござります、和氣清麿が一旦配流の刑を申し渡された時の勅語の内に清麿と謀を共にした人のある事は君は好くしろしめせど慈悲を以て天下を治め給ふ大御心なれば寧ろ怒み給ひて云々とありまして同類のもの、罪は其まゝ許すと仰せられて居ります、如何に御高齡の女帝が朝臣の黨争若しくは黨争の形跡ある舉動につき穩當の御處置を施し給はんと御苦心の大きかつたのは實際後世からの推測以上であると思はれ乍ら私は考へるのであります、かゝる際でありますから東宮以來舊恩淺からぬ吉備公を特に御信用あり、公亦力を盡くし身を勞して府中宮中共に萬一の御過の無き様にと御配慮のあつたことは充分に推測が出来ることではありませぬか、さて又天皇の御行狀につきて彼是と申すことのうちには光仁天皇朝から平安朝になつた頃に藤原百川などの活動して居る時代には大分尾緒がつきて噂が大きくなつたであらうと考へらるゝのであります、孝謙天皇の御事蹟は皆平安朝に出來た歴史にあるのでござります、又百川は現に光仁天皇の皇后で孝謙天皇の御妹なる井上皇后をさへ好くない噂を作りてそれを口實に廢し奉り罪なき皇太子他戸親王さへ廢するだけの惡辣手段のある人物であつたのであります、然し乍ら斯様なことは善惡共に後世から仲々真相が知れるものとは思はれませぬ、現にその時代の歴史とても明ら様には筆にし

てはありますまいと考へます、少し許かし後世に残つて居る歴史の記事だけを讀んで彼是と云ふべき筋でなく強ひて云ふと却つて謹直温厚なる吉備公の徳に合はぬ事となるかも知れませぬ、だが然し乍ら我々の思ひ付いた事の二つ三つをちいさな聲でソツト玆で申して見まして後は尙天下後世の公論を待つと致したのであります。

天平神護二年十月公の從二位右大臣拜任ある一月前の九月に公の長子なる泉は從五位下に叙せられ近衛將監に任ぜられて居ります、全く父たる公の被蔭によること、見えます、五位は後世にも特に榮爵と稱する如くに六位に比べて餘程上りにくい位なること三位と四位との關係の如きものでござります、この時泉の年は二十四と察せられます、その翌年の天平神護三年は公の御年七十三で泉は二十五でござりませう、その年の二月に釋典と申す孔子を祭る儀式が大學寮で行はれて天皇の行幸があります、關係ある教職吏員學生までも各位を進められ或は新に賜はつて居ります、御承知の從五位下音博士袁晋卿も從五位上を授けられてあります、左右大臣たる藤原永手と公とは各近江國穀二千石を賜はるとあります、又この二月の月に公の子泉が大學の員外の助を授けられて居ります、さて釋典の禮も支那でも唐の世に定まり玄宗皇帝の時に完全になつたので、日本でも以前からその事はありましたが吉備公歸朝して色々盡力でその禮をチャント御定めになつたのであります、歴史には大學釋典其儀未定大臣依_レ稽_レ舊_レ典_レ器_レ物_レ初_レ備_レ禮_レ容_レ可_レ觀と明に書いてあります、其他學科教授法の改正並に孔子の尊像の事につきて御盡方ありたることは既に先刻申し上げた通りでござります、公の御子泉を特にこの月に大學員外の助に叙任あるのも公の勳功を思はれての事で天皇も學藝の進歩を御満足に思し召され公の御自身も御喜悅の事と存じます、この年の八月に

神護景雲と改元があります、その九月公は御私有の對馬島の墾田三町一段と陸田五町二段と雜穀二萬束とを献上しまして對馬島の儲蓄用として居られます、其十月には泉が從五位上になつて居られます、又何時のことか慥に分りませぬが多分この頃でありませう大藏省の雙倉と申す倉庫が焼けたのを公が私財を以て之を營造して献納して居られます、同じくこの頃と見えますが公は右大臣の顯職に居りて同時に故郷備中國下道郡の大領となられて居ります、大領とは今の郡長と同じものでありましてこの職はこの頃地方の門閥家の望んでなる職でござりまして、公にとりては錦衣郷里に歸ると云ふ故人の希望より以上の慶事でありませう、勿論奈良朝時代の事ですから官職ともに空名とか揚名とか云ふものでなく實際其事務を御覽になつた事と見まして、御承知のかの三善清行の意見封事にこの時のことをある事柄の例に引きまして右大臣吉備公が下道大領の職を兼ねて其中に邇摩郷と云ふ郷の戸口を調べたら租税を負擔し得る課丁が千九百餘人居つたと書いてあります、因に類集和名抄其他を參考して當時の下道郡の郷を大略調べて見ますと穗北、八田、邇摩、曾能、秦原、水内、釧路、近似、成羽、弟鬚、穴田、湯野、河邊、吳妹、田上の諸郷と外に下道郡治の所在地なる下道郷があつたのでこれは他に比して随分の大郡でござります、その中八田、邇摩、河邊、成羽などは中には郡の違ひもあれど今日までのこりてよく人に知られて居ります、其外にも字が違つたり何かしても皆其名がのこりて居ります、又穗北も穗井田莊となりてついでこの三谷村の近くに遺蹟があつたので下道郷は何處か今分りませぬが我々は下道氏墳墓の所在地たるこの三谷村東三成の一部であらうと信ずる次第であります、最も和名抄には小田郡實成郷と云ふのがありますから今日の西三成と東三成の一部が小田郡の實成郷であつたことは疑ひはござりませぬ、さて話を元のまま、續けますと公

はこの時御年七十三ながら尙御壯健で從二位右大臣中衛大將として公事に御盡力で御子泉は年二十五ではから働き盛りなので從五位上近衛將監大學員外助で前途榮達の望充分であります、泉には夫人もあつたでせう、其御子即ち公の御孫もあつたでせう、公は三位以上の公卿として朝廷から付けられた家司の役員もあつたでせう、素より舊來の門閥家であるから譜代恩顧の家臣も多かつたでせう、公の御夫人の方の附人から親戚から色々あつたでせう、又公の榮達と共に公の眷遇を受け或は受けんが爲め出入する公私の人物も少なくなかつたでせう、新撰姓氏録には吉備朝臣左京皇別と載せてあります、これ公卿たる公が受くべき當然の眷遇として都で第宅を賜はつて居た事の一證となるので定めて堂々たる御構へであつたであります、私有的財産田園も澤山あつて家道富饒なることは對馬の田を献じて大藏省の倉を私財で作ることを見ても察せられます、御郷里下道郡の大領として御下向もあつたでせう、親戚故舊知るも知らぬも或は下道の館に候し或は奈良の第に參上して其光榮を賀し其芳情を希ふたであります、下道郡に於ける傳領の財産新加の田莊も多々あつたでせう、御家に附屬する御先祖の廟即ち吉備氏の氏神としては今の吉備津神社へ御參拜もあつたでせう、特に下道氏の御祖廟も下道の御館近く美々しく作つてあつたでせう、當時の習慣として御一族代々の御墓を御館近くの岡の上に作つてあつたのを益々壯麗にせられたでせう、其先塋地が今日この三谷村の谷川内のあの小山であることは斷じて疑ひを入れませぬ、公の一族も親疎を合せますれば中々の數で何れも下道の館に伺候し祖廟先塋にも參拜せられたでせう、その光景は今と少々違つて居りませうが其山と河とは吾々諸君と共に現に見て居るこの山この河と大きな變りはありませんまいと考へます、朝服衣冠で盛裝した人がこの山の上や谷の中にも參つたと思へば吾々も何となく一千年の昔に公恩顧

一人であつた様に感ずるのであります、無論諸君のうちには左様な人を先祖に持ちて居る方が十人や二十人は居らるゝでござりませう、實に公は今や全盛の頂上に達して居られます。

そこで一寸この頃の歴史や記録を調べて見て下道と名乗つて居る人々の名を申し上げて見ますと和銅六年に下道臣首名の名が見えて居ります、さて御承知の通り眞備公の御家では父國勝と叔父國依とが下道朝臣と名乗らるゝことは現に骨藏器の銘にも見えて居りますがその後眞備公が吉備朝臣と御名乗りになることは先刻も御話致した通りでござります、この朝臣と云ふことゝ臣と云ふことは今日ならば公爵とか伯爵とか云ふ爵位の意味に當るので夫々區別があり又歴史的の變遷もあることで注意すべき事柄でござります、これは極初めの時にも一寸お話致しましたがこの朝臣と云ふのは孝徳天皇の大化新政以前には臣と云つたのであります、今日ならば公爵に當るのであります、その後文武天皇の時に爵位が改正になりました、大化以前に臣と云つた家のうちで特に由緒ある家柄丈に朝臣を賜はつたのであります、朝臣を頂戴せずには昔のまゝに臣と云つて居るのはツマリ自然と爵位が低くなつたわけでござりまして天武天皇以後奈良朝時代で朝臣が公爵ならばその次の宿禰や忌寸が侯爵や伯爵に當りまして、臣は自ら子爵男爵あたりに相當するのでござります、要するに朝臣姓の吉備公の御家が本家筋で昔のまゝの臣姓の家は遠い時からの分家筋か何かで現在とても一段低い家柄であります、最も公の全盛と共に一族親戚の人々で追々と官位を得たり爵を陞せて貰つた人も公の御蔭でだんゞ出來た事と見えます、下道臣色夫多と云ふ人が主殿助となり朝臣の姓を賜ふたと歴史に見えて居ります、尙備中風土記の殘篇には賀夜郡大領下道朝臣人主と云ふ朝臣姓の人の名があります、公の近い親族かとも思はれます、また其後になつても臣姓の方の遠い親類の家もあ

つたと見えて遣新羅使下道臣長人など云ふ名が歴史に見えて居ります、元來公の遠い御先祖たる吉備津彦命の子孫は色々と枝に枝が榮わて數家に分れて歴史上有名の方も出て居りますし、地理で申すならば大和や出雲や殊に遠くは駿河の國までも廣がつて居りますが公の故郷たる吉備諸國には下道家の外に上道家、笠家、窪屋家、蚊屋家、鴨家など云ふ御同族があつて播磨や吉備諸國の諸郡の大領などになり、都に上りては公の父國勝の様に衛府の役人となつて居るものもござります、其中で蚊屋家は香屋家又賀陽なども書きまして賀陽郡の大領や吉備津彦神社の祠官になる家であります、上道家も名家でありまして公の時代には上道家の人で都に出で、官に仕へた人がありまして先刻一寸申した橘奈良麿と藤原仲麿とが睨み合の時に奈良麿謀反すと密告した功により従五位下を賜はり臣姓から朝臣姓に陞せて貰つたりして居ります、昔から相當の家柄にある丈に奈良朝名物の黨争の中に引き込まれたものと見えます、備前國造と云ふ歴史的の尊稱を貰つたり、右衛士督となり又飛彈守となりなどして實務にもつさて色々事蹟を残したりして居ります、要するに公の一家及び公の親戚は必しも公の榮達を待たずとも門閥家たり相當官位の人物を出す家柄たることは慥かなる事でありませう、之は是非御記憶を願ひます、これは公の榮達が決して不相當の昇進でなきことの証明となり従つて一派の學者が公の性格を誤解して居る事の疑ひを解くに大切な参考事項となるのでござります、そこで一寸考へて見たいのは現に保光會で研究して居るかの瓦志の斷片に見えて居る左衛士府云々夫人下道云々の文字でござります、素より右申す通りで公の御家は吉備第一等の門閥で古くからの遠い近い御同族もあり、御分家もあることで一族子弟中々に澤山の數でありませう、公が俊才である如くに一族の子弟にも俊才が多くて官途に就きては公の引立てで衛士府や近衛府や大學寮や太宰府へ出

仕して榮進したるものもありませうし私事では昔からの重縁の關係などで嫁入り婿入りと色々枝に枝を交へて相共に榮わたこと、思はれます、且又公の全盛の時代となりて一層御分家が殖わたり又一族の方々の官位が進んだりしたこと、見えます、このことは引續き後程申します、又必しも官に就かずとも昔のままで田舎にありて相當の名家として世を送られた方も無論あつたでありませう、當時の税帳の残つて居るものには輕部郷戸主下道臣牛と云ふ名や美和郷戸主下道朝臣加禮比など云ふ名が見えて居ります、要するに都鄙朝野の間に公の親疎の一族が蔓延して居たので歴史記録に名を出さぬものも中々の多數であつて其家門甚だ盛な事であつたらうと思はれるのであります、さて又この頃總本家なる吉備の姓を名乗るものは眞備公及び御子の泉の外に如何なる人が居るか一寸調べて見ますと、眞備公が下道朝臣の姓を吉備朝臣の姓に改め賜はると殆んど同時で、二三年後れまして下道朝臣乙吉備眞事廣の三人が同じく吉備朝臣の姓を賜はつて居ります、この内乙吉備と云ふ人はその名が公の名の眞備即ち眞吉備と似て居る點から考へて極めて近親の間柄であることが分ります、眞事と廣の二人もそれから推して近親と分ることとござります、この眞事と云ふ人は後に従五位下鑄錢員外次官となつて居られます、それは公の全盛時代の初め頃のこととござります、次に餘程目立つことはこれまた公の全盛時代のことで、神護景雲三年と云ふ年に河内國の人岡田毗登稻城等四人に姓を吉備臣と賜ふとありて臣姓で新しい吉備氏が出来ることとござります、そこで尙参考の爲め御承知の新撰姓氏録と申すその時代の華族明鑑の様な本を調べて見ますと、吉備朝臣と下道朝臣とは都の内左京の貫別とありますし、吉備臣を右京の貫別と是にもチャント書き別けてあります。

さてまたこの吉備臣の家が昔しの吉備津彦命と如何様に縁の糸を引いて居るか又眞備公の御家と如何なる關係になつて居るかと云ふことは中々面倒な事でござりまして一寸簡單に分るわけには参りませぬ、公の御子の泉の名が和泉國の和泉と云ふ名と縁がありげに見えたり、公の御母たる楊貴氏が御承知の通り大和國に御墓があつたりするのは皆大に考へて見るべきことでござります、吉備公の御名の眞吉備と其御子泉の名とが國名に關係あるのは同じくこの時代の人なる坂上田村麿と其父刈田麿の名が陸奥國の郡名と關係があるのと似て居ります、是はこの時代の習慣があることでござります、さて又吉備公の御先祖を吉備津彦命と申すのは御名ではなくてたとへて申さば吉備朝臣とか吉備公尊閣下とか云ふ一種の尊稱でありまして歴史上吉備津彦命は御兄弟二人あつた事は多分御承知の事と存じますがその御兄弟には夫々に御本名がありまして之を概稱して吉備公尊閣下と云ふ意味の吉備津彦命と申し上げたのであります、然らばその御家の名の起りは何處にあるかと申しますると吉備國の吉備は寧ろ後から吉備家の領分と云ふ名で出来たもので元來御家の起りは大和にあるだらうと私は考へて居ります、吉備津彦命御兄弟の御父なる孝靈天皇の皇居は御承知の通り黒田蘆戸宮と申しまして大和の平野の内にあります、其南の方の山に近き所で有名な畝傍山の近傍に吉備村と云ふ昔からの地名が今日とても残つて居ります、これが多分吉備公の御家の名の出所であらうと考へられます、吉備津彦命の御遺蹟の地と考へられます、然るに左様なことはトント地理書などには見ませぬ、却つてこの吉備村に吉備眞備公の別荘の跡とその御墓だと云ふ五輪塔とがあつたさうでござります、誠に不思議千萬なお話でござります、是等は今取調中でござりますから後日別に何か題を改めてお話すること、致しませう、さて尙お話が續きます、同じ様な事ばかりを御退屈かも知れませぬ

ぬがこれは大事のお話で吉備公御榮達の事情にも關係が深い事でござりますから暫く御静かに御聞あらんことを希望致します、茲で一寸氣を換へて吉備公全盛の頂上の頃孝謙天皇御大病の時の有様が歴史に見えて居るのを抜き書きして御覽に入れます。

還平城、自_レ此積_二百餘日_一不_レ親視_レ事、群臣無_レ得_二謁見_一者_レ。典_レ藏_レ從_二三位_一吉備朝臣由利出_二入臥内_一傳_二可_レ奏事_一。

丸々の圈點を附けた所を御注意下さい、この吉備朝臣由利と云ふ人が如何なる人物であつたか夫が誠に公の御事蹟に深い關係のあること、おもはれるのでござります、先づ典藏と申しますと藏司と云ふ後宮の役所の官名でありましてその藏司の長官を尙藏と云ひ典藏は其次官であります、素より女官の名でありましてこの由利と云ふ人は御婦人と見えます、この御婦人は後に尙藏になつた様子にも見えます、それで大層に孝謙天皇の御信任を得たものと見えて斯様な重い御役に就いたのでござります、藏司の職は供御の外に賞賜を掌り神璽關契を掌るとありまして極めて御近しく御用を承つて又重い御用を承るので供御とは召し上りものや御服などの事で又神璽とは三種神器の一なる八坂瓊曲玉の事と存じますから御役柄の大切な事申すまでもありませぬ、從三位と云ふ大層な高い位を頂戴するのも尤の事でござります、先刻も御話申した通り眞備公なども多年の功勞を積みて漸く三位になられたのでござります、これを見てもこの由利と云ふ御夫人が如何に顯貴な御身分であるか、察せられます、平安朝の御話としてよく人の申しまするは藏人頭と申すのは菅原道眞公などもなられたことがあるので極めて御信任の厚き人がなるのでござりますがこの由利と云ふ方は御婦人ながら大略それと相當する役柄になられた事に當る様でござります、勿論御信

任の厚かつた事はこゝに書きましたる文面にも見えて居ります、その由利と云ふ方が眞備公と如何様の關係であつたかと申しますると夫は慥には分りませぬ、詳しいことも知れませぬ、たゞ歴史の文面をたどつて見ますると何うも眞備公と何か深い關係のある方の様に思はれるのでござります、そのお話をザット致して見ますると眞備公が遣唐副使の功勞で正四位下を授かり夫から十年以上かゝつて從三位となられまして追々全盛時代にならうと云ふ頃にこの由利と云ふ方の名が歴史に見えまして初めに從五位下を授くとありましてやがて命婦正四位下吉備朝臣由利を正四位上に叙し無位吉備朝臣牧雄女を從五位上に叙すとあります、それから數年間に御承知の通り眞備公は從三位から正三位從二位と御昇進になり公の御子泉は從五位下から從五位上となるのでござりますが、その間足掛け三年と云ふ極々僅かの間にこの由利といふ御婦人の位は見る見る中に昇進致しまして木の下に落ち散りたる椎の實の四位から人が上りかねて居る松の位の高い三位に造作もなく昇るのでござります、そこでこの由利夫人の姓なる吉備朝臣は眞備公の姓と同じでその御榮進の事蹟が關係がありげで相共に孝謙天皇の御信任を得て居られる次第は歴史に明文のある通りでござります、故に或は説を立て、この由利夫人は即ち眞備公の御夫人で泉の御母でなからうか牧雄女と云ふのはその御娘で吉備公の令嬢で泉の御姉に當るのでなからうかなど云ふ考が出て參るのでござります、何とも極めては申し兼ねますが試に御參考までに御話を致して見たのでござります、尙何か御氣付のことがござりましたらば御教示を願ひます、何れにしても眞備公が孝謙天皇の御信任を得られて其後益御榮進のありたるは前申し上げた青宮舊恩と云ふこと、この由利夫人のこと等を充分に考へて知るべき事だらうと考へるのであります、云はずともこの事でもござりますが道鏡に媚びたからだらうなど、いふのは畢竟

己を以て人を何とかすると云ふ餘り人格の高くない者の言ふことでありませう。

さてズット元の御話の續きにかへりまして申しますると神護景雲二年二月には太宰府管内の怡土城の工事が落成致します、公が事を始められてから十三年目に大功成就するので是亦國家の爲め公御自身のため慶事でござります、其年の十月に勅あり公に太宰府の綿貳萬屯を賜はり新羅の交關物即ち貿易品を買はしむとあります、珍らしき物も色々あつたでござりませう、五十韻圖のことも考へ合はさるゝ次第でござります且つこの十月に由利夫人が正四位下から從三位に陞叙せらるゝとあります、其翌年の神護景雲三年は公の御年七十五でござります、其二月に天皇左大臣藤原永手の第に行幸になり從一位を授けられました續いて公の第に行幸になり正二位を授けられます、泉はこの時に正五位下を授けられるのでござります、五月には左右大臣共に稻十萬束を賜ると續日本紀に書いてあります、公が盛なる儀式を供へて御迎へ申した事は申すまでもありますまい、その六月には泉を右衛士督に任ぜられます、大學員外助元の如しでツマリ公が官仕の初めにつかれた縁で泉を同じ様な職に任ぜられたので皆公を御優遇ある天皇の御思召と察せられます、由利夫人はこの時從三位で典藏であつたのでありませう、其翌年七月に泉は更に從四位下大學頭となります、實に公の功勞は充分に報いられて富貴壽福共に得られましたして餘慶一門に溢るゝ光景でござります、其年公は左大臣藤原永手等と相談しまして伊豫國より奉りたる白鹿と太宰府より奉りたる白雀は國家隆盛の瑞祥でありますからその献上に關係ある人々の賞典を如何にすべきかとの勅問に答へまして、併せて又天皇の聖徳により瑞祥を得たることの賀表を左右大臣以下十一人の連名で奏上して居ります、瑞祥とは支那の歴史には古くから見ゆることで公等も何れ支那の例を取調べて勅答したのでありませう、公は

全盛の最絶頂でこの御日出度事の爲め大に其學識を振られたのであります、その六月に天皇は御病が重くなりまして勅により左大臣永手が兼ねて近衛外衛左右兵衛の軍事を知りて萬一に備へるのであります、この時吉備朝臣由利を御信任の有様は先刻申した通りでござります、八月になつて天皇は寶算五十三で御崩御になります、これにて公の全盛は最絶頂上に達したのであります、以後のことは尙引續いて申し上げませんが、茲で暫く忘れて居た菅原道真公の官歴と公の官歴とを比較致しますると、道真公は御年五十臺で正三位右大臣となりやがて太宰權帥に左遷せらるゝので、公は御年七十以上で正二位右大臣の職に居り皇位繼承の事に關して辭職することゝなるのであります、別にどちらを運不運と申すことは出来ませぬが年齢の割合では公が遅れて居ります、而して愈兩公の相似たる運命なる藤原氏と衝突の御話は引續いて致しませう。

七、公の勇退

神護景雲四年（寶龜元年）八月孝謙（稱徳）天皇の御崩御は國家の大變で又吉備公一身上の大事でござります、この時の事を少し面倒でもよく歴史を見合して調べて見ますと先づ續日本記には次の様に書いてあります。

八月癸巳天皇崩于西宮寢殿春秋五十三左大臣從一位藤原朝臣永手右大臣正二位吉備朝臣眞備參議兵部卿從三位藤原朝臣宿奈磨參議民部卿從三位藤原朝臣繩磨參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣近衛大將從三位藤原朝臣藏下磨等定策禁中立光仁天皇（白壁王）爲皇太子左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣曰云々。

これは皆後日程よく体裁を繕ふたのであつて實際少々面倒な事があつたのはよく分つて居ります、さすがの續日本紀も藤原氏のため少々曲筆したのでありませう、日本記略と云ふ歴史を讀みますと遠慮なく事の真相が記してあります、夫を讀み上げませう。

三月十五日天皇聖体不豫不視朝百餘日云々醫藥無驗或尼一人出來云々藤原百川竊逐却皇帝遂八月四日崩天皇平生未立皇太子至是右大臣眞備等論曰御史大夫從二位文屋淨三眞人是長親王之子也立爲皇太子百川與左大臣（永手）内大臣（藤原良繼）論云淨三眞人有子十三人如後世何眞備等都不聽之冊淨三眞人爲皇太子淨三確辭仍更冊其弟參議從三位文屋大市眞人爲皇太子亦辭之百川全永手良繼定策僞作宣命語宣命使立庭令宣制右大臣眞備卷舌無如何百川即命諸仗冊白壁王（光仁天皇）爲皇太子十月壬子即位於大極殿右大臣眞備歎云長生之弊還遭此耻上致仕表隱居。

是にて大分當時の事情が分ります、序に今一つ水鏡の文を讀んで見ませう。

四年八月四日稱徳天皇失せさせおはしましにしかば位をつぎ給ふべき人もましまさねば大臣以下各この事を定め給ひしに天武天皇の御子に是長親王と申し、人の子に大納言文屋淨三と申す人を位に即け奉らんと申す人々ありき又白壁王とてこの帝（光仁天皇）のおはしましを即け奉るべしと申す人々ありしかども尙淨三をと申す人のみ強くて既に即き給ふべきにてありしに此淨三が身其器に合はずとあながちに申し給ひしかば其弟の宰相大市と申し、を左らばつけ申さむと申すに大市うけひき給ひしかば既に宣命を讀むべきになりて百川永手良繼此人々心を一ツにし目をくばらせてひそかに白壁王を太子と定め申す

よしの宣命を作りて宣命使をかたらひて大市の宣命をば捲きかくしてこの宣命を讀むべきよしを言ひしかば宣命使俄かにたちて讀むを聞くに事俄かにあるによりて諸臣だちはからずも白壁王は諸王の中にて年長け給へり又先帝に功あるゆゑに太子と定め奉るといふ由を讀むを聽きて此大市を立てんといひつる人々あさましく思ひて兎角言ふべきかたも無くてありし程に百川やがて衛兵を催して白壁を迎へ奉りて帝と定め奉りき云々。

右にて事情は明白でありまして何とも云ひ様がありませんね、尙念の爲め續日本紀の文を調べて見ますると只今申した通り朝廷の重なる人々は藤原氏でありまして右續記に記載の人名以外に内大臣良繼右大辨百川など申す殊に悪辣手段の上手な連中が控へて居ります、藤原氏ならぬ者は吉備公の外には石上宅嗣などが居りまして物部氏の流で名門でありますがその人は以前に吉備公が仲麿のため太宰大貳を止められました時に左伯毛人の副となつて太宰少貳となつて行つた人であります、左様かと思ふと其後藤原良繼(前名宿奈麿)左伯今毛人大伴家持等と密謀して仲麿排斥を企てたりして居ります、奈良朝時代の名物とも申すべき朝臣の黨争の關係は色々混雜して其真相は容易に判りませぬが要するにこの人は權勢ある藤原氏に付きても孤立せる吉備公に附く人とは見ませぬ、情理の如何など云ふことは今も昔も黨争に眼の眩らんだ連中に見ゆるものではありません、夫がこの頃特に烈しかつたことは色々前後の事情のお話から容易く御推察あることゝ考へます、尙以上の連名中に見えて居らぬ人々で其當時の大官の人々を申して見ますると白壁王(即ち後日の光仁天皇)がこの時は大納言で道鏡の弟なる弓削淨人と大中臣清麿とも大納言でござります、白壁王は即ち藤原氏の推立せんとするお方で大中臣清麿はその名から察せらるゝ如く藤原氏と大昔か

ら親族的關係のある家柄であります、吉備公の推戴せんと致したる文屋淨三は致仕大納言で今日ならば退職大臣で特に前官の禮遇を給ふと云ふ資格であります、その弟の文室大市は現任の參議でその同僚が前記の藤原宿奈麿(良嗣)石上宅嗣など八人許り居るのでござります、尤も頻りに異動がある趣きで御承知の遣唐大使の藤原清河なども名前だけ參議に列して居ります、而して八人の參議の中何時も過半数が藤原氏で五六人居ります、參議と並んで非參議と云ふ官がありました勢力は落ちますが夫も此時に三人ある内二人まで藤原氏でありまして其一人の藤原藏下麿は今度の權謀の本家本元たる百川の弟で近衛大將として兵權を握つて居たのであります、藤原廣嗣と云ひ仲麿と云ひ一度ならず二度ならず公に加へられた打撃は今回の第三撃でもはや脱し難い狀況となつて居たので、藤原氏の方では謀りに謀つた結果でありませう、孝謙天皇は實算五十三とは申せ女性としては御高齡でとは申されませぬ、御病氣につきて百川は如何なる惡辣手段があつたかも知れませぬ、文屋の淨三が固辭して天位につかれぬも事情あることで後日光仁天皇の皇后にて孝謙天皇の御妹に當らせらるゝ井上皇后並に御子他戸親王も百川の手段で苦しめられて廢せられて庶人となり幽閉せられて御他界になると云ふ暴虐な取あつかひを受けます、平安朝の記録にさへ百川のことを數出_二奇計_一廢_二他戸親王_一と明白に書いてあります、又後世歴史家のうちには今度の皇位繼承の際の事情を判斷して斯様に申して居ります。

至_二繼嗣之議_一公等所_レ執天武之胤欲_三以接_二聖武孝謙_一固爲_二通論_一永手百川則天智之胤欲_三以立_二近江統_一蓋武智麿兄弟四人皆沒_二干疫_一繼而廣嗣押勝反伏_レ誅藤氏之名望去矣於_レ是欲_レ有所_レ擁立_一以自固_二近江朝廷_一藤氏所_レ奉故排_二衆議_一而立_レ之公等意不_レ及_レ此事又出_二忽卒_一故深以漸愧自効而去公列_二相位_一掌_二兵權_一而

方_ニ謀違事差_ニ不_ニ敢妄動_ニ責_レ躬引_レ咎毫無_ニ怨懟鬱拂之意_一雖_ニ新帝優詔悃至_一斷乎不_レ回其風節又如_レ此誰謂_ニ保_レ位持_レ祿_ニ而諛_ニ諂_ニ二凶_一耶(重野博士說)

全くこの通りでござりましてこの時の事はツマリ藤原氏が自家の權力を固くせんための權謀でありましたので公は公平無私に國家皇室のためと考へて居たので藤原氏が宣命を僞作してまで勝手なことをするとは御自分が正直な丈に考へて居なかつたのだ、夫丈ウマ〜と青二才の百川にやられたと云ふ様な工合でござります、そこで公は大臣でもあり兵權の一部も掌握して居られ、配下にも相當に人物も居たのでせうからよしや藤原氏丈の惡辣手段を弄せぬまでも百川等の遺詔僞作の罪を責めるとなると如何なる騷動が起つたかも知れませぬが公は左様な事をせず素より新帝たる光仁天皇は孝謙天皇の御妹の宮の御配偶で他戸親王と申す王子もあるし、前申す通り大納言として政治上の經歷もあるし、その御人物は公も平素承知の事と見えますから大きく考へて日本國のため皇室のため非常の惡結果と云ふこともないと御見定めであつたのでせう、其點に對し何等云ふところなく怒るところなく唯然し乍ら御自分としては如何にも大臣宰相としての徳に缺ぐるところあり、先帝孝謙天皇に對して相濟まぬと考へられたのでありませう自分自身に責任を重んじて辭表を差し出して居られます、是等また菅原道真公と比較すべき點でありませう、公の人物を見るべき點でありませう、同じ様な事が重なりますが念の爲め其辭表を讀んで見ませう、その文章は續日本紀のこの年の九月の條に出て居るのでござります。

側聞力不_レ任而強者則廢心不_レ逮而極者必悞、眞備自觀、信足爲_レ驗、去天平寶字八年、眞備生年數滿七十、其年正月進_ニ致事表於太宰府_一訖、未_レ奏之間、即有_ニ官符_一補_ニ造東大寺長官_一、因_レ此入京、以_レ病

歸_レ家、息_ニ仕進之心_一、忽有_ニ兵動_一、急召入内、參_ニ謀軍務_一、事畢校_レ功、因_ニ此微勞_一、累登_ニ貴職_一、不_レ聽_ニ辭讓_一、已過_ニ數年_一、即今老病纏_レ身、療治難_レ捐天官劇務、不_レ可_ニ暫空_一、何可_レ抱疾殘體、久辱端揆、兼_ニ帶數職_一、關_ニ佐万機_一、自顧_ニ微躬_一、視顏已甚、慚_レ天愧_レ地無_レ所容_レ身、伏乞致_レ事、以_レ避_ニ賢路_一、上希_ニ聖朝養老之徳_一、下遂_ニ庸愚知足之心_一、特望_ニ殊恩_一、祈_ニ於矜濟_一、不_レ任_ニ懇懇之至_一謹詣_ニ春宮路左_一、奉啓陳乞以聞。

これは九月の上啓でござります、十月に光仁天皇が御即位になつて詔報として御返事を下されます、その御主意は功臣優遇からでツマリ中衛大將を止めて右大臣は元のまゝ、にとの事でござります、序に夫も讀み上げて見ますると、

昨省_ニ來表_一、即知_ニ告歸_一、聖恩未_レ周、懸專何早、悲驚交結、卒無_ニ答言_一、通夜思勞、坐而達旦、不_レ依_レ所_レ請、似_レ進_ニ謙光_一、欲_レ遂_ニ來情_一、彌思_ニ賢佐_一、宣_ニ解_ニ中衛_一、猶帶_ニ大臣_一、坐_レ塾之間、勿_レ空_ニ朝右_一、時涼想和適、世指不_ニ多及_一。

右の通りでござります。

然るに公は一旦決心して辭職を願ひ出たることでありますから、尙累りに上表して御役御免を願ひまして翌二年三月遂に允さるとありて全く免官となりました、其後には藤原氏の權力が皇位を動かしやがては皇后太子を廢するまでの時勢となるのですから公に對する迫害も少しはあつたでありませう、さて公卿補任に公は在官六年としるし吉備大臣と號すとあつて、參議三年中納言三ヶ月大納言八ヶ月右大臣六年が公卿としての公の在官十年でありまして即ち公の全盛時代でありましたのであります、前にも申した通り公は

公卿としては家司を給されて居り籍は奈良の左京の皇別と定まつて居り、殊に御子泉は其後も在官のことでありますから御本第は矢張り奈良の都にあつたでせう、又一方下道郡大領でありますことは前に申した通りで大領は地方門閥家が世襲して勤める風でありますから公は光仁天皇からの御優遇並に當時の慣例によりて公卿としての名譽は退職後といへども持ちて居て尙且つ下道郡大領として靜かに殘年を送らせたのであらうとこれは後世から推測をするのであります、しかしその事も長くはなくて四五年の後なる寶龜六年冬十月壬戌(二日)に公は薨去になります、御年八十一であります、續日本紀の流布本や公卿補任の一本には公の年齢が間違つて居ります、今申した年齢は公の辭表に天平寶字八年に年七十とある文から推して考へたのであります。

さて斯様な次第で日本國史上尤も立派なる時代で、花も實もある奈良朝で其花となり實ともなりて時代を飾られた吉備公は御薨去になりました、其官位を申しますと致仕右大臣兼備中下道大領正二位であります、其一生の御履歴を考へ合せて明治の今日流に申して見ますと内閣副總理大臣兼近衛師團長兼岡山縣小田郡長元帥陸軍大將法學博士文學博士理學博士工學博士正二位勳二等公爵と云はるべき筈であつたのでござります、この國家社會の元勳が一位を頂戴して居ないのは我々と共に恐らく世上一般の人々の公に對して深く御同情申し上げて、今少し孝謙天皇が御長命ならばと云ふところであらうと考へるのでござります、さて續日本紀の公薨去の條には遣使弔賻之とありまして勅使を其第に遣はされて弔問の上で祭料若干を賜はつたのであります、尤も是は高位高官の者一般に賜はる禮遇でござります、そこで公を何處へ葬つたかと云ふことが大問題でござりますが、素より奈良の都の近くでは決してありませぬ、それは御

承知の大寶令の規定に凡皇都及道路側近並不得埋葬云々とあるのを見ても分ります、又この頃は皆火葬でござりまして名門舊族皆夫々に先祖代々一族共葬の風でチャント墳墓を一定した丘陵に作つて居たのであります、全く明治の今日の風と好く似て居ります、吉備公と同時代の人で同じく名門でこの頃になられた石川朝臣年足と云ふ人のことを一寸御参考に申し上げますと、この方が薨去の時には奈良の都から大官と攝津國の長官と二人で弔問の勅使となつて居られます、且つ後世徳川時代にその御墓がこはれて矢張墓志がออกมาして夫に京の宅で薨じたのであるが禮によりて攝津國島上郡酒垂山の上に葬つたと書いてありました、その墓志の文は古京遺文と云ふ本に載つて居りますから何かの時に御參考下さい、吉備公の方には勅使の名前も分らず墓志も出て居らぬので事明白と明り兼ねます、然し乍らこの三谷村大字東三成字谷川内のあの小山の一部が下道氏即ち吉備氏即ち公御一家の墓地であることは慥でござりますから吉備公が葬つてあるか否かは殘念ながら確證があるとは申されぬと致しましたも、石川朝臣年足の葬禮と考へ合せてこの三谷村の先塋地へ歸葬されたのであらうと推察するのが至當であらうと考へるのでござります、最も世間では好く此時代の墓の製法を知らないで太古の埴輪や曲玉などの出る一人一人の爲め大きな盛土の塚を作つた時代のその塚を吉備公の塚だと云つたり、或はまた却つて後世の五輪塔や寶篋印塔など云ふ石塔を吉備大臣の墓など申して居りますが何れも當りませぬ、墓域研究は實に今度の本會の大事業でありまして一通り手を盡して研究はして見たのであります、何分短時日の事業でありまして、且つ私は外へも廻はつて見たい所もありまして何日まで滞在も出来ませぬ一先づ引上げることになりましたので、御承知の通り先塋地の域内と明らかに認めらるゝ部分で未調査のまゝ遺して置いた所もありますし

夫に御覽の通りあの山の上は今までに随分切り開いたり崩した部分もありますから今日までの長い間には色々発掘品があつたかも知れませぬ、よしやあつても多くの人に知れず何處かへ持つて行かれて仕舞つたかも知れませぬ、現に本會で研究中なるあの煉瓦様の墓志の斷片や吉備公唐臼と俗稱のある石の函などこそ幸に其後再び諸方面から追々と出て參つたもの、銅製の骨藏器とか金銀鍍金の器具の様なものはよしや發掘してもどんな風になつて仕舞つたか随分惜しむべき程のものは却つて散亂して行方知れずなつたであります、あの祖母夫人の骨藏器は夫にしても能く保存せられたものであります、その外今回新に發見した壺入の火葬の人骨二組それと同じ形の壺の色々と夫に今申した煉瓦石様の墓志などを考へ合せましてあの先塋地に多數の人の墓があつたことは慥であります、天然の小高い丘の上にある工合など能く奈良朝時代の貴族の墓地の制に合うて居ります、種々の點から考へ合せて今日あの谷川内にある地が下道氏即ち吉備氏の先塋地たること確實で、公の遺骨も火葬の上であの所に葬られたであらうと云ふのが先づ今日の所最も眞實らしい學說であると言はれるのでござります、これ等は尙別に題を設けてくはしく御話すること、致しませう、尤も何度も申し上げます通り一方菅原道眞公の如き學識功勞公と似て居られる方早くから神と祭られて今日では都鄙至る所に村あれば必ず天神廟ありと云ふ有様なるに引きかへ、公の御宮と云ふものはこの三谷村の吉備大臣宮の一小祠丈で、山城には御靈宮か何かに合祀してあるとの話ではござりますが實に菅原道眞とは餘りの相違でござります、されば何の代何の所を問はず苟も公を祭りて公の宮と稱し公の墓と稱して崇敬して居りますればこれ實に吾々の希望の早く先づ出來て居るしでござりますから、それが合祀であらうが招魂の碑であらうが充分の同情を以て其墳墓と稱し祠廟と稱するもの、保存なり顯揚なりに助力すべきこと、考へます、尙引續きて公の後日譚を申し上げまして愈やまどりの尾の長々しかつた公の御傳紀を一先づ終ること、致しませう。

八、公の身後

さて先刻も申し上げました通り公は孝謙天皇御崩御の年に辭表を出し翌年愈光仁天皇より辭表を聽届けられてをります、この時公の御年七十七でありましてそれから數年を経て寶龜五年正月に尙藏從三位たる吉備朝臣由利夫人が薨去になります、この由利夫人が果して公の夫人であつて泉の御母であつたとすれば泉の年齢から推測して且又孝謙天皇に御宮仕へをした時の事などを考へ合はしますると恐れながら天皇と同じ年輩位に思はれるのであります、従つて其薨去の時の御年は五十以上ながら未だ六十とまでは參らぬ婦人としては寧ろ高齢では云へぬかの年であつたらしく考へられますが、御信任を賜はつた孝謙天皇の御崩去以來引續いての世の移り變りは如何にも強くこの御婦人の感慨を動かしたものと考へられます、温厚なる良人に先ち二人の愛兒を遺してこの世を去られたのであります、典藏たる次官より尙藏たる長官に進み三位の高位に上られたのが一族子弟のせめてもの思ひやりとする事であつたであります、かくて又吉備公其人も公事に私事に色々の故障に出逢はれ殊に積年の御勤勞に加ふるに隨分の御高齢でありまして由利夫人に後るゝこと僅に一年で、然し乍ら致仕右大臣正二位と云ふ高官の名譽を保たれて寶龜六年十月二日に八十一歳の天壽を全ふして薨去になつたのであります、凡そ日本史上皇室のため御國の爲め文武の功勞を積んだ男子は素より數ふるに違なく宮中に奉仕して忠勤を勵んだ婦人の數も少くはありませぬが高

位高官に居つて夫妻相並びて忠勤を全ふし文武の偉業を成し遂げた人は二千有五百年の我國史の紀年は短くありませぬがその間果して何人ありませうか、吉備公よりも少し以前の時代にはは歴史上にも極めて有名な人でござりますが橘三千代と云ふ婦人がありました、藤原不比等の繼室となりまして即ち其夫人たると共に持統天皇元明天皇元正天皇の三女帝に宮仕へをして命婦となります、類稀れなる敏才の人でありまして夫妻共に官位急進致しまして夫の不比等は大臣となり三千代夫人は宮中第一の權者となりました、後には三位になられます、其前妻の女子三千代夫人の女子共に後宮に入りまして臣下の女でありながら初めて皇后の位に具はります史上有名なる文武天皇の夫人なる宮子媛と、聖武天皇の皇后なる光明子が即ちそれであり、孝謙天皇は光明皇后の所生であります、又三千代夫人の前夫の子は王族ながら臣列につき橘諸兄と名乗られ不比等の子武智麿房前、宇合麿等は各家を興して藤原氏の四家と稱し大臣參議となりて相共に榮えます、而してその榮を競ふの極橘氏と藤原氏、或は藤原氏と他氏或は又藤原四家同志でさへ色々ともつれ合ひが出来まして奈良朝名物と後世史家に云はるゝ黨争が御承知の通り廣嗣事件仲麿事件橘奈良麿事件和氣清麿事件と續いて、百川の活動事件など随分と烈しかつたのも大凡この邊の關係からであらうと是亦後世史家が申して居ります、夫は兎も角もとして藤原氏は不比等三千代の夫妻相並びて公私の間に力を盡した結果として花は咲き匂ひ根さしも堅くなりて其家運長久の基となつて居ります、吉備公の事は或は幾分それと似た點もあるかの様でござりますが其身後のお話はとても比較は出来ませぬ、御承知の通り公の子孫は後世に榮えて居りませぬとは申せ公薨去當時の頃の有様だけで申して見ますると既に一應は申し述べた様な次第で一族子弟夫々相當に榮えましたので、藤原氏ならざる他の諸氏に比しては必しも御不幸とも申されませぬ、光仁天皇皇位繼承の際に公が長生の弊却つてこの辱を受くと慷慨せられて辭表を差出されたのは全く藤原氏の權謀に激せられたのでありますが、然し乍ら公御自身に飄然として悟る所あつた趣は既に先刻も申し述べた通りでござりまして多年の間世の風波を凌がれ學問見識も充分に備へて居られた丈に其精神上の苦痛も必しも他から思ふほど甚しく感ぜられず、或は感ぜられても之に堪へる丈の餘裕を持ちて居られたのでありませう、少なくともこの點に於て公は菅原道真に比べて比較的幸福であつたと云はねばなりませぬ、時勢も宜しかつたのであるが公の人物が特に宜しかつたのがその主なる理由であらうと考へられるのでござります、其話をザツト申して見ますると、道真公は御自身左遷せられたのみでなくその一族子弟年少のものまで配流の身となられ甚しきはその學問上の關係に止まる門人子弟まで流刑にせられんとして夫だけはヤツト中止された位で、御自身の配所に於ける憂愁の有様は云ふに忍びぬ位甚しかつたことは御承知の通りであります、夫がため僅か二年の後に御年も五十なにがしと云ひ乍ら寧ろ御挫折の有様で薨去になられ、又その事のあつた爲め或は雷となり靈となりて怨を報ひに來たので無いかとの藤原時平黨の恐怖から官位を追贈されて正一位太政大臣を贈られ天滿天神と祭られましたのであります、吉備公と藤原氏とは夫ほど深く怨を構へたとも見ませぬ、公は光仁天皇からも優詔を賜はつて居りますし、其薨去の後にも桓武天皇は公の子泉の事に關して公の功勞を御賞美なされて居ります、其勅語の一節には

其勅語の一節には

故右大臣往學盈歸、播風弘道、遂登端揆、式翼皇猷。

と云ふ實に公の名譽この上なき文字が見えて居ります、その泉は公の薨去後二年目に大學頭から造東大寺

長官となつて居られます、又公が推戴して孝謙天皇の御世嗣にと願ふた文屋淨三並其弟大市など何れも皆立派な人物でござりまして、温良の君子人でござりまして淨三は早く薨去せられますが其御子孫には文室綿麿など云ふ大功の人が出て居ります、大市は光仁天皇の朝に仕へて從二位大納言兼治部卿とまで進んで居られます、すべてのことは圓満に行つて居ります、これ一つには大統をつがれた光仁天皇及び桓武天皇の御聖徳にも頼ることでありませう、要するに公の居られた時勢が洵に宜しかつたので同僚にも温良のものも少なく皇室にも事實賢明の方が多かつたので夫に公は寛弘優容の性質であつて充分に其學修された唐國傳來の學術と天資の政治的技倆を振られたのでありまして、要するに其晩年も不運と云へば不運であるが素より道眞公と比較するに足りませぬ、しかし尙だんくと後世の事まで考へて参りますると公も矢張り不運の人となるのでござります、さて公の子泉と云ふは父たる公の庇蔭で官途大に進んだこと前にも申しましたが公薨去の後には多少は藤原氏の壓迫もあつたでせうが素より人望も幾分落ちたのでありませう、兎角彼是と事が起りましたして任官の途にも數度躓いて居られます、桓武天皇や平城天皇から特別の聖恩を下されまして伊豫守南海道觀察使武藏守刑部卿參議正四位上などまでなられますが三位にはなりません、御年七十二の長壽で薨去になります、其後の事は明かでありませぬ、公の子孫は泉限りで終に顯榮になるものが無くて終りました、但し今も申し上げる通り泉は桓武天皇や平城天皇が父の舊功に免じて大分御引立になり素より家を平安京の新京に移した事と見えますからその後嵯峨天皇の時に出來ましたる新撰姓氏錄に吉備朝臣は左京の皇別とありまして奈良朝以來の門閥家として社會の優遇はあつたのでありませう、ただ大きに名を顯はす程のものがなくなつたのでありませう、尤も五位で吉備朝臣下道朝臣と云ふ人はこの

後にもぼつぼつ見えて居ります、之に反して菅原道眞公の方は生前に於て晩年の御不幸は素よりのこと折角その技倆を朝政に施す餘地と時期とも乏しかつたのは時勢とは申せ御氣の毒であります、其代り薨去の後には御自分は神と祭られ御子孫も都に召し還されて特に學問に上達した方々が多くて高位高官を得た人もありまして、現に明治の今日まで御家がつゞきましてその流れは數家に分れて華族になつて居られますし其外にも道眞公の流れを引いて居ると申す武家華族もあるのでござります、又道眞公を祭れる祠廟は全國至る所にあります、現に明治の今日まで御家がつゞきましてその流れは數家に分れて華族になつて居られます、道眞公の方は遙かに吉備公に勝つて居ります。

さて天滿天神のことにつきまして御参考までに尙少々申し上げて見ますと、平安京北野に天神を祀らるるのは道眞以前から行はれて居た風俗であつたのを後に之を道眞公を祭ることにするのでこれは歴史にもあり後世學者も云つて居る通りでござります、夫については道眞公の勳功に對する表彰とその不幸に對する慰安との意味があつた事も御承知の事と存じます、其後時勢は平安朝時代の末の事として制度規律は亂る一方で歴史上に有名な事柄たる莊園が流行することゝなりました、莊園と申しますと土地田畑家屋敷などの領分や財産の事でありまして、中にも寺と社とは諸方から莊園を澤山寄進するものですから大に勢力を得て愈益諸國で莊園を得ることゝなります、天神廟が全國に廣ります原因の一つは慥にこの莊園のことと關係があるのでござりましてツマリ北野なり太宰府なりの天神廟の附屬の莊園には皆天神を祭らるゝのですから枝に枝が伸びて愈益全國に廣がつたことゝ見えます、素より中には後世になつて公を尊崇の餘り新に立てた天神の祠廟も少なくはなかつたでもありませう、又今一つ道眞公が文學の神として仰がるゝこ

とを申して見ますると公の學識の高かつた事は無論でござりますがこれ又其後時勢の變化と共に都で官職に就く家々が世襲となつて仕舞ひまして攝政關白は藤原氏大將軍は源氏と云ふ風でござりまして、その他諸道専門の家と申しまして音楽の道は何家鞠の道は何家歌の道は何家曆の道は何家と一定して仕舞ひまして、その時に道真公の子孫の御家は文學の道の専門の家と定りまして其後一千餘年の明治の今日まで文學といへば菅原家の流れの人々の司どる所となつたので、是がまた日本國民をして文學の神として道真公を仰がしむる原因の一部分であらうと考へられます、道真公の爲めには結構な事でござります、勿論其他の原因も色々あつて今日我々も其徳を仰いで居るのでござります。

道真公と色々の點に於て似て居る眞備公はその身後の光榮は時勢の關係から道真公に及びませぬ、尤も生前の功業でも矢張時勢の關係があつて文學上なり政治上なりで國家國民に及ぼした兩公の功績を比較をするとも其價値を定めることは容易でありませぬ、たとへば遣唐使のことを例に引いて見ても吉備公は御年六十近くで藤原仲麿に忌まれて居る身であつても、大伴古麿と相並びて藤原清河の副使として入唐して色々御功績を立てられました、これ奈良朝と云ふ時代が盛んに制度や宗教や文學やにつきて唐から學ぶ必要があつたからであります、道真公は御年四十七の時御自分遣唐正使に任命されて入唐の事に一旦定まつて居たのを御自分献議して止めにして居ります、又夫から日本で遣唐使と云ふことを全く廢止して仕舞ふのであります、尤もこの時代は唐も末の世で内亂つゞきでありまして、又日本では何日まで唐風模倣でもあるまいと制度文學その他文明の事物がみな追々國風即ち日本風になりかけて居る時代でありまして、左様でござりますから後世學者も道真公の遣唐使中止を時勢に適した機宜の策だと申して居ります、要するに

この兩公に對して世俗の見解は別としても學者大家の間にも容易に輕重を定め兼ねるでありませう。然し乍ら道真公の功績に對する稱讚と不幸に對する慰安とは兎にも角にも前申す通りの次第で子孫の榮譽と全國民の崇敬とで十二分に報いられて居る事でござります、然るに眞備公の方は如何と見ますると藤原氏との關係が比較的圓滿で時代の制度と思想とが比較的健全であつた爲め却つて神として祭らるゝことが無くて過ぎました、又不幸にして其子孫が顯はれなかつたこれが先づ第一第二の身後の不運であります、其次に武家時代になりまして學者の一部から其事蹟を誤解せられ排斥せられて其性格の些々たる缺點は十二分にも十五分にも扶ぐり出されて悪く曝し物の様にしられて仕舞つて、性格の他の大なる優良なる點はたゞ明治聖代の史家の一部に認められて居る外まだ大部分の人々に誤解されて居ります、而して子孫の顯はるゝものなく末流と稱するものゝなきは詮なきことゝしても僅かに二ヶ所三ヶ所の外全國何處にも祭られて居るとは聞き及びませぬ、實に御不運の上なきことで道真公と比較して見まして我々御同様一層その感を深くするのであります涙の落つるを覺ぬ次第でござります。

翻つて明治聖代の今日を如何なる時勢であるかと思つて、實に文運蔚然として其餘勢は歴史の學問にも及びまして幽を闡き微を顯はし一切の事實其真相を窮めざれば置かぬと云ふ風と相成りまして、又國家隆盛の機運と相待ちて或は前代の功臣に贈位の恩典あり、或は別格官幣社にさへ祭ることを御聽許に相成り現代忠勇の兵士さへも靖國神社に合祀せられて辱けなくも皇室より幣帛を受くることが出来る御時勢と相成りました、かゝる盛運に際會しながら吉備公の如き門閥人物學問功業の拔群にし何等非難すべき點なき文武兩全の偉人が何等崇敬の禮を受くことなくして打捨てられてあつたとは實に意外の事ではござり

ませぬか、斯の如きまゝに打捨て、おくのは隆興せんとする國家と雄飛せんとする國民とが其前代の偉人に對する禮遇として果して其當を得たるものでありませうか。

歴史の事實にして間違つて居ない限りは日本帝國の國運の進歩は國民が發奮して内外の智識を巧に混化融合する事蹟と相待つものでありましてこの點に於て吉備公は帝國々是の理想とするところを完全に實行して居られます、公は實に國家的大材であつて國民的偉人であります。

斯の如き文武兩全の大材才徳兼備の偉人は國民之を崇拜し國家之を顯彰して神として仰ぐべき資格のあること國史的確の實例が多々あります、又實際に於て吉備公を以て別格官幣社に祀られたる何の神に比較しても又贈位の恩典に浴したる何の人物に比較しても優ることはあつても決して劣ることはありません。私は諸君と共に先づこのことを大方有徳の士に訴へて公平に公の事蹟を研究し適當に其崇敬の禮を受け得らるゝ道を啓かんことを切望するものであります。

終りに臨んで吉備保光會の前途を祝し併せて諸君の健康を祈ります、尙將來益吉備の光彩たる公の御名譽の爲め天下の後進子弟教化の爲め斯の事業に御盡力あらんことを希望致します。

吉備公傳の末に

青丹よし奈良の都に咲く梅の花も實もある君にもあるかな
春日なる三笠の山の月影にわびあかしけむ友しのびつつ
藤波の長さ榮もあるものをさきは根絶ぬぬあはれそのさび
吉備の國下道縣のおくつきを拂へばおつる袖の白露

明治四十三年十一月より四十四年一月の間に東京小石川に於て舊稿を訂正し更に略寫し終るもの也。

原 秀 四 郎

第二、吉備公遺蹟雜考

一、緒 言

明治三十三年文學博士重野安釋君吉備公の遺蹟を實地調査せられしより朝野の名士續々來て調査に研究に従事せらるゝもの枚擧に遑あらず、就中其重なる人々の氏名を擧ぐれば左の如し。

- 從四位勳四等長瀬時衡、帝國大學教授史料編纂委員長文學博士重野安釋、貴族院議員古社寺保存會委員
- 從三位勳四等小原重哉、古社寺保存會委員前田健次郎、全川崎千虎、日本銀行副總裁木村清四郎、岡山縣書記官有田義資、岡山縣參事官西村益三、赤磐郡長荒木忠一郎、塚本吉彦、内務省古社寺保存計劃調査囑託員六角注多良、岡山縣知事吉原三郎、小田郡長伊丹親恒、岡山縣會議長池田茂、帝國大學院文學博士原秀四郎、高等師範學校教授文學博士萩野由之、從四位勳二等石坂惟寬、從六位勳五等里見義一郎、藤澤南岳、御津郡長小野楨一郎(以上明治三十三年)、醫學博士井上通泰(明治三十四年)、元太政官修史館員藤野靜輝(明治三十七年)
- 文部省視學官東京帝國大學文科大學講師文學博士幣原坦、岡山縣女子師範學校長中島治郎吉、小田郡長村山獎吾、從五位勳五等兒玉利實、小田郡長神本國臣(以上明治三十九年)、岡山縣知事湯淺倉平、岡山縣書記官道岡秀彦(以上大正二年)、京都帝國大學文科大學教授文學博士喜田貞吉、岡山縣師範學校教諭永山卯三、保存會委員中川忠順(大正五年)、京都帝國大學文學部教授文學博士喜田貞吉、岡山縣師範學校教諭永山卯三(以上大正六年)、岡山縣理事官高見章夫、岡山縣矢掛中學校長青木勘(以上大正七年)、内務省考證官萩野仲次郎、小田

郡長小沼敬三郎(以上大正十年)、岡山縣矢掛中學校教諭遠山荒次(大正十一年)、京都帝國博物館鑑査官補小川榮治郎、史料編纂官正五位勳五等文學博士黑板勝美(以上大正十二年)、小田郡長田中弘吉(大正十四年)、此等諸名士の研究發表せられたる意見の概要を左に掲ぐ。

二、吉備公館址

備中國小田郡三谷村大字東三成(往昔雄琴里と呼び實成郷と稱す)字瓦谷(一名藤の棚)にあり、吉備氏墓域を距ること東數町、此地舊下道郡に接し(往昔下道郡に屬せり)後ろに堂ヶ丸と稱ふる小丘あり其形ち寶珠に似たり、前は國道東西に貫通し小田川を隔て、猿掛音高の兩山に面し琴彈岩(舊下道郡に屬せり)又音高山の麓にあり、眺望絶佳にして吉備公の琴を彈じ清遊せられし所と云ふ、左右は鷲峰山の支脉堂ヶ丸を擁して兩翼を形どり春の雪秋の月に最も佳なり、堂ヶ丸の麓に反別三町步餘の平地あり『だんのうち』と稱ふ、雜木茂生し一見林野の如きも地區整然として礎あり、耕地より高さこと數尺井數ヶ所あり甚だ深からずと雖ども水清く土人稱して公の産湯水を汲みし所と云ふ、又千餘年前の製作に係る布目の瓦片散在して公の館址なることを証す、平地の中央に小祠あり前面に石鳥居を建つ其扁額に『吉備大臣宮』と刻す、建設の年代得て攷ふべからず。

大正四年三月小田郡三谷村淺野要一氏『吉備公館址』と記せる石標を建つ。

全年十一月小田郡三谷村、森脇玉治郎、森脇猪太郎、森脇幸太郎、森脇喜又、森脇奎次郎、森脇治三郎、森脇寛市、森脇忠次郎、森脇茂一、森脇鹿之助、森脇代次郎、森脇新造、森脇宇野、森脇音松の諸氏注連柱壹對建設。

大正六年三月小田郡三谷村山部安六氏石鳥居建設。

文學博士重野安釋君曰(明治三十三年)

小田郡東三成は吉備氏代々の居住地にて其墳墓あり、又大臣の祖母夫人骨藏器も出でたれば公の館址たること疑ひを容るべきにあらず。

文學博士萩野由之君曰(明治三十四年)

鳥居扁額の文字は題署法として徳川氏以前多くは公卿方の間に行はれたる書法なり、故に建設の年代恐らくは三百年以前なるべし。

塚本吉彦君曰(明治三十三年)

吉備公時代の第宅は極めて方位を吟味せるものなり、此地後に山を負ひ東に溪流あり西に道路あり而して南に開く、宜なる哉公の館址たるや。

文學博士原秀四郎君曰(明治三十三年)

千年以前は五位以上の身分にあらざれば瓦屋に居住すべからざりしなり、故に往々瓦を以て地名に擬するものあり瓦谷と云ふ以爲あるなり。

西山拙齋翁詩あり曰(天明年間)

三成村外一叢祠、云是備公臺殿基、滿目荒涼灌木裏、寸磚片瓦想當時。

陸軍々醫監石坂惟寛君曰(明治三十三年)

吉備公遺蹟は萬古不可動者に有之邸址と云ひ塋域と云ひ殊に國勝寺のあるあり復た疑ふべからざる者と拜信致候

梅原末治君曰(大正四年)

公の館址なりと傳ふる所は字谷川内の下道氏墓域の東數町字瓦谷と稱する地にあり、地は山麓にして國道に沿ひ後方に堂々丸なる小丘を負ひ前面川を距て、猿掛山に對せり、反別三町餘の平地をなし、俗に『だんのうち』(墳内)と云ふ、その一部分高さ數尺の台地をなし井戸あり中央に小祠建ち石鳥居ありて扁額に『吉備大臣宮』と見ゆ、殘礎存せりと云へるが余の調査せるは一月三日夜九時に近く木間漏る月光と僅かに車夫の燈火とによりしこと、て遂に之を見るを得ざりき、附近に布目瓦多く散在し文様を徵すべき華瓦疎瓦も混ぜり、質は白灰色を呈し文様より考ふれば奈良朝より平安朝に亘れる時代のものと思はるこれを吉備公の館址とする確證はなきも地名、遺物に考へまた附近に一族の墳墓あるよりせば暫く土人の傳ふる所を保存すべく、萩野文學博士によれば鳥居扁額の文字は題署法とて徳川氏以前多くの公卿方の間に行はれたる書法なり、故に建設の年代恐くは三百年以前なるべしと、果して然らば口碑の傳ふる所も古きが如し。

三、吉備氏墳墓

備中國小田郡三谷村大字東三成字谷川内の丘尾にあり、面積六百坪字瓦谷なる公の館址を距ること西數町にして鷲峰山の山脈に屬す、國道其麓に沿ひ南は遙照山に對し小田川其前を流る、横谷(往昔雄琴)山田の諸

村一畔の間にありて風致に富めり、元祿十二年この地を穿ちて山道を通ず、當時吉備公の祖母夫人納骨銅器を發掘せしより以來幾多の靈器を掘出せしや知るべからず、就中現に保存せる品目及び其年代を擧ぐれば左の如し。

吉備公祖母夫人の納骨銅器

元祿十二年發掘

(左衛士府夫人下)の文字ある墓誌破片

明治初年露出

和銅錢

明治卅三年九月發掘

祝部焼其他の納骨器又は齒牙靈骨

全

素焼の甑に朱彩を施したる種々の祭器

全

(備眞備公○骨)の文字ある甑の破片

全

明治四十五年七月東京、矢掛弓雄、朝倉菊衛兩氏『右大臣眞吉備公之墓』と記せる墓標を建つ。

大正四年三月小田郡三谷村淺野要一氏『吉備氏累代墓域』と記せる石標を建つ。

文學博士重野安釋君曰(明治三十三年)

土地高燥にして山水の景あり此地恐くは吉備公の先塋ならん、庶幾くは尙ほ掘鑿して爾餘の靈器を探索すべし。

又曰 (右大臣吉備公傳纂編)

近年此地より陶器の斷片墓誌を掘出せり『左衛士府(下闕ぐ)夫人下(下闕ぐ)』凡て二行()は道の字と見ゆ、然れば此地は下道氏の先塋なること益明かなり。

又曰 (演說筆記)

余は今回吉備公の墓所其他の遺蹟並に囃勝氏母堂の骨藏器をも視察したれば其心付きたるもの二三を語らん、公の墓所(元下道郡八田村)に建てられたる五輪塔の中に挟まれたる石は稍古きも其上下に在るものは新し其古きものも公の時代のものにはあらざるなり、元來五輪塔は公の時代には決して存在せしことなし、後世設けられたるものなり。

又小田郡三谷村大字東三成國勝寺にある骨藏器は現今我國にては威奈卿の骨藏器(天保年間に發見せしものにて攝州天王寺にあり)と二個あるのみ、其の形狀は何れも同じきも威奈卿の骨藏器は其銅薄くして大なり、威奈卿は奈良朝時代の武官たりし人なり、而して又余の初めて見たるは墓誌なり、こは大到考証となるべきものなり、兎も角も此地公が先祖代々の墓地なれば今少しく發掘すれば種々のもの出るならん、因に後世下道小田二郡に分るゝも古昔は一郡なりしか下道朝臣の先塋小田郡にあるも一証なり、殊に東三成は郡界の地なれば古へは下道郡なりしこと明かなり。

古社寺保存會委員小原重哉君曰(明治三十三年)

北部の稍高き方面に於て尙ほ甄の破片を發見することを得これ公の先塋たるの故ならん、依て鄭重に掘鑿することを得ば恐らくは千古の遺物を得ん。

文學博士原秀四郎君曰(明治三十三年)

帝國大學院の囑託を受け吉備公の遺蹟を調査することを得たるは余の幸榮とする所なり、抑も當地吉備保光會の會員諸氏が誠實に熱心に余の調査に對して多くの便利を與へられたるは豈に獨り余一人のみの

幸福ならんや、近年考古學の發達と共に古墳の調査を爲したるもの鮮しとせず、左れども當地に於て調査せし如く手續に於て順序正しく又夥多の貴重なる發見物を得たるは比類甚だ稀なり、蓋し此地は素と三段になりて今は殆んど山骨を露出するのみ、山骨に今尙ほ朱塗の祭器又は周圍數尺深さ凡そ三尺の穴あり、其穴は多くは上段の部分に於て規則正しく二行に整列せるを發見せり、穴底と覺しき邊に於てまゝ素焼の甄の破片あり、中段及び下段と覺しき部分には種々異様の祭器和銅錢又は齒牙遺骨及び納骨器等あり、就中『備眞備公〇骨』の文字ある土器の破片を發見することを得たるこそ斯學の賜なりしなり、眞備公の下も一字は殆んど磨滅して讀み難きも恐くは納骨ならんと依て左の覺書をなしたり。

覺

一、土器破片

壹個

一面に、備眞備公納骨、の文字認めらるゝもの

右は明治三十三年九月十九日より二十四日までの間に備中國小田郡三谷村吉備保光會の會員諸氏が同村大字東三成字谷川内の丘尾吉備公先塋地と認むべき地點を營繕の爲め地均工事を施せる際多數の土器骨片と共に發掘せるものなり、予時に東京帝國大學院の囑託を受け岡山縣下史蹟探究の途次該村に到り右工事を利用して之れが研究に従事せるを以て該委員の請求により其顛末をしるすこと右の如し

明治三十三年九月廿五日

大學院學生文學士

原 秀 四 郎 印

又曰

(前略)博士學士諸先生の説を一纏にして申上候はんに發掘致候土器は何れも今日まで類品なき極めて珍重なるものなるにしかも例の朱彩を施せる臺付の大形土器及波形の模様ある土器等は形狀模様及其位置等に於て今まで知られた勾玉時代の土器と連絡の相付き候ものにてしかも勾玉時代の土器は類品多數なるも時代を定むる標準となるべきものは少しも無之候に今回發見のものは時代明知せられ居り候ゆへ之より溯り考へ候へば(紋様等の類似の度より考ふるに)從來學者の頭を悩ませし勾玉時代の古墳土器の新古を考定し從て又古墳其物の新古を考定致され候筈にて今回の發掘品は是に對して極めて有力なる証據品と相成るべく候即今回の右各種土器の發現は斯學社會へ極めて大なる影響を及ぼし候ものと相定まり候(中略)近年各地に行はれ候古蹟調査及保存の方法手續などには隨分識者の笑を招き候もの多く有之候貴會今回の擧の如き洵に他の模範と相成るべきものと存候是等の事情詳かに諸博士へ申述候處如何にも感心致居られ候(中略)斯學の上より考へ候へば東三成の先塋地は極めて公の墓所たるべくたとひ何等の遺物を發掘し得ざるも廟所と認定せんにはその價值遙に箭田村のものゝ上にあるべくと確信致候云々

藤澤南岳君曰(明治三十三年)

千年の舊跡顔面を照して感古の情に不堪土器破片にある『備眞備公○骨』の文字は恐らくは備眞備公粉骨或は碎骨ならん。

醫學博士井上通泰君曰(明治三十四年)

元祿十二年東三成字谷川内と云ふ處の山上より一銅器を發見す、之に刻める文に曰く『銘下道因勝弟因依朝臣右二人母夫人之骨藏器故知後人明不可移破、以和銅元年歲次戊申十一月廿七日己酉成』と因勝は

眞備公の父なり、されば此骨藏器の中なる遺骨の主は眞備公の祖母なり、明治の初又同所より瓦を以て造れる墓誌の破片を發見す、瓦面二行の文字あり云はく左衛士府(以下缺けたり)夫人下(以下缺けたり)下の字の下に二畫あり恐らくは道の字首なるべし、本年本月二日余此古瓦を見て偶然その右縁より正月の二字を發見す正月の上四年正月の下に廿とあるが如し、昨年九月同所より又一土器の破片に眞備公の三字明に讀まるゝものを發見す、公の下の二字磨滅して讀むべからず、余は普通のルーペを用ゐ又ツエーヘンデル、ウエスチーン二氏の兩眼ルーペを用ひて仔細に檢すること兩度、第一字の旁はト如此その扁は消失しその跡に三個の小疵あり、第二字の首は、如此なれども横の一畫のみものとすゝにて縦の三畫は後に生ぜし疵なり、されば此二字は讀むべからず云々。

文學博士萩野由之君曰(明治三十四年)

土地高燥地質堅固なるを以て千有餘年間數多の遺骨を存留することを得たるならん、今此地より發掘したる『備眞備公○骨』の文字ある土器を按ずるに是れ蓋し公の齒骨を納めたる甌の破片なるべし、尤も余は公の字の下も一字の痕跡を以て直に齒骨と讀むべしと云ふにはあらず、齒に關係ある或る齒扁の文字の痕跡なることは余の信じて疑はざる所なり。

梅原末治君曰(大正四年)

遺蹟の存せる東三成(古くは東實成に作る)村は今小田郡三谷村の大字にして郡の東端に位し東は直ちに下道郡に接す、此邊一帶延々として起伏せる山脈の中を通せる中國街道に沿ひ小田川の流域稍開けて西南に平地を見るべき河北の山麓にあり云々、遺物を發掘したるは同村の字谷川内にして村落の東端にあり、北方に

高く聳ゆる鶯峰山より南に延びたる脈の尾の上に當れり、その地勢後方遠く高山を負ひ東西には同様の緩なる丘陵平行す、實地に臨みて眺望すれば前面遙照山に對し小田川其間を流れ、西南眼界開けて横谷山田の諸村を俯下し實に重野博士の土地高燥にして山水の景ありと云はれし言に合し、山城國高野に於ける小野毛人の墓の位置と似て、吾人はこゝにも朝日照り夕日輝く墳墓營造の好適地なるを繰返すもの附近に占據せる下道氏が此の地に墓を營める故なきに非ざるなり。

上記の地より因勝因依母夫人の骨藏器の發掘したる顛末を記せしものとしては先づ領主板倉氏が(中略)本多光風に命じて撰せしめし吉備公太夫人古冢記を擧ぐべし(中略)元祿十二年十一月六日東實成村の村民が山徑を犁して田圃となさんとし地下數尺にして掘り得たるものに係り木椀なく又碑石なかりしを記して詳なり、その發掘の日時は據るべきが如きも内部の構造に關する記載は器が完存して何等の缺損なきより考へ直ちに土中にありとする此記事は疑を容るゝ餘地あるを覺ゆ、當時明なるべき銘文をすら變ぜるによりて稍文飾の爲めに事實を枉げたるに非ざるかと思はる、果して未だ實を傳へたるものに非ずとせば内部の構造は如何なる状態なりしか、吾人は是を徵すべき二條の古傳あるを重野博士の右大臣吉備公傳纂釋に引かるゝ所によりて知れり共に因勝寺に存する書付に屬し一は

元祿十二年十一月十一日東三成村字折坂彌左衛門が子連夜の夢により山道の中を掘れば土瓶あり下に又一ツあり其中に石灰にて詰め赤銅金二升五合程入瓶に骨八合程あり、瓶の蓋に取手あり筋二ツづゝ二通あり、其上筋に和銅元年戊申十一月二十七日とあり下の筋に銘下道國勝云々ありと云ふ。

とあり、他は

備中東三成村の内に下坂とて山道あり此所往古は下道氏御墳墓の地と見へたり、此所霖雨にくづれて人の通ふ道となりたり、其道に石一ツ(かめのふたなり石の如きもの)あつて上をふめば下にひききあり、里人あやしく思ひ石をかへしければ其下に○蓋を破り見るに内に銅の器あり中に彼尊骨あり、享保年中に光助靈神と尊號を勅許あつて、御骨器は椀を作りて奉納社を建立し可奉祭由、先御領主様より被仰出地藏院と申す寺を國勝寺と自仁和寺御改名遊ばされしなり。

と記す、前條文中土瓶とある形明ならざるが思ふに甕の如きものなること略想像するを得べく、是に依れば器は土瓶の内に石灰に詰めて葬り更にその上に瓶を重ね吾人が九州の或一種の遺蹟より銅劍發掘に際し見ると同一の形式を取りしものとなる、後條の記事は稍解し難きも前者同様甕ありて石を以て覆ひ蓋をなし上をふめば下にひききあり、是を破り見しに内より器出でたりと見ゆ略前者に似たり、後者の記享保以後になれるは明なるも前條の書類はその成れる年代知るべからず、從て其史料としての價値を直ちに批定し難きも其記する所遺物の實際と合し今これを實物に就て見るに、器内には猶骨片に混じて白灰色の裏面に渦紋ある齋甕の破片少なからず、更に後述の如く明治三十三年其古塋域を發掘して同様の甕二個分を出せることその説くところと一致して、此書類は發掘以來器に殊種の關係ある寺に古く傳へし實際を記せるものと見るべく墓の構造は正に斯くの如かりしならん、母夫人の墳の形式が右の如しとせば我が墓制研究の上に注意すべき一事實を與ふるものかゝる構造の墳墓として從來吾人の明に年代の知り得たるものに、此の器に先づ一年即ち慶雲四年に營まれし威奈真人大村の墓あり(中略)和州葛下郡穴蟲杣馬場村の農夫地を掘りて大甕を得たり、甕破碎して中に一銅器あり形大なる龜の如く蓋身を兩

分す(中略)此中に圓形の漆器ありと云ふとあり、甕に器を納めし事相似て當時かゝる墓制の行はれたるを知るなり。

石函は堅緻なる凝灰岩製にて圓形をなし徑二尺五寸五分高一尺六寸あり、中央に口徑一尺三寸深五寸七分底徑七寸五分の穴を穿ち口邊に石蓋を施すべき凸縁を設けたりその側に高一尺四寸幅八寸五分の同質の破片を置く蓋の一部らし、その形狀大さを通觀するに全く後述の骨藏器を納むるに適し該器がこの内より發見せられしかとも思はる、奈良朝時代にかゝる石函を使用して骨壺を葬りしは和銅三年の伊福吉部徳足の墓天平二十一年の行基の墓に其例あり、前引國勝寺書付の一に石一ツあり云々と見ゆこの推測の實らしさを増さしむるも而も此の石函は近時こゝに持ち來りしものに係り同村字カラウスに奉祀せる荒神社の境内にありて吉備公のからうす碓と稱せるもの石蓋と思はるゝは同所を距る西數町十方寺と稱する古刹の石垣の間より近時出せるものなりとの事なれば此の骨藏器とは關係なきものと見るべく云々、故原博士が明治三十三年の墓地調査に於て甕等の遺物が現在地表より三尺餘下にありしと云ふより推せば甕の位置は地下にあり、その埋葬に際して封土を築きこれに葬る制によらず地表下を穿つて壙をなし是に甕を納めたるもの而して表面には小封土を設けまた大寶令の規定に従ひ碑を立てしものならんか。

骨藏器の構造と遺骨 器は銅製の鑄物にして蓋身の二部より成り身は口徑六寸九分高五寸一分厚二分あり、蓋は是を被さる如く作られ徑七寸八分厚一分七厘外側面の高一寸九分その中間に二重圈を置き上部略平に此部の徑三寸六分中央に高七分徑七分の下部圓に上部山形をなせる鈕を有す、而して蓋の下端に近き兩側に各一個の小孔を設け身の縁にも是に對應する小孔ありて乙字形の銅釘を兩者に入れて以て蓋

の異動を防ぐ装置をなせるを見る、今その釘の一を存せり製作略同じ形式を採れる威奈真人大村の骨壺に比して頗る堅固なり、銘は蓋の外側面の中間の圈の兩側に刻され文は四十七字より成る即銘下道云々内部に納められたる骨片は猶半以上を存し火葬になれるもの云々、本邦古代嘗て火葬の俗あるを聞かず此の風は佛教の渡來と共に傳へられし如く文武天皇の四年僧道昭死して火葬のこと始めて見ゆ、續日記之を記して弟子等奉遺教火葬於栗原天下火葬從此而始也とあり云々、國勝國依母夫人の墓は其後數年の營造に係れるもの其骨藏器の如きまた佛教に深き關係を有するものなり、既に都を去る遠き地に行はれしを以て當時一般に開化を尙ふ人士が此の俗に據れるを察すべくこれが本邦墳墓制に一大變革を興へたること特に吾人の留意を要する所なり。

墓碑と其年代 前略明治初年宇谷川内なる國勝等母夫人の墳墓の稍北方の高き部分に於て土人の偶然得たるものなりと云ふ、就て見るに頗る堅緻なる赤褐色の長方形の磚にして近く河内國南河内郡山田村大字山田にある俗に山田磨の墓と傳ふる石棺側より出土せるものと全然全一手法になる、今下半缺損せるは惜むべし、大さ潤三寸六分厚一寸長さ現存せる部分五寸二分あり、その表面の中央に二行に銘文を刻し第一行四字第二行三字半を存す、文に曰く左衛士府……夫人下(以下闕)、第二行の「下」の次の字半缺損せるも字劃より考ふれば正に「道」なるべく下道氏一族の墓に納められし墓誌なる事明にして、重野博士の高説の如く骨藏器と共に此の地が下道氏一族の塋域なるを證するものなり。夫人の墓誌……此誌半缺損して其造れる年代を知るべからず、記載の様式大さより推測せば單に官位を記し何某之墓と誌せるに過ぎざるものかとも思はる、從てその何人の志にして何代の遺物なるやを正確に定むる能はざ

るは遺憾とする所なるが、文中左衛士府とあれば此の志は其官制が左衛門府と改まれる弘仁二年十一月以前のものたること勿論にして其書體より推し奈良朝時代のものなること、考へられ、下道國勝が右衛士少尉吉備眞備が中衛大將たれば一族多く衛府に關係するよりせば、蓋しその近親の夫人の墓誌たるべきか。

樽製の墓誌の從來出土せるもの天平十一年の楊貴氏の誌、寶龜七年の高屋枚人、延暦三年の紀吉繼の三誌あるが楊貴氏の誌今傳はらず。(因に曰ふ、享保十三年大和國宇智郡大澤村農民地を掘り墓誌を得たり、銘に従五位上守右衛士督兼行中宮亮下道朝臣眞備葬亡妣楊貴氏之墓、天平十一年八月十二日記、歲次己卯、とあり之を村の蓮華寺に置く其地近時連りに實らず或曰く楊貴氏崇りをなすと村老相議し之を舊所に埋む)

明治三十三年の發掘と其遺物 明治三十三年の發掘は吉備保光會に於て遺蹟の表彰保存の爲に企圖せられたるものに係りて故原博士親しく之に参加し作業は九月十九日より二十四日に亘れりと云ひ、種々の遺物の出土あり、是等は今猶國勝寺に保存せられ學者の就て調査をなし得べく研究上頗る有益なる試なりしなり、たゞ當時遺物が如何なる状態に内部に存したりしやの詳細は最も學術的に調査考究せし博士逝きて永久に明にし得ざるを切に憾むものなれど、幸に其一端は氏の言として吉備公遺蹟調査書に載せられたれば據り大要を窺ふを得べし、其の文に

蓋し此地は素と三段になりて今は殆んど山骨を露出するのみ、山骨に今尙朱塗の祭器又は周圍數尺深さ凡そ三尺の穴あり、其穴は多くは上段の部分に於て規則正しく二行に整列せるを發見せり、穴底と

覺しき邊に於てまゝ素焼の甄の破片あり、中段及下段と覺しき部分には種々異様の祭器和銅錢又は齒牙遺骨及納骨器等あり、就中眞備公口骨の文字ある土器の破片を發見することを得たるは斯舉の賜なりしなり、眞備公の下の一字は殆んど磨滅して讀み難きも恐らくは納骨ならん(下略)

と行文稍了解に苦む點あるもその『此の地は素と三段になりて今は殆んど山骨を露出するのみ』とあるは余が實地に就て調査する所に依るに丘陵が階段をなして緩く降下せるを指せるもの、如く、右によれば山骨の上部に朱塗の祭器あり、各段山骨に周圍數尺深さ三尺の穴を穿ち上段には規則正しく二行にありて穴底より素焼の甄片出で下方と覺しき部分より土器祭器が古錢骨片と混じり發見せしと解せられは其の狀況をば推測し得らる、而も穴の相互の位置關係の如きは右記事にては明ならず、果して右の如くなりしとせば其山骨に穿てる穴の一に骨藏器が甕に納め埋葬せしなるべく、甕を出せるは墳墓の構造の舊記と相一致するものなり、而して穿の數個ありし事と遺物とより考ふればこゝに營まれし墳墓の一ならざるを容易に知ることを得べし。

當時發見の遺物は國勝寺に傳ふる所左の如し。

和銅錢 一枚

祝部土器其他の納骨器

齒牙靈骨

眞備公口骨の文字ある甄破片

素焼の甄に朱彩を施したる祭器

是等に關し(中略)余が實査せるは土器類と祭器及び和銅錢となり。三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一〇一、一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、一一一、一一三、一一五、一一七、一一九、一二一、一二三、一二五、一二七、一二九、一三十一、一三三、一三五、一三七、一三九、一四一、一四三、一四五、一四七、一四九、一五一、一五三、一五五、一五七、一五九、一六一、一六三、一六五、一六七、一六九、一七一、一七三、一七五、一七七、一七九、一八一、一八三、一八五、一八七、一八九、一九一、一九三、一九五、一九七、一九九、二〇一、二〇三、二〇五、二〇七、二〇九、二一一、二一三、二一五、二一七、二一九、二二一、二二三、二二五、二二七、二二九、二三一、二三三、二三五、二三七、二三九、二四一、二四三、二四五、二四七、二四九、二五一、二五三、二五五、二五七、二五九、二六一、二六三、二六五、二六七、二六九、二七一、二七三、二七五、二七七、二七九、二八一、二八三、二八五、二八七、二八九、二九一、二九三、二九五、二九七、二九九、三〇一、三〇三、三〇五、三〇七、三〇九、三一

何れも白灰色の比較的疎質の齋瓮にて表目網目に似たる文様あり、裏には一面に渦紋を現し口部外に開けること我が古墳時代の甕に見る所と同じ、たゞ其破片に混じて長三寸五分横二寸の半圓形の把手一あるは何れかの甕の肩に附せるものかゝる例は珍らしきことにて前記國勝寺の骨藏器の發掘を記せる書附に土瓶とあるに思ひあはし器を納めしものと推測さる、その土器の質及び色の稍異なりて現せる渦紋また大形にその形式備前國邑久郡磯上村發見の陶棺(京都文科大學藏)及山城國西加茂村某寺廢址出土の鵝尾瓦片(高橋健自氏藏)にあるもの同一手法になるは蓋し時代の相異を示すものと見るべく、原博士の云はれし如く土器研究上年代考定に注意すべき事なり、甕の大きさは明確になし難きも破片より考ふれば少くも口徑一尺以上高さ二尺に上るものなりしなるべし。

祭器 果して祭器なるべきや否は明確になし難きも暫く原博士の説に従ひ記述を進むべし、是又破損して完形を知る能はざるが現存せる大部は頗る珍奇なる土器なり、器は厚さ二分の素焼にして赤色を塗り形筒状をなし上下兩端は開き上端の外側格子状の刻目あり、下部台の側には繩目を施す、而して胴部には齋瓮の高坏に見ゆるが如き長一寸七分濶二分の透二ヶ所宛恐らく三方に存せしらしく表面全體に横線あり、形狀より推せば高坏が其の台なりと思はれ祭器なりしかとも考へらる、現存の高さ九寸五分下徑八寸八分あり、土器に赤色を塗ることは所謂中間土器と稱するものに例あるも而も此の器の手法頗る進歩せるを認むべく、製作近く喜田博士が越前國坂井郡東十郷村に於て發見されし土器に類似のものある以外未だ他に其の類例あるを知らず、其出土せる墳墓が奈良朝初期のものなるより當時かゝる土器が存在せしを知り得て考古學上に一新事實を加へたるものなり(中略)

和銅錢 一枚なり、山中笑翁は其拓本より古和同の一種なりとせられたり、高説に従ふべく之に加ふるあるなしたゞ貨幣を墳墓に埋葬せる事實は墓制研究上注意を要すべきことなればこの點に就て少しく考察せん。

抑古錢を遺骨と共に埋むる俗は支那の葬禮に古くより行はれし飯舍の風習に基けるものと考へらる(中略)檀弓曰、古者飯用米貝弗忍虚也、飯用貝、今用錢、猶古用貝也、古禮諸侯飯七貝、大夫五、士三、大夫以上仍有珠玉、錢多既不足貴、又口所不容、珠玉則更爲盜賊之招、故但用三錢而已、と見ゆ(中略)支那最古の貨幣が貝なりしより考ふればその起源古し、隨唐の交通開けて支那の文物典禮の大に輸入されたる際之を慕へる下道氏の墓域に先づ此の事實を見るはかゝる禮にならへるものと見るべく、而も遺骸を火葬に附して埋めたるを以て飯舍の禮のまゝ行ふべからずこれに添へて納めしなり、殊に僅に一枚なるは多くを納めざる禮の主意と考へ合せ、又此後往々同様の風の墳墓に行はるゝ資料に接する興味深く吾人はこゝにも支那の古禮の我が墓制に及べること認むるなり。

大正十二年三月七日内務大臣より史蹟名勝天然紀念物保存法により史蹟に編入せらる、其標柱記載事項左の如し。

(表面) 下道氏墓

(側面) 史蹟名勝天然紀念物保存法に依り大正十二年三月内務大臣指定

(側面) 大正十三年十月建設

四、吉備公祖母夫人骨藏器

元祿十二年十一月六日備中國小田郡三谷村大字東三成字谷川内の丘尾に於て銅器に納めあるまゝに發掘されし靈骨にして時の領主板倉越中守重喬その外椀を作らんとして果さず、享保十二年六月六日嗣主板倉讚岐守源昌信父の意を繼ぎ之れを東實成(今の東三成)國勝寺の境内に移し社殿を築き之れを安置し以て祈願所となし時々參殿あり、その納骨銅器の蓋に鐫刻の文字あり、曰く

銘下道因勝弟因依朝臣右二人母夫人之骨藏器、故知後人明、不可移破。

以和銅元年歲次戊申十一月廿七日己酉成

領主板倉家より納めたる古冢記寫左の如し。

吉備公太夫人古冢記

元祿十二年十一月六日備中國小田郡東實成村民欲犁山徑以闢田圃入地數尺鏗鏘有韻掘之得一銅器中盛枯骨外無木椀復無碑石直刻其器曰

下道因勝因依兄弟母夫人骨藏器時和銅元年戊申也今竊稽之下道者蓋吉備公之舊姓也因勝者

公之父名也因依者

公之叔父名也母夫人者

公之祖母也和銅者

元明天皇年號也自和銅元年戊申至元祿十二年己卯其間相距凡九百八十二年也恭惟夫吉備公者

孝靈天皇之皇子吉備武彥命之苗裔也

武彥命則吉備津宮所祭之神是也而山城御靈堂所祭之神八所

吉備公具其一座焉

公之始稱號

下道朝臣眞備

元正天皇靈龜二年八月從遣唐使多治比真人縣守等入唐留學研究經史該涉衆藝

聖天皇天平五年從遣唐使多治比真人廣成等歸朝當唐

玄宗帝開元年中在唐凡十八年矣同七年獻大唐禮樂文章器物文武書籍調度若干種同十八年更姓賜吉備朝臣

其後屢轉進矣

稱德天皇天平勝寶四年以從三位圖書頭爲遣唐副使同六年與遣唐副使大伴宿禰古麿相共歸朝當唐

玄宗帝天寶年中爾來累昇任右大臣是以天下古今皆悉禰之號

吉備大臣也斯廼

公之英望駿聲載于中華扶桑之國史粗如此而達之於郡廳正方此辰庭瀨領主

板倉越中守源重喬朝臣聞之慕崇

吉備公之學德振乎

本朝勳功輝乎異域且亦追悼其所掘出之銅器即實爲

公之祖母夫人之遺骸嘗欲使爲造之椀以下宅兆安措之而猶未遂成焉維享保十二年六月六日

嗣主

板倉讚岐守源昌信朝臣嚴命于家宰佐野十郎左衛門朝啓宮田政右衛門將敏使以改寔空之復使愚臣某書斯記
詳謂善繼先君欲爲之志善述

先君殷肅之事即是古賢君達孝之大道也豈可不以舉此而唱之哉因茲敬筆其本末以貽之於後世云爾
皆享保十二年丁未八月穀旦本多光風撰

跋曰

右玉軸裝潢之文壹卷敬奉庭瀨當主

板倉讚岐守源昌信朝臣之嘉命 整齋端肅以寄附焉

家長

佐野十郎左衛門朝啓

家長

宮田政右衛門將敏

享保十三祀戊申二月仲旬

宿潔盥漱繕寫成就畢矣

書記主事

本多助之進拜題

尋で京都吉田家より神號を授けらる其寫左の如し。

吉備公御祖母靈神號

右宜奉授光助靈神號者神宣之啓狀如件

奉

享保十三年九月廿四日神部伊岐宿禰神祇道管領勾頭長上從二位卜部朝臣兼敬

文學博士重野安釋君曰(明治三十三年)

攝州天王寺に在る威奈卿の納骨器と二個あるのみ、されども天王寺にあるものは靈骨を失へり、而して
今此器靈骨と共に保存せらるゝは特に珍重せざるを得ざるなり、又此器一點の瑕瑾なく古色蒼然たり願
くば堅固に鄭重に其保存の途を講ずること肝要なるべし。
又詩あり

藏骨銅匣字畫明、殘塼墓志亦連城、

千年遺物誰相比、獨有古京威奈卿、

備中國勝寺藏下道氏骨藏器往年土中所出又有同氏墓誌殘片皆具別記予訪吉備公遺蹟詣寺觀之因賦此

贈寺僧威奈卿骨藏器今在攝州天王寺

明治庚子四月

七十四叟

成齋重釋

陸軍々醫監長瀨衡君曰(明治三十三年)

古色蒼然掬す可し又鐫刻体の文字古体を具へて頗る模範とするに足るものあり。

古川古松軒著吉備のした道に曰(古松軒は舊下道郡岡田藩主伊東家儒臣)

吉備大臣の御廟(八田)昔時より吉備公御墳墓なりと云ひ時代遙に阻るに因りて其証もなかりし故、大遷

院殿(伊東信濃)廉潔質直の御氣象ありて世人半信半疑にて是を崇むるは其實にあらずと仰あり、元祿年中

此墳を發き見給ふに御棺ありて内に御骨あり、御脛骨甚だ長し傳へ聞く吉備公御長高かりしと、是に由

りて御眞廟なりとて縁記除地を寄付し給ひ眞藏寺と云ひし寺を吉備寺と改稱して末代吉備公の靈を祀らしめ給ふ、墳墓を發き給ひしは大器量にして普く世人の疑ひを解き給ひぬ、是れ聖知とも云ふべきか、按に小田郡東三成村にて吉備國勝公母君の墳を發きしに御骨藏の器に銘あり、又和州宇治郡大澤村にて吉備公の葬り給ふ楊貴氏の古墓を誤り發きしに甄に銘あり然るに吉備公の御墳墓に銘のなき事不審、或人の云ふ墓誌ありしと言傳ふと、然れども吉備寺の縁起にも記さず其他を察むるに未だ詳ならず諺に云ふ綱の頭も信心といへば吉備公の徳を崇むるに其地の眞偽を論ぜんや、大遷院公名稱し給ひし吉備公の御廟に疑ひを記せるは甚だおそれありと雖も其實を云ふのみ。

因に曰く東三成字カラウスに奉祀せる荒神社境内に吉備公の碓からすと稱するものあり、文學博士原秀四郎君之を視て曰くこは唐碓にあらずして石棺ならん碓の口邊に石蓋を施すべき凸縁あるを見ても知るべし、恐らくは之れに適合すべき石蓋を發見するの時あるべしと、果せるかな後ち同所を距る西數町十方寺と稱する古刹の石垣の間より石質形狀等恰適の破蓋を發見することを得たり、其後明治三十四年四月古寺社保存會委員川崎千虎君前田健次郎君等之を視察してその周邊に文字の痕跡あるを發見せり、蓋し古老の口碑によれば此碓古へ民家にあり吉備公云々の文字あるを憚り削り去りたるも遺靈の祟りありて屢怪事を傳ふ因て遂に荒神社へ献納したりと。

大正二年八月三日吉備公祖母夫人骨藏器を國寶に編入せらる。

五、詩 歌

吉備公館址

西山拙齋

三成村外一叢祠、云是備公臺殿基、滿自荒涼灌木裏、寸磚片瓦想當時。

備中國勝寺藏下道氏骨藏器往年土中所出又有同氏墓誌殘片皆具別記予訪吉備公遺蹟詣寺

觀之因賦此贈寺僧威奈卿骨藏器今在攝州天王寺

明治庚子四月

成齋重釋

藏骨銅匱字畫明、殘磚墓志亦連城、千年遺物誰相比、獨有古京威奈卿。

過吉備公館址次重野博士韻云

松谷漁夫 久我房三

吉備館址太分明、得々來登古梵城、匄智遺唐濤萬里、齋將文物列三卿。

庚子夏日訪國勝寺觀下道氏藏骨器偶有作

七九翁 達 高直蕃郎

傳道備公王母棺、銅瓶帶綠古香殘、一千二百年前物、偶乞寺僧時得看。

往年掘出吉備公祖母夫人藏骨器於東三成村山岡上今茲庚子秋日復掘其塋地得古磁瓶殘缺

數片上鐫吉備眞備藏骨字有感賦 七九翁 達 高草藩郎

遺恨茫茫千百年、無曾蘋藻祭前賢、如今猶見存靈趾、掘出古瓶題字鮮。

明治三十七年六月二十六日謁吉備神社去吊下道氏累代古墳又詣國勝寺賦

帝都 君山 藤野 靜輝

霖雨晴來天地青、瓦谿探入訝神靈、君不見、國勝精舍千年迹、一門赫々姓名馨、又不見、光照夫人納骨器、燦照和銅漢字銘。

訪吉備公館址

猿嶂終古碧、此是、薇公碑、穿雲漱石井叩利、摩銅匣甘棠無影礎安在纔抱瓮片拜荒祠。

國勝寺有懷吉備公偶作

天山學人

不見當年曾築城、青山何處問墳墓、唐朝文物欽才學、漢代衣冠比世卿、幾片殘磚留古色、千年遺骨帶愁聲、殊憐銅器題銘字、燦々如新照眼明。

過吉備公館址

桐陰 石井源次郎

一邱松柏鬱蔥々、攝想千年遺德隆、今日猶存華表字、嚴然吉備大臣宮、

奈良文物粲然開、當日遺唐懷偉才、三谷花飛春欲暮、大臣祠下且徘徊。

觀吉備公祖母夫人納骨銅匣有感作

桐陰 石井源次郎

千歲銅匣照眼明、和銅銘字見崢嶸、備公遺宅尋無跡、只有青山圍舊塋。

國勝寺觀吉備公祖母夫人納骨銅匣

碧堂 田邊華

吉備山川寶氣存、銅匣出土見銘尊、入唐宰相文成績、不獨當時光里門。

詠吉備眞備公歌

岡直 盧

眞金吹く、吉備の臣、此臣の、遠津神祖、吉備津彦、神命が、つきつぎに、吉備にいまして、もろこしの、かのひしりふみ、讀明し、かしくまでも、いわたらし、御其名高く、後遂に、大きおとど大前に、仕奉りて、天の下、をさめたまひし、かしくさ大臣君がいてし、吉備にあかとふ、岩屋山、高き功を、たれかあふかね

雄琴里

金葉集保安四年大嘗會悠紀方

藤原敦光

松風の、雄琴の里に、かよふにそ、治れる世の、聲は聞ゆる

雄琴里

夫木集

今はまた、通ふためしも、よそに聞く、玉のをことの、里の松風

頼氏

吉備大臣

七十五歳 矢掛弓雄

から鳥の、あとふみわけて、わがくにの、まなびの道の、しるべせし君

琴 彈 岩

七十五歳 矢掛弓雄

音なくて、その名は高く、聞けり、吉備のおとこの、琴ひきの岩

吉備公太宰府に在て築城の功いちしるかりしをおもひて

七十五歳 矢掛弓雄

あた浪を、ふせくそなへに、みこゝろを、つくしのいと、城をはきつきし

吉備公右大臣の在職中にして弓削道鏡の事ありしを批評する人ありければ

七十五歳 矢掛弓雄

さみたれの、雲間の庭の、ほとゝぎす、なかですぎしも、こゝろありけん

吉備公の御墓地を尋ね参りて

七十五歳 矢掛弓雄

みはかてふ、しるしだになき、趾にきて、そてのうへにも、むすぶ露かな

國勝寺に詣で、種々の寶物ともを見てよめる

神本國臣

掘いてし、しなのことごと、いにしへを、しのぶ涙の、種とこそなれ

吉備公館址

石井直三郎

これの土ここの草をも踏ましけむ人をおもへばはるかなるかも
木もれ日のひかりしすしけしそのかみの公が住みけむ家あとぞこれ
ここに昔おもへば吹く風のかすかなる音もわれにしたしき
いくちたび草萌は草の枯れにけむこの家どころふりにけるかも

彈 琴 岩

石井直三郎

山高み川音さやけみここにして琴ひかしけむ人しおもほゆ

琴とりてこの山水をめめにけむおほき昔の人のしぬばゆ

吉 備 公

木 山 清 名

からくにの、典を御國の、のりにして、つくしましけむ、むかしをそおもふ
國の爲め、しをりとなりて、つくしけむ、吉備の大神、誰かあふかぬ

第三、吉備保光會

一一六

我が小田郡三谷村々民は吉備公の遺蹟頽廢せるを慨くこと久しき矣、明治三十三年適文學博士重野安釋氏公の遺蹟を實査せらるゝに當り有志者村民と相謀り適當なる保存の方法を講ぜん爲め吉備保光會を組織し時の縣知事吉原三郎氏を會長に推戴せり、會長は帝國大學に交渉して遺蹟の調査を委囑し文學士原秀四郎氏派遺の命を受け全年九月遺蹟の調査をなし進んで神聖地たる下道氏即ち吉備氏累代の墓所を研究する爲め約十日間に亘り毎日數十人夫を使用して所々の表土を三四尺乃至五六尺づゝ發掘せしに火葬土葬の骨木炭朱及大小各種形狀様々なる土器多數を發見せり、即ち吉備公當時には一族のもの同一墓地に葬らるゝ風俗なりしこと益明確となり、就中吉備公祖母夫人墳墓の構造は我墓制沿革考究の標準となり朱彩を施せる臺付の大形土器及波形の模様ある土器等は形狀模様及び其位置等に於て今まで知られたる勾玉時代の土器と連絡せるものにて勾玉時代の古墳土器の新古を考定し得る極めて有力なる證據品となれり、かゝる土器が出土せる墳墓が奈良朝初期のものなることを知り得て考古學上に一新事實を加へたり。

明治三十四年五月小田郡内各町村に本會役員を委囑し會員募集に着手せり、當時の役員及名譽會員左の如し。

役員

吉備保光會長 吉原三郎
副會長 告森良

全 幹事長 伊丹親恒

附記 本會々長、副會長、幹事長は時の縣知事を會長に次官を副會長に郡長を幹事長に推戴し來れるを以て縣知事次官郡長に更迭ある時は從て本會にも異動を生ぜり、今其歴代の會長副會長幹事長の氏名を擧ぐれば左の如し。

會長 吉原三郎、楡垣直右、寺田祐之、谷口留五郎、大山綱昌、湯淺倉平、笠井信一、香川輝、長延連、横山助成、大海原重義、佐上信一

副會長 告森良、葛寛藏、飯田盛敏、道岡秀彦、大島破竹郎、山下謙一、石田馨

幹事長 伊丹親恒、村山獎吾、神本國臣、謙木隆昌、村松翠之輔、鹽川正藏、小沼敬三郎、鈴木榮一郎、田中弘吉

全 幹事 池田茂、高草平助、石井源次郎、福武豐太郎、仁科浩平、片山敬一郎、高草常太郎、小野縫太郎、片山健吉、淺野房次、赤松健太、生長小十郎、久我房三、妹尾伍平、江木伯助、名越仁三郎、原田清光、久我於菟一郎、柴田覺一、原田吉平、仁科爲長、石井守一、津島喜平二、鳥越若太郎、妹尾瀨介、乘本源治郎、阿部健一、川上才二、山室喜久衛、川上生太郎、立間傳兵、三浦益一郎、守屋大一郎、佃善逸、池田久三郎、惣津耕三、松浦龜壽、大橋源造、長鋪佐太郎、眞安省三、奥野久七、渡邊淡平、竹井狄郎、相田性太郎、守屋忠作、小川平吉、多賀定市、木村利雄、關藤碩衛、難波貞次郎、小川護一、片岡卯八郎、久我米四郎、川井頼男、渡邊柳一、岡田平作、高草監二郎、西山鶴治、片山市太郎、淺野新三郎、福武豊造、高草美代藏、守屋松之助

一一七

全 地方委員 三谷村 坪井清太郎、川上半三郎、片山市太郎、片山種吉、山部竹一、山部榮五郎、山部九十郎、森脇治三郎、森脇岩治、高木與平治、山部彌九郎、赤松春次郎、赤松龜太郎、淺野房次、赤松健太、淺野秀太郎、江尻多吉、安田壽仙、狩山庄治、江尻鶴松、江尻愛次郎、淺野新三郎、渡邊熊太郎、高月惣平、中田元次郎、中田敬太郎、梶野辰五郎、田中岩次郎、田中春藏、坪井甚吉、安藤良吉、小野縫太郎、小野菊五郎、福武喜雨造、福武豐太郎、福武留意爾、川井武圭、川井茂一郎、川井悅治、木村長造、妹尾類助、宍戸寛城、齋藤嘉十郎、片山健吉、青江大三郎、萩原恭齋、川面村 池田茂、鳥越兎次郎、△今井村 柴田覺一、仁科爲長、△笠岡町 茂見空四郎、竹内祥次郎、小野偉平、原田吉平、△金浦町 大橋源造、久我房三、△城見村 小見山昌哉、藤井禎太、△陶山村 秀温知、惣津耕三、△大江村 田中治平、池田久三郎、△稻倉村 佃善逸、谷利惣太、△大井村 藤井多喜二、守屋大一郎、△吉田村 石田武平太、石井守一、△新山村 津島陳四郎、渡邊淡平、△北川村 相田性太郎、三浦益一郎、△小田村 土倉亮明、△堺村 川上希一郎、川上生太郎、△美山村 山室精一、山室喜久衛、△宇戸村 長谷川若藏、川上才二、△美川村 守屋義太郎、△矢掛町 土屋誠三郎、高草常太郎、△山田村 乘本源治郎、△中川村 小川平吉、渡邊柳一、△神島内村 長鋪毅作、長鋪佐太郎、△神島外村 三宅辰吉、眞安省三、△北木島村 竹本文太郎、奥野久七、△眞鍋島村 三崎長吉

名譽會員

吉備保光會特別名譽會員 酒井佐保、井上通泰、小磯進、岡田純夫、西村益三、白坂榮彦、原秀四郎、木村清四郎、小野節、重野安釋、長瀬時衡、(以上明治三十四年推薦) 吉原三郎、檜垣直右、寺田祐之、谷口留五郎、

大山綱昌、湯淺倉平、笠井信一、香川輝、長延連、横山助成、大海原重義、葛寛藏、飯田盛敏、道岡秀彦、大島破竹郎、山下謙一、伊丹親恒、神本國臣、村松翠之輔、鹽川正藏、小沼敬三郎、鈴木榮一郎、全 名譽會員 光岡金雄、藤井裕爾、豊田恒雄、泉英七、富津龜三郎、草加廉男、小野楨一郎、菅英二、荒木忠一郎、古谷省三郎、藤村英輔、松山清心、岡田磐、三原直記、雀部咸宜、妹尾經時、小林正敏、小澤泰、一山昌衛、村山獎吾、高木幸文、大野好蔭、加來惟威、杉原徳、神谷四郎、並河良行、三木芳太郎、塚本吉彦、大和昌一、石川良道、石川正夫、水上浩基、藤沼庄平、野上伯孝、鎌木隆昌、高塚松太郎、村上長造、久山知政、飛澤由藏、萩尾紋次郎、飛田謙藏、武南新一郎、犬飼源太郎、平川廣三郎、岡崎極次郎、大塚香、河田繁徳、日下部虎治、小田安正、秋山宗三郎、小嶋銀治、後藤猪四郎、有森新吉、難波千代吉、三村尙齋、赤木清太郎、高戸郁三、河原茂三郎、杉山幹一、藤原元太郎、柴田覺一、加藤郁太郎、横田養一、小橋藻三衛、長尾佐助、水田富太郎、萬代嘉平治、三宅元雄、原田清一郎、春名宗四郎、本位田兵之助、西村丹治郎、(以上明治三十四年推薦)

明治三十五年小田郡長伊丹親恒、岡山縣會議長池田茂等の諸氏當時吉備郡箭田村に設立せる吉備保廟會を合同せしめんと欲し屢交渉し會合して調停を試みしも成らず。明治三十六年本會は趣意書、會則、蹟遺調査書等を各方面に出して廣く宣傳せり。

吉備保光會趣意書

重野文學博士曰く本邦の教學王仁に俟り吉備公に成る公は奈良朝の盛時に生長し唐國文物邇隆の世に値り其典型を取りて之を我に用ふ、三善清行云へるあり大學の立つ大寶に始り天平に至りて吉備眞備道藝

を恢弘し親自ら傳授し學生をして五經、三史、明法、算術、音韻、籀篆等の六道を習はしむと此れ大學の一事に就きて之を言ふのみ、其他凡百の政令皆與らざるはなし、而して武事尤も其の力を効す所防備訓練塹壘を百代に留め叛亂を旬日に定む、公の如きは文武の全才と謂ふべき哉と實に然り、公が文武兩全大に我邦の文物典章を盛ならしめたりしことは苟も史を繙くもの、夙に知れる所たり、抑も公は其の先 孝靈天皇の皇子稚武彥命より出で、世々我が吉備の國に住し即ち吉備を以て姓となし給へり、其館址墳墓の此の國に存せんこと疑ふべくもあらず、傳へ云ふ我が郷土小田郡三成の地中國街道に沿へる字「瓦谷」は是れ公が館址にしてこゝを距ること數丁「谷川内」の丘尾は實に公が祖考の墓域なりと、而して千有餘年の久しき人の進んで之を徵證せんとする者なし、蓋し一坏の土を發くは古人の靈に對し敢て爲さざる所なればなり、かくて荒廢年を経ば可惜事蹟の湮滅せんこと慨し我等乃ち意を決して敢て之を確めんとして未だ果さず荏苒以て今日に至れり、然るに明治三十三年四月重野文學博士公の遺址を實査する爲め來縣せらるゝに際し我が小田郡に於ける遺址をも親しく實檢探究せられしが果然公の遺址並に其の祖考の瘞骨地たるを證徴するを得たり、即公の祖母夫人光照菩薩の納骨銅器の如き儼然として完璧を存し殊に其の蓋に鐫刻したる文字は炳焉として以て當時を追懷せしむ、其他墓誌銘の一片、古錢、石棺口碑傳説等一として公の遺蹟を證せざるものはあらず、博士乃ち「藏骨銅匱字畫明、殘塹墓志亦連城、千年遺物誰相比、獨有古京威奈卿、の一篇を賦して遙に寄贈せられたり、乃ち我が岡山縣小田郡三谷村大字東三成は吉備公累代の館址及び墳塋地たりしことまた動かすべからざるに至れり、然れども千有餘年星霜の久しき桑滄の變なきは能はず、且多年修築を加へざりしを以て吉備公の館址に奉祠せる「吉備大臣宮」は荆棘に鎖され先考の墓域また荒廢を極めぬ、此の如きは洵に先賢に奉ずる道にあらずして公の遺徳に浴するもの、最も忍びざる所なり、嗚呼此の頽廢を修めて以て公の英靈を慰め千古の遺蹟を顯揚せずして可ならんや、因て我等同人と相謀りて新に吉備大臣宮社殿を經營し、並に吉備氏累代の墓域を修め併せて光照菩薩の靈殿に修覆を加へんと欲す、有志の士冀くは義金を醸出し以て我等同人の舉を贊助せられんことを、若し夫れ義金醸出の方法に至りては載せて別項に詳なり就きて覽看を賜へ、聊か其の趣意を述べて諸君の贊助を仰ぐと云爾。

吉備保光會則

第一條 本會は吉備大臣宮の例祭維持及左の各項に對し擴張修築保存の道を設くるを以て目的とす

一、吉備大臣宮社殿

二、吉備氏墓域

三、光照菩薩

第二條 本會を吉備保光會と稱し事務所を備中小田郡三谷村大字東三成に置く

第三條 本會の目的を達する爲めに要する經費は總て會員の醸出金を以て之れに充つ

第四條 本會の目的を翼賛し金圓物品を醸出するものを以て會員及贊助員とし左の區別に従ひ相當の優待をなすものとす

- 一、金百圓以上醸出したるものを特別名譽會員とす
但貴顯紳士にして特に本會に功勞ある者は特別名譽會員に推薦することを得
- 二、金參拾圓以上又は之れに相當する物品の醸出者を名譽會員とす
但特に本會に功勞ある者若くは貴顯紳士にして本會の目的を翼賛する者は名譽會員に推薦することを得
- 三、金拾圓以上又は相當する物品の醸出者を特別會員とす
- 四、金貳圓以上又は之れに相當する物品の醸出者を通常會員とす
- 五、其他の醸出者を賛助員とす
- 第五條 前條優待の方法は幹事會の評決を経て之を定む
- 第六條 本會に左の役員を置く
會長一名 副會長一名 幹事長一名 地方委員若干名 幹事若干名
- 第七條 會長は本會諸般の事を統督し副會長之れを補佐す幹事長は會長の指揮を受け又は幹事會の決議により本會諸般の事を所理し幹事之れを處辨す地方委員は専ら會員を募集し且つ一時の囑託により其事務を處辨す
- 第八條 地方委員及幹事は會長之を推舉す
- 第九條 本則の變更を要することあるときは幹事會の評決を経るを要す

吉備保光會員待遇規程

第一 本會の趣旨を翼賛して金品を醸出せらるゝものには左の區別に依り徽章を贈呈するものとする
但賛助員には謝狀を贈呈すること

第一章 金百圓以上

第二章 金參拾圓以上

第三章 金拾圓以上

第四章 金貳圓以上

謝 狀

一 金

本會の事業を翼賛し前記の金員を醸出せらるる依て茲に厚意を謝す

年 月 日

何 誰 殿

吉備保光會長 姓 名

會員の親屬又は朋友にして本人同行の向は左の人員に限り本人同一の待遇を受くることを得

第一章 同伴人十二名まで

第二章 同伴人七名まで

第三章 同伴人五名まで

第四等章 同伴人三名まで

第二 三等以上の醸出者には例祭當日式場に於て神酒を供す
第三 本會の古文書古器物及陳列物品の縦覽吉備公舊蹟の巡見等に付き徽章相當の待遇を爲すものとす

吉備公遺蹟調査書

(第二、吉備公遺蹟雜考の部に詳なれば畧す)

明治三十六年十月地元即ち小田郡三谷村内の會員募集を行へり(會員名簿別冊)

大正二年十月郡外會員募集内規(省畧)を協定して募集に着手し出張委員を定むる事左の如し(會員名簿別冊)

浅口郡 赤松健太、森脇治三郎、浅野新三郎、赤松團一、浅野春治、山根光五郎

後月郡 小野縫太郎、小野菊五郎、渡邊熊太郎、江尻甚平、高木與平治、山部彌九郎

全年三月吉備氏墳墓の周圍に櫻樹を移植せしも枯死せり。

大正四年四月光助靈神社殿修覆及び吉備神社前面道路の幅員を擴張修理せり。

明治三十三年より大正十四年に至る間に於て基本財産造成の目的にて購入せし土地并在來社有たりし土地左の如し。

大字東三成字瓦谷三八六四番

一、宅地十二坪

從來吉備神社の所有にして購入年月不詳

全所三八六五番

一、山林一反三畝十七步

全 上

全所三八五九番

一、山林四畝二步

大正四年七月十五日購入

全所三八六一番

一、山林五畝二十四步

全 上

全所三八七二番

一、山林一反一畝四步

大正十年十月廿二日購入

全所三八七二番ノ二

一、山林三反一畝三步

全 上

全所字東山三八八八番ノ二

一、山林二町三反五畝步

大正六年八月十三日三町步購入、大正十年十月二十五日前二筆ト交換セシ殘

計、宅地十二坪

山林三町二反二十步

明治三十三年九月より大正十四年三月に至る決算

一、金參千百貳圓四拾七錢六厘

金内百六拾五圓

金貳千百四拾五圓七拾九錢六厘

收 入 高
寄 入 附 金

金貳百九圓六拾四錢

預入金 利子

金貳百六拾五圓

村 獎 勵 金

一、金四百八拾貳圓四錢

其他の收入 金

一、金貳千四百貳拾七圓八拾八錢四厘

支 出 高

内

金五百拾八圓九拾八錢五厘

營 繕 費

金四百七拾九圓參拾八錢九厘

印 刷 費

金千四百貳拾九圓五拾壹錢

會員募集費及其他の諸費

差引殘金六百七拾四圓五拾九錢貳厘

吉備公遺蹟誌終

大正十五年三月三十日印刷
大正十五年四月十五日發行

(非賣品)

編輯兼發行者 片 山 市 太 郎
岡山縣小田郡三谷村大字東三成二六一二番地

印刷人 金 田 虎 吉
岡山縣岡山市下田町三十六番地

印刷所 中國民報社印刷部
岡山縣岡山市東中山下四十番地

發行所 岡山縣小田郡三谷村
吉 備 保 光 會

吉備公遺蹟考

金部百八拾五兩

金部百八拾五兩

金部百八拾五兩

内

岡山藩小田部三谷村

吉備野光會

金部百七拾九兩

金部百七拾九兩

金部百七拾九兩

金部百七拾九兩

岡山藩岡山市中田部三谷村

中岡野光會

岡山藩岡山市中田部三谷村

岡山藩岡山市中田部三谷村

大正十五年四月五日發行
大正十五年三月三十日印刷
(共賣品)

166
362

古
城
山



